

187
3
140

訂 卷
保元物語註釋

上
卷

内藤恥由史先生
平井頼吉先生

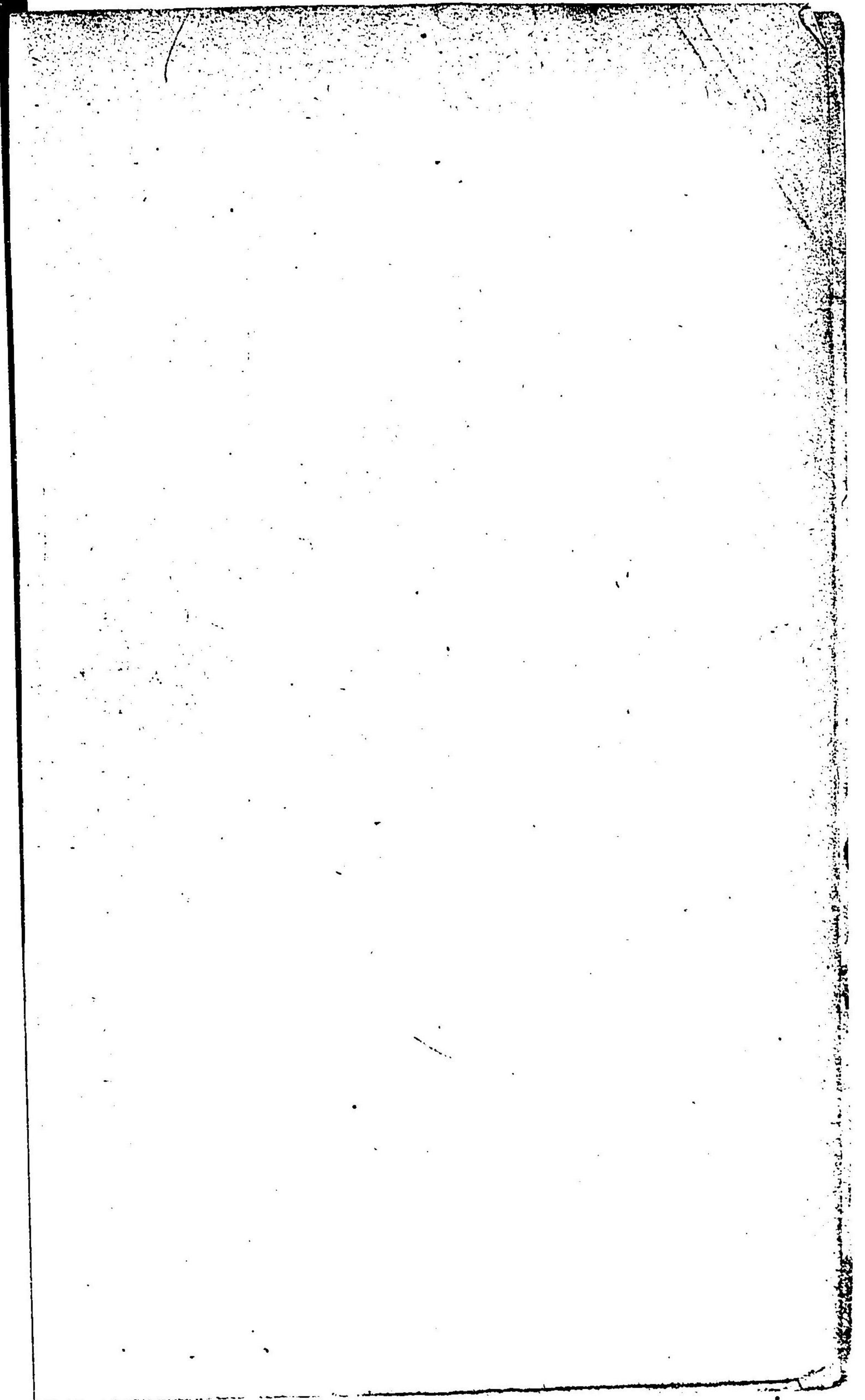
参訂註釋



訂 冬 保 元 物 語 註 釋

東京書林

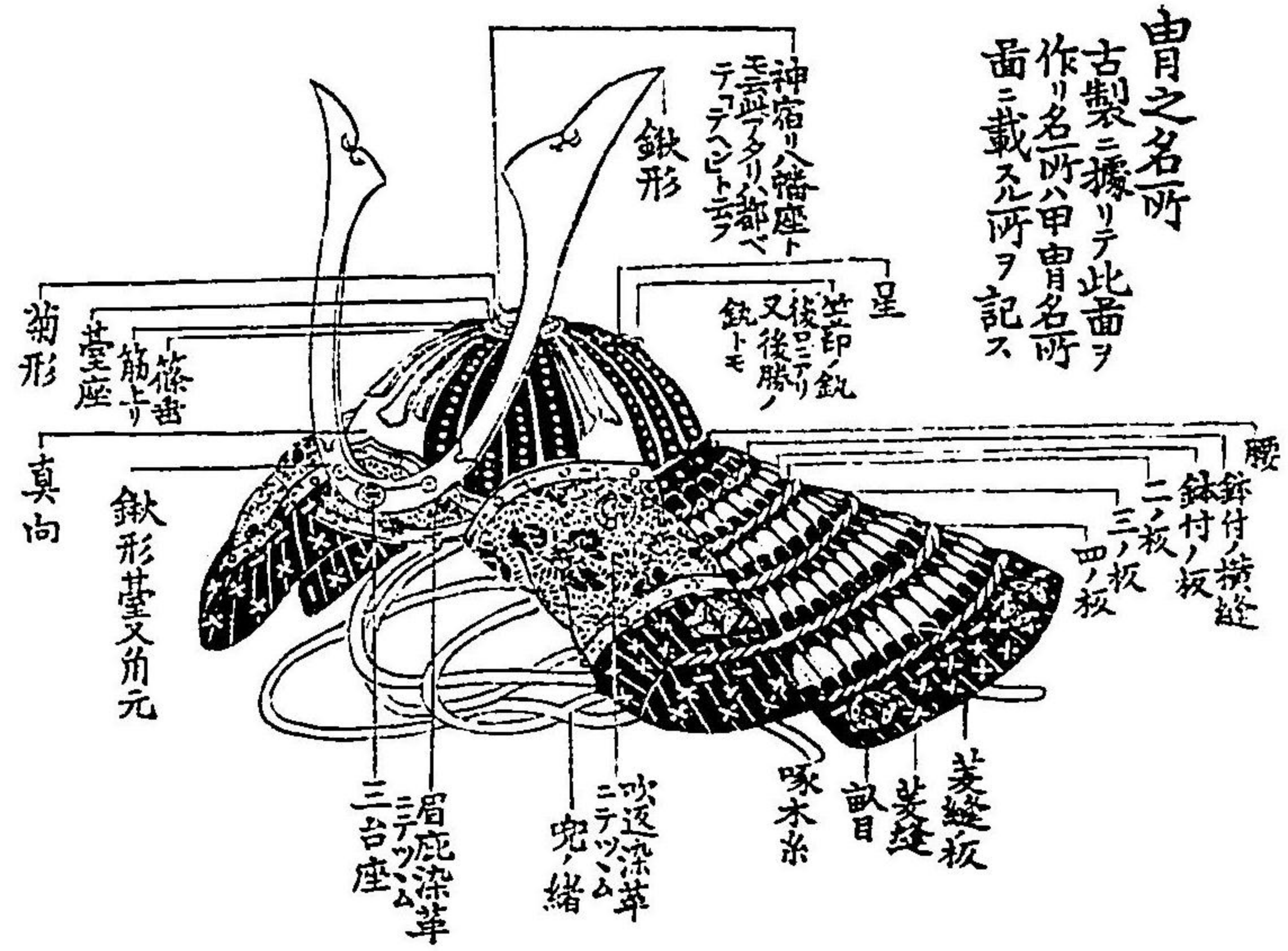
青山清吉蔵版





この畠刑部大輔光長が画けた保元物語の屏風の中
源為朝が兄義朝の兜の星と射たる所あり光長は
承安年中の人にて保元元年に既に生れ合ひる人あり
土佐光弘及土佐光信等が保元物語の屏風並に光信が
保元平治物語の密画の屏風等は何れもこの光長
が画きたる畠に於て少一づ取拾て画きたるもの
と思はるるあり繪の上と物語の上とは少一づの異同
あれども之を以て為朝が武装の大凡と云ふに知るべきあり

○參訂保元物語註釋の圖



由之名所
古製ニ據リテ此面ヲ
作リ名所ハ甲冑名所
面ニ載ス所ヲ記ス

脚立之圖

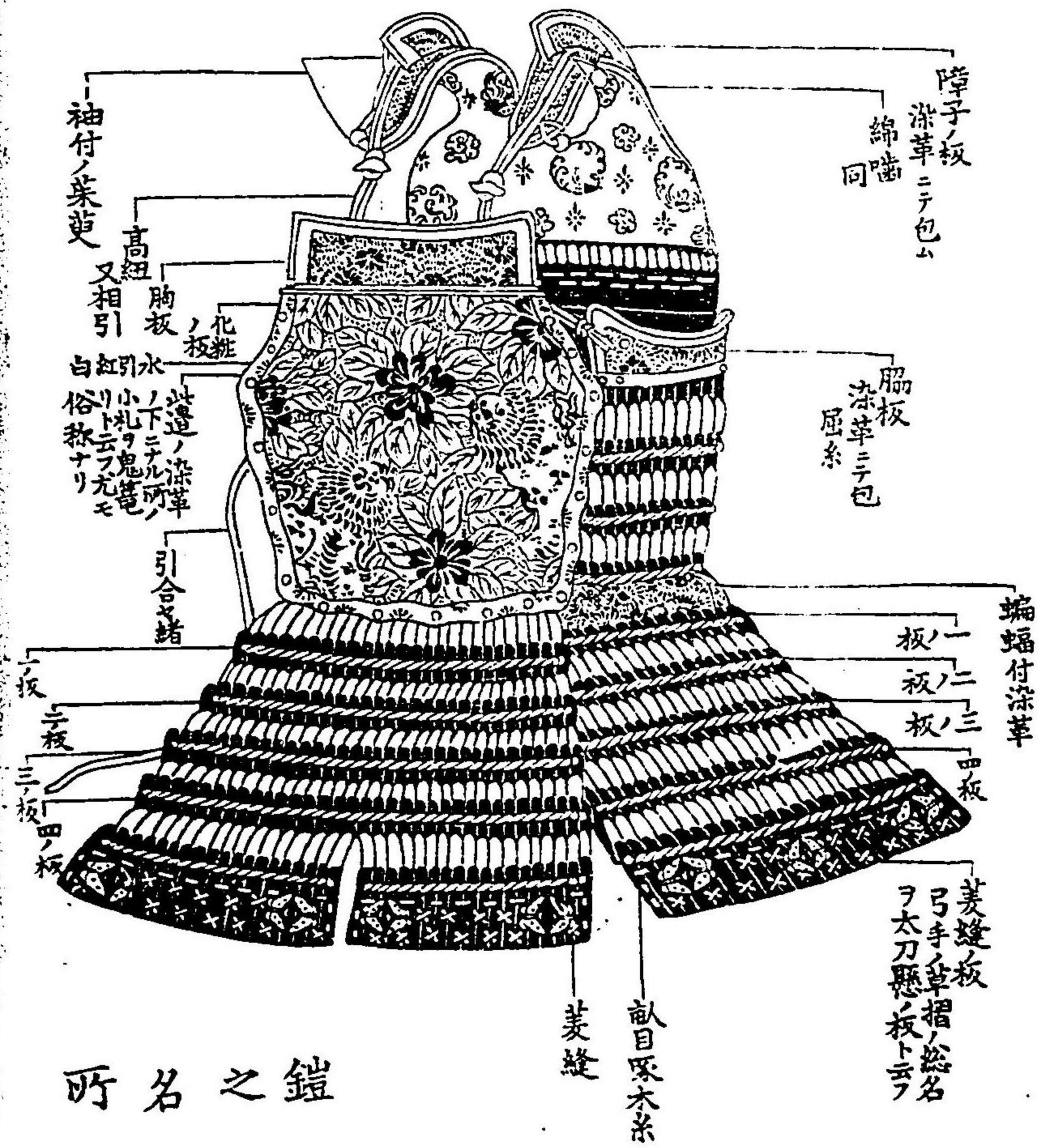


本式ノ體ハ右ノ脚ヲ欠テ作ル故ニ體ヲ着スル
前ニ此脚立ヲ右ノ脚ニ當ルナリ
札ノ上ニ漆草ニテ包ム草摺一枚下リナリ
之ヲ脚立ノ草摺トモ馬手ノ草摺
トモ云フ



○參訂保元物語註釋の圖

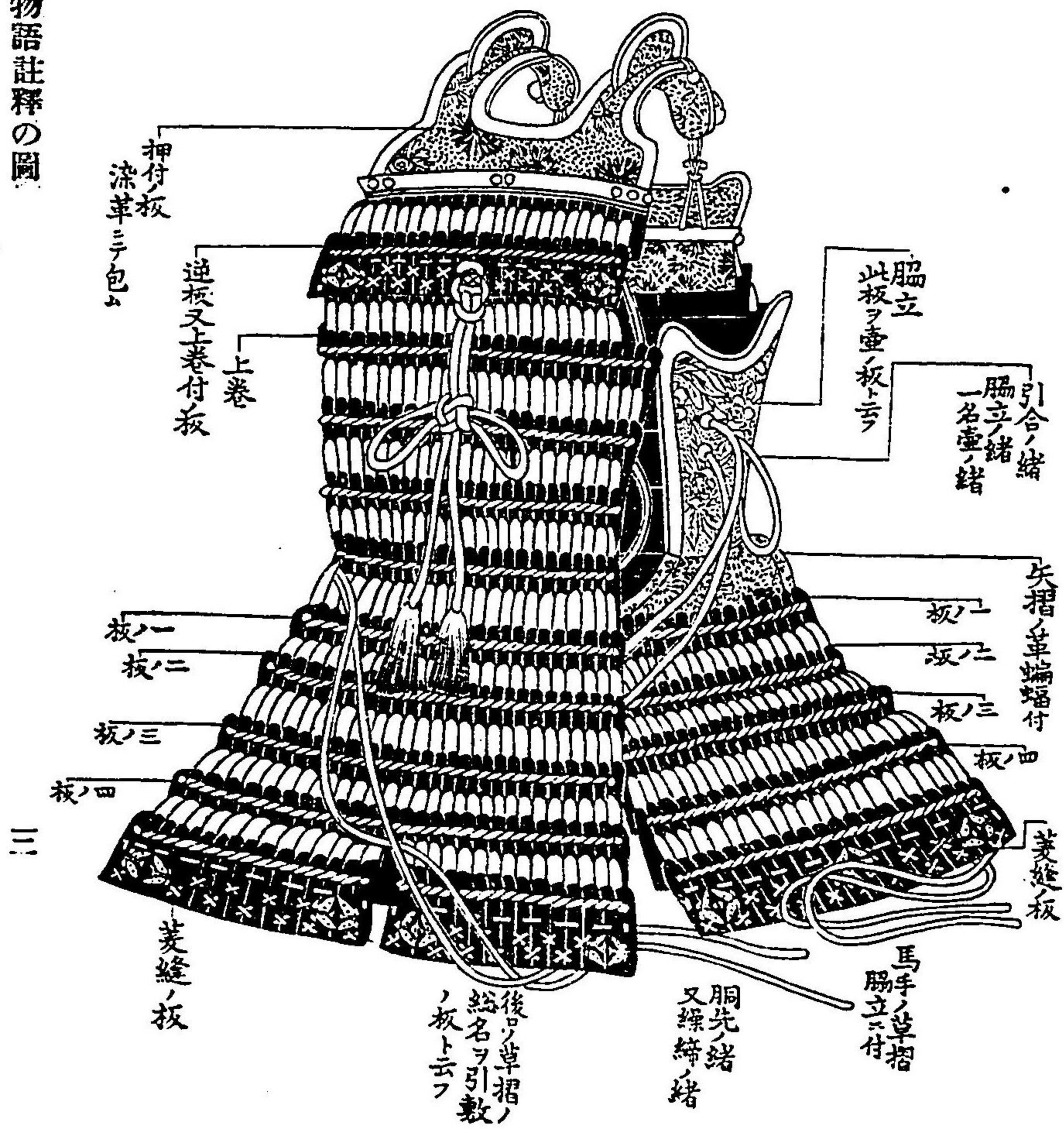
前之鎧

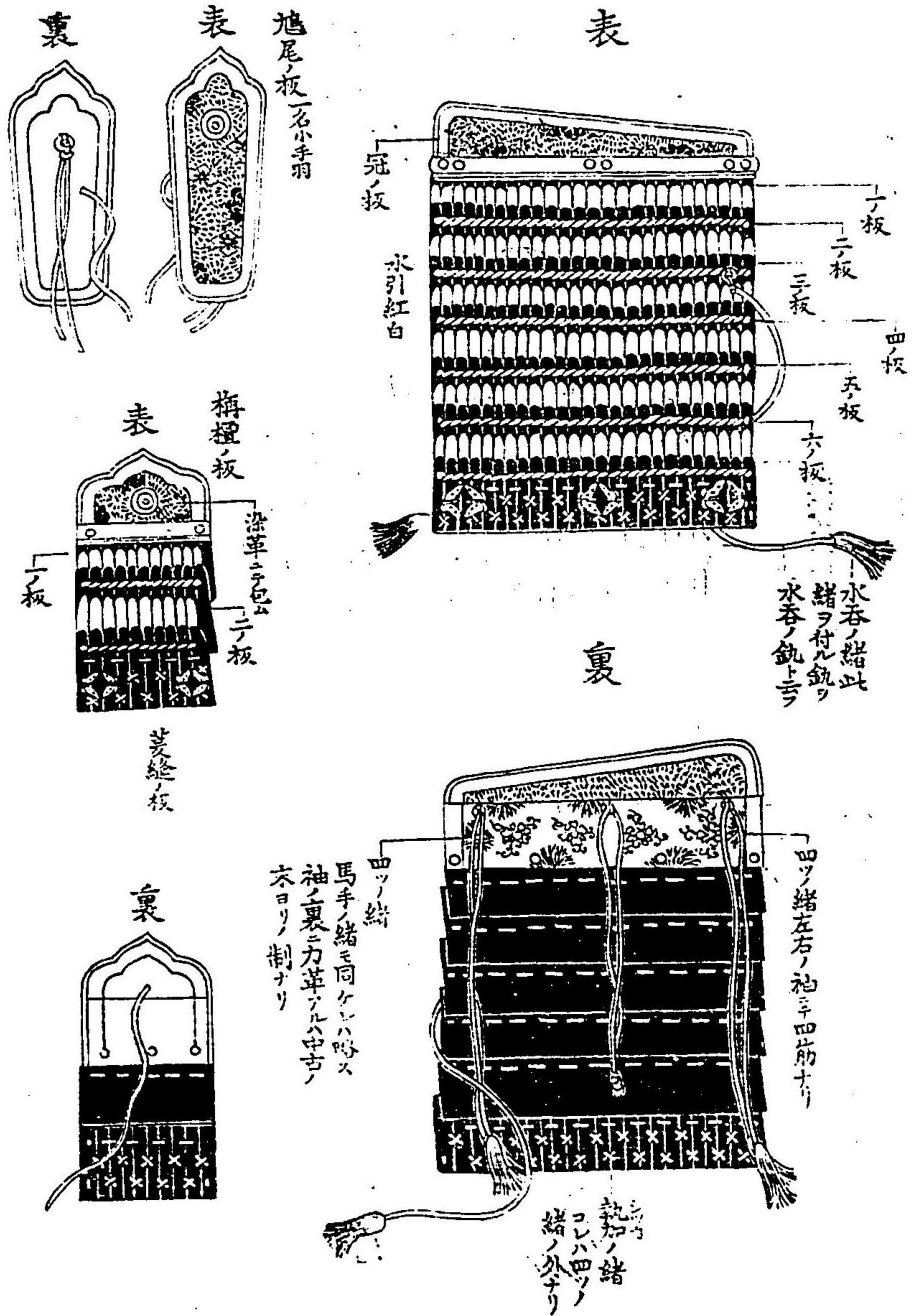


所名之鎧

後之鎧

○參訂保元物語註釋の圖





鳩尾板一名小手羽

表

裏

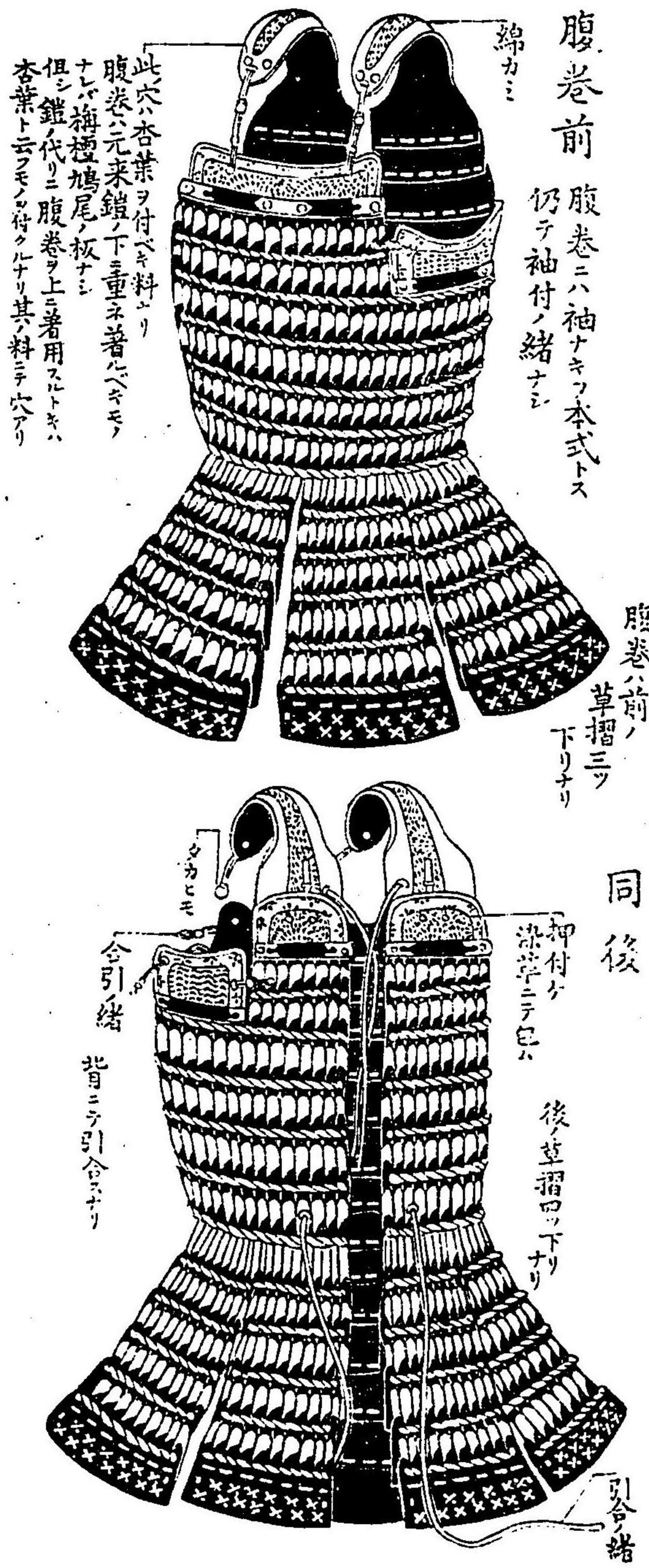
表

梅檀板

裏

裏

馬手ノ緒モ同ケレハ略ス袖ノ裏ニ力革アルハ中古ノ木ヨリノ制ナリ



腹巻前

腹巻ニハ袖ナキハ本式トス仍テ袖付ノ緒ナシ

腹巻前ノ草摺三ツ下リナリ

同後

押付ケ漆草ニテ包ム

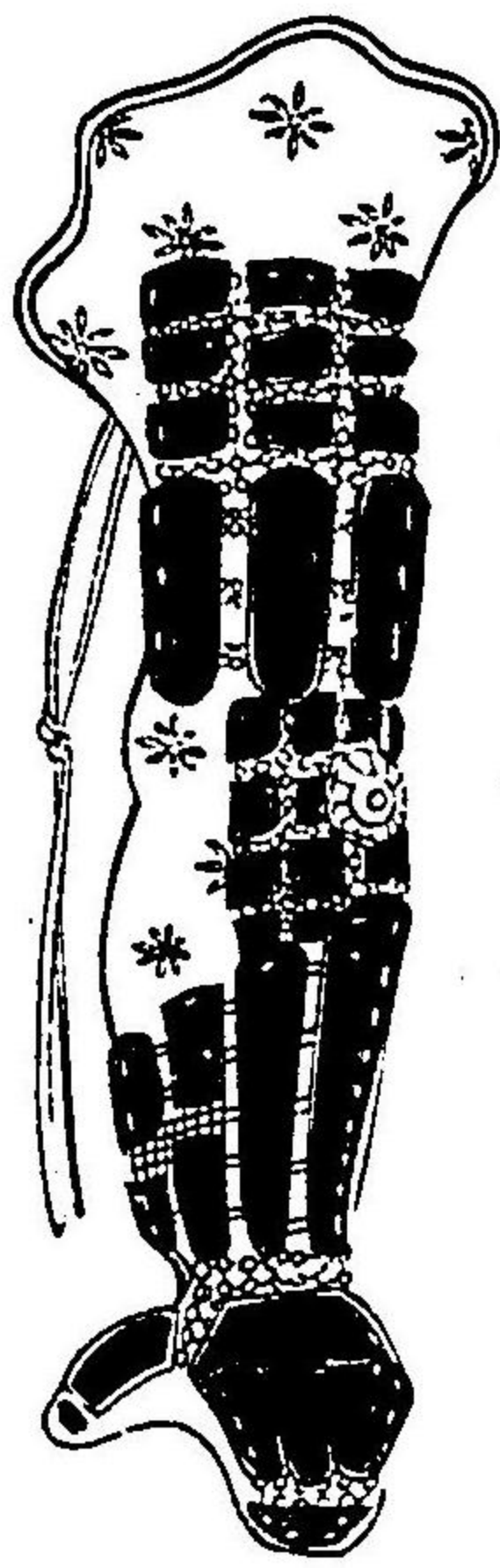
後草摺四ツ下ナリ

引合緒

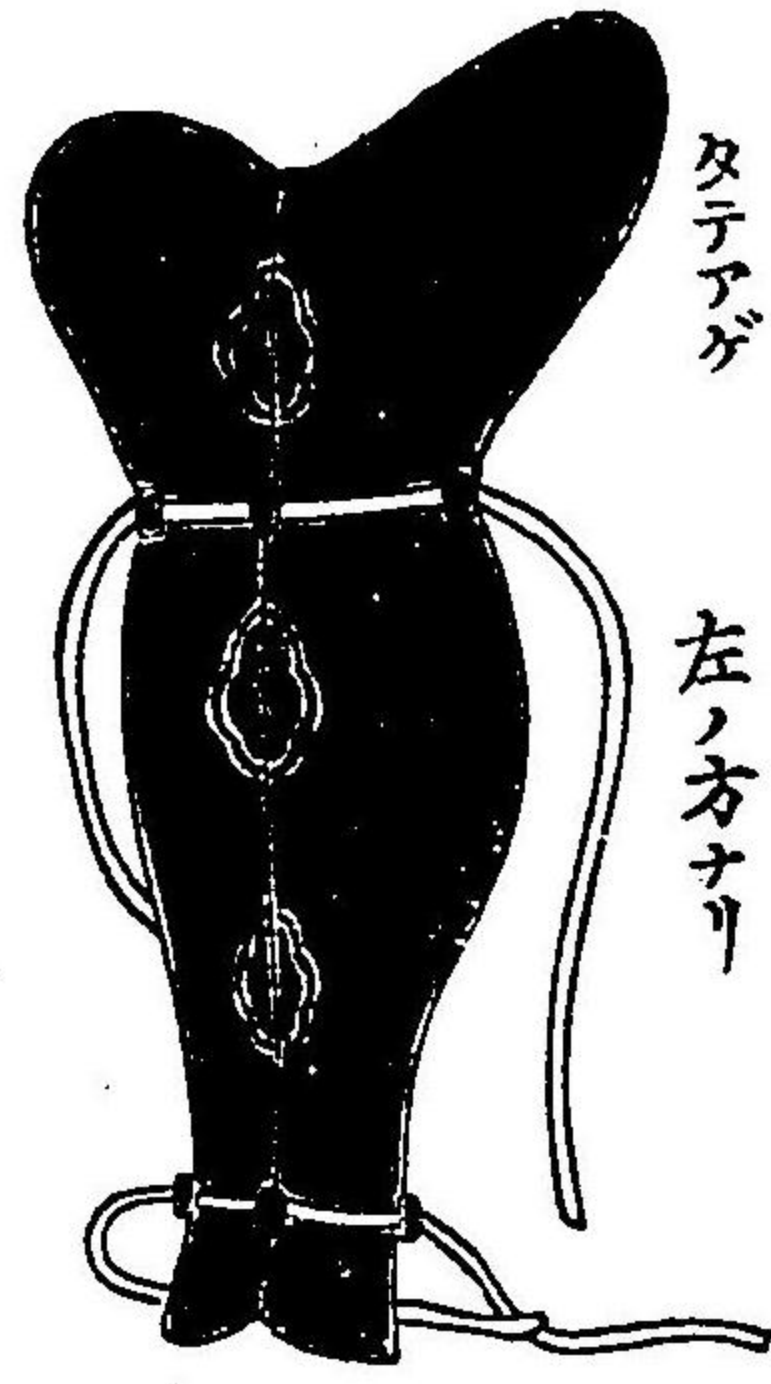
此穴ハ杏葉ヲ付ベキ料ナリ腹巻ハ元來鎧ノ下ニ重テ著ルベキモノナレバ梅檀鳩尾ノ板ナシ但シ鎧ノ代リニ腹巻ヲ上ニ着用スルトキハ杏葉ト云フモノ付クルナリ其料ニテ穴アリ

○參訂保元物語註釋の圖

籠手之圖表

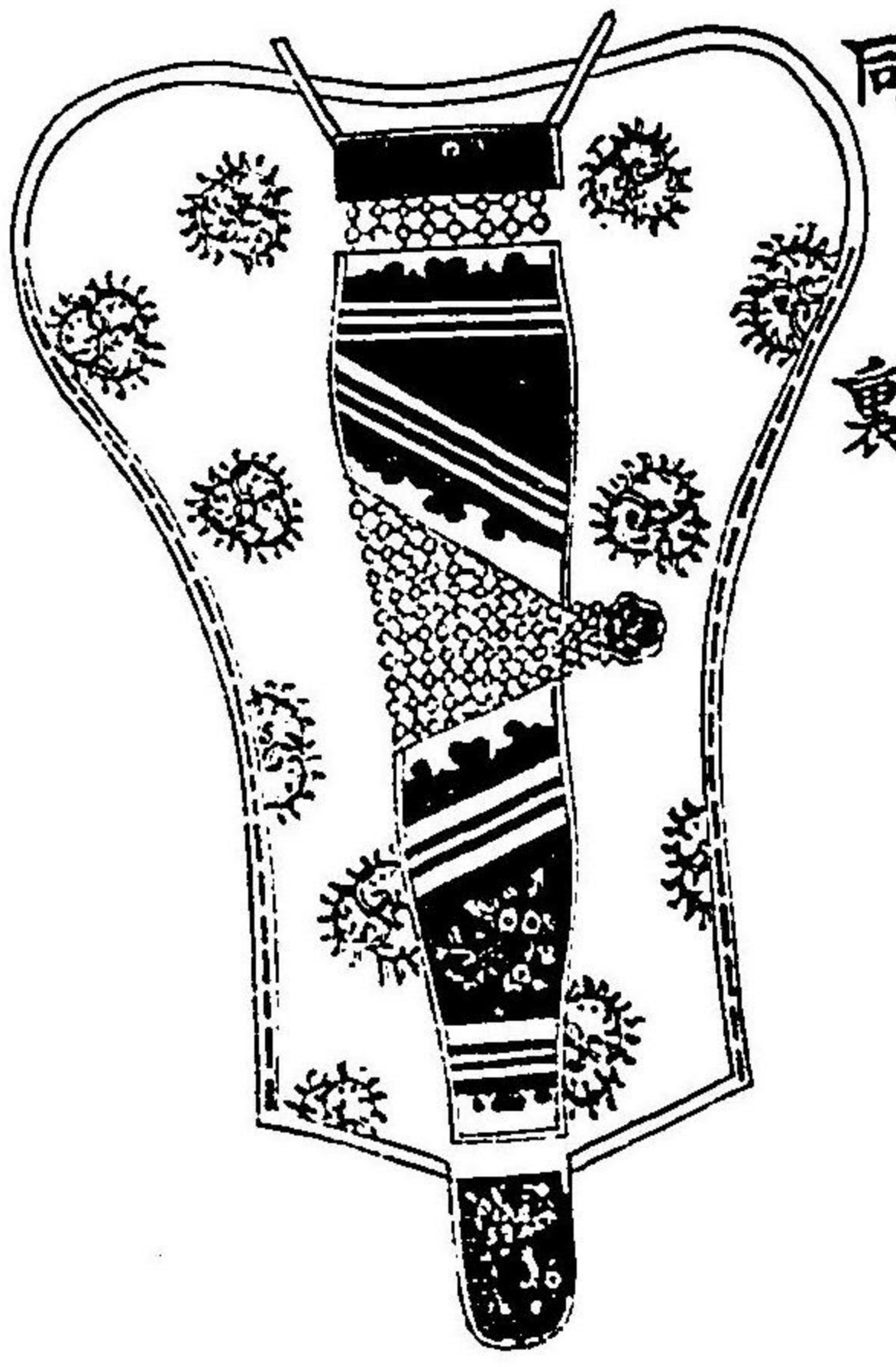


オホダテアゲ
大立舉之臈當之圖



タテアゲ
左ノ方ナリ

同裏

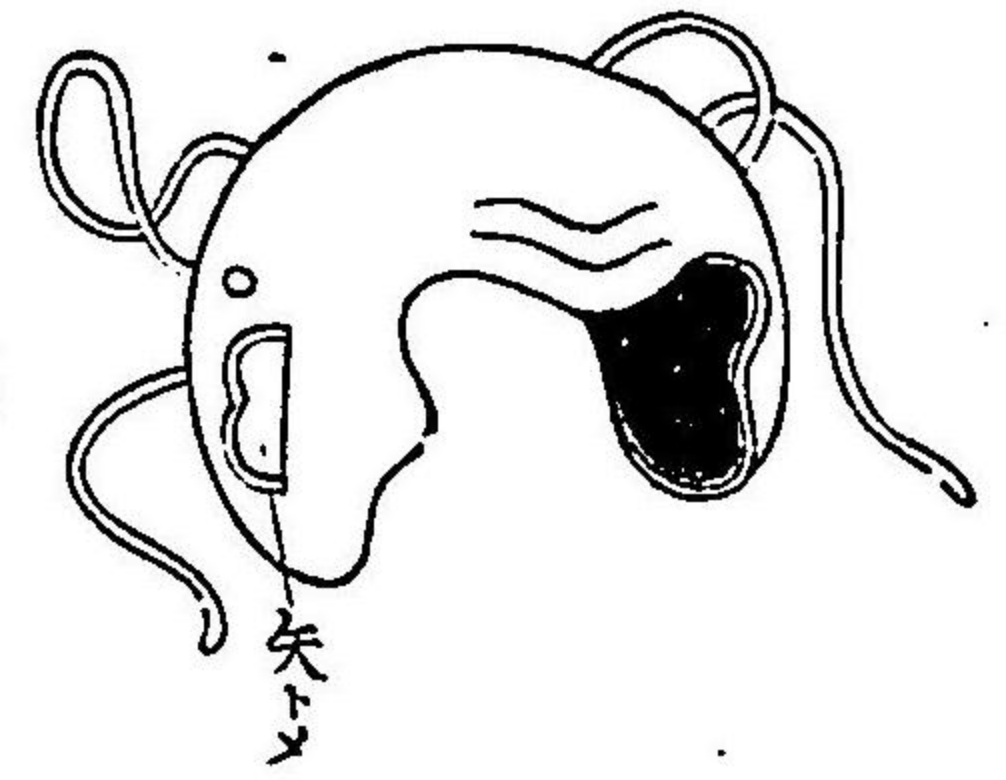


脇立ガリヲ著タル番



六

ハツフリ
半首之圖



ハツフリ
半首ノ上ニ烏帽子ヲ著タル番
北野天神記ノ画ニ見ユ



ハツフリ
半首之圖



半首ノ上ニ烏
帽子ヲ著タル番
六波羅行幸ノ
画卷物ニ見ユ



○參訂保元物語註釋の圖

直垂ノ下ニ腹巻ヲ著タル番
ニシテ刑部大輔光長カ画ケル
年中行事ノ繪ニ見ヘタリ



七

○參訂保元物語註釋の圖
素絹下ニ腹巻ヲ著タル圖



直垂下ニ腹巻ヲ著タル圖
法然上人行狀繪傳見ル所



中古ノ頃洞丸ヲ著
先番ニシテ土佐光弘
カ画ケル前九年合戦
ノ画ニ見ユ



參訂保元物語註釋

緒言

此の物語は、主として保元の亂の顛末を寫せるものにして、平治物語と共に、假名文を以て、戰亂のさまを寫せる、いはゆる軍記文の嚆矢なり。其の文體は、多く漢語を交へ、國語の助辭を以て、巧みに其の間を調和して、雄壯端嚴なる所には、漢文の語勢を資り、優美にして微細なることを寫すには、國文の姿を以てしたれば、よく漢文の壯重と國文の優美とを兼ね、我が文學上に、一新生面を開けるものなり。さればにや。是れより以降續出せる、平家物語の如き、源平盛衰記の如き、太平記の如き、假名文もて書ける軍記文は、一として此の書の文體に基かざるはなし。また篇中行路のさまを序する處には、多く聯語疊句を陳ねて、其の風致景物を叙し、讀者をして、更に其の情感を深からしめたる如きは、世に所謂、道行振と稱する文の備を作せるものにして、後世の謠曲文、及び淨瑠璃文

などは、皆此の法を踏襲したるものなり。

一 此の物語は、彼の草紙物語の如く、詞華言葉をのみ事としたる、作り物語と異にして、多く事實をもととして書けるものなれば、歴史の一端ならんこと勿論なれども、固より純然たる歴史にあらざれば、文辭上いさゝか潤色せし所なきにあらざるのみならず、事實の上に於いても、或は眞偽相交はる所あり。されば、歴史として見んよりは、むしろ叙事を主としたる國文として見るを妥當なりとす。

一 此の物語は、平治物語及び源平盛衰記と共に、古くより葉室大納言時長卿の作といひ傳ふれど、確證なければ信じ難し。今、此の物語と平治物語とを比較するに、其の文體、語勢相一致して、文の體裁更に異なる所なければ、二書の同一人の手に成りたることは、更に疑ひなしと雖も、盛衰記に至りては、視て同人の作と爲す能はざるなり。何となれば、保元平治の二書と盛衰記と、其の記する所の事實、まゝ相違せる所あるのみならず、保元物語と平治物語とは、其の慣用

語、相一致せるに、盛衰記は痛く異なる所あればなり。殊に文章の體裁よりいふも、保元平治の二書は、共に質直にして虚飾少きに、盛衰記は浮華にして粗樸に乏しく、其の間大に異なる所あり。是れ其の書の、同一人の筆にあらざるを證すべし。

新古事談には、大和國多武峯の公たのこ諭僧正、保元物語と平治物語との二書を作り出で、因縁舞の名人烏丸久兒若節くわがらひさこ附けたるを、大納言經實、二條院に奏上したる由見ゆれど、同書には、二條帝以後の事をも記したれば、此の説も亦從ひ難し。要するに、保元平治の二書は、同一人の手に成りたるには相違なければ、誰人の作なりといふことは、今詳ならず。兎に角、鎌倉幕府時代の初めに出でたるものにして、假名文もて書ける、軍記文の開祖なりと心得べし。

一 保元平治の二書、世に行はるゝものには、片假名本、平假名本等數種あれども、諸本中最も善く校合せられたるものは、參考保元物語及び參考平治物語なり。同書は、水府の人今井弘濟、内藤貞顯が、水戸義公の命を奉じ、日本史の材料

として異本五部と引用書數十部とを以て、其の異同を辨じたるものなり。されば、共に學者の間に、殆ど定本として行はる。今、此の註釋書も、本文は大方それに據れり。されど、中には、まゝいかゞと傾かるゝ所もなきにあらず。そは諸本を參照し、愚意を以て取捨せり。又原文中假名違ひは悉く改正せしかど、語法は原文の儘に差し置きぬ。そは時勢と共に語法の沿革せしさまを知るに便宜なればなり。

一 本文中なる甲冑、刀劍、弓箭、其他軍裝に關する具、及び内裏殿舎の所在、名所などは、一々、其の條下に委しく註釋を施したれども、文辭上の説明のみにては、初學の輩、會得し難からんと思へば、卷首に、其れらの圖解を附し、讀者に遺憾なからしめんこととせり。但し、以上の圖解は、數十葉に涉りて甚多ければ、悉く本書の卷首のみに掲げ難きを以て、本書と平治物語註釋と曾我物語註釋との卷首に分配して掲げたり。看ん者其の心してよ。

一 本書は、初學者のためにとて、ものせしものなれば、たとひ平易の語句と雖

も、初學者にありて解し難からんと思はるものは、悉く摘舉して註釋を付せり、されば、繁冗に失するの譏を免れずと雖も、容易に本文の意味を會得し得らるべく務めたるなれば、見む人これを恕せよ。

一 本書、かならずしも段落によりて註釋を施さざるは、釋文の長短、段ごとに一定ならざるが故なり。又註釋も、專、通曉し易きを主としたれば、或は俗言を用ゐ、或は漢語に譯するなど、其の記する所一様ならず。見む人其の支離をな咎めそ。

明治三十三年六月

註釋者しるす

參訂平治物語註釋

緒言

- 一 此の物語は、主として平治の亂を寫せるものにして、信賴信西不快の事に筆を起し、終は賴朝起りて、平氏を西海に滅し、天下兵馬の權を掌握するに留めたり。此の物語は、保元物語と同一人の作なる由は、古來の定説にして、彼の書の續編ともいふべきものなれば、本書のことは、すべて、保元物語註釋の緒言に就て見るべし。
- 一 本書校合の用意の程、及び注釋の體裁など、保元物語註釋と同一にして、同書の緒言に述べたると同趣旨なれば、茲には贅せず。
- 一 註釋中、既に保元物語註釋に載せたるものは、煩を省くために、皆保元物語註釋にある由を記して、一々之を解せず。但し一二語にして盡くるものは、かならずしも然らず。

一 卷首の圖解は、強ち本書に關するものゝみを掲げたるにあらず。既に保元物語註釋の緒言に述べたる如く、初學者の參考にもがなど、當時の甲冑、弓箭、刀劍、其他軍裝に關するもの、及び内裏宮殿の所在などの大概を圖解して、本書及び保元物語註釋、曾我物語註釋の三書の卷首に、分配して掲げたるなれば、彼是相通覽するを必要なりとす。此の圖は、皆本書の參考として便宜なるのみならず、初學の人、他の軍記類を讀まん折にも、參照の料となるべし。

明治三十三年六月

註釋者しるす

參訂平治物語註釋

目 録

上 卷

- (一) 信賴信西不快の事
- (二) 信賴卿信西を滅さるゝ議の事
- (三) 三條殿發向並びに信西の宿所焼き拂ふ事
- (四) 信西子息關官の事附除目の事並びに悪源太上洛の事
- (五) 信西出家の由來並びに南都落ちの事附最期の事
- (六) 信西の首實檢の事附大路を渡し獄門に懸けらるゝ事
- (七) 唐僧來朝の事
- (八) 叡山物語りの事
- (九) 六波羅より紀州へ早馬を立てらるゝ事

- (十) 光賴卿參内の事並びに許由が事附清盛六波羅上著の事
 - (十一) 信西子息遠流に宥めらるゝ事
 - (十二) 院御所仁和寺に御幸の事
 - (十三) 主上六波羅に行幸の事
 - (十四) 源氏勢汰への事
- 中 卷
- (十五) 待賢門の軍附信賴落つる事
 - (十六) 義朝六波羅に寄せらるゝ事並びに賴政心替りの事附漢楚戦ひの事
 - (十七) 六波羅合戦の事
 - (十八) 義朝敗北の事
 - (十九) 信賴降參の事並びに最期の事
 - (二十) 官軍除目を行はるゝ事附謀叛人官職を止めらるゝ事

- 下 卷
- (二十二) 謀叛人各召し捕らるゝ事
 - (二十三) 重仁親王御出家の事
 - (二十四) 爲義降參の事
 - (二十五) 忠正正弘誅せらるゝ事
 - (二十六) 爲義最期の事
 - (二十七) 義朝弟共誅せらるゝ事

- (二十八) 義朝幼少の弟悉失はるゝ事
- (二十九) 爲義の北の方身を投げ給ふ事
- (三十) 左大臣殿の御死骸實檢の事
- (三十一) 新院御遷幸並びに重仁親王の御事
- (三十二) 無鹽君の事
- (三十三) 左府の公達並びに謀叛人各遠流の事

- (三十四) 大相國御上洛の事
- (三十五) 新院御經沈めの事附崩御の事
- (三十六) 爲朝生け捕り流罪に處せらるゝ事
- (三十七) 爲朝鬼が島に渡る事並びに最期の事

訂參 保元物語註釋

目 録

上 卷

- (一) 後白河院御即位の事
- (二) 法皇熊野御參詣並びに御訖宣の事
- (三) 法皇崩御の事
- (四) 新院御謀叛思し召し立つ事
- (五) 官軍方々手分けの事
- (六) 親治等生捕らるゝ事
- (七) 新院御謀叛露顯並びに調伏附内府異見の事
- (八) 新院爲義を召さゝる事附鵜丸の事
- (九) 左大臣殿上洛附著到の事

- (十) 官軍召し集めらるゝ事
- (十一) 新院の御所門々固めの事附軍評定の事
- (十二) 將軍塚鳴動並びに彗星出づる事
- (十三) 主上三條殿行幸の事附官軍勢汰への事

中 卷

- (十四) 白河殿義朝夜撃ちに寄せらるゝ事
- (十五) 白河殿攻め落す事
- (十六) 新院左大臣殿落ち給ふ事
- (十七) 新院御出家の事
- (十八) 朝敵の宿所焼き拂ふ事
- (十九) 關白殿本官に歸復の事附武士に勸賞を行はるゝ事
- (二十) 左府御最期附大相國御歎きの事
- (二十一) 敕を奉じて重成新院を守護し奉る事

- (二十二) 常磐註進並びに信西子息各遠流に處せらるゝ事
- (二十三) 義朝青墓に落ち著く事
- (二十四) 義朝野間下向の事附忠致心替りの事
- (二十五) 賴朝青墓に下著の事

下 卷

- (二十六) 金王丸尾張より馳せ上る事
- (二十七) 長田義朝を撃ちて六波羅に馳せ參る事附大路渡して獄門に懸けらるゝ事
- (二十八) 忠致尾州に逃げ下る事
- (二十九) 惡源太誅せらるゝ事
- (三十) 清盛出家の事並びに瀧詣で附惡源太雷と成る事
- (三十一) 賴朝生け捕らるゝ事附常磐落ちらるゝ事
- (三十二) 賴朝遠流に宥めらる事附吳越戦ひの事

- (三十二) 常磐六波羅に參る事
- (三十三) 賴朝遠流の事附盛安夢合せの事
- (三十四) 牛若奥州下りの事
- (三十五) 賴朝義兵を擧げらるゝ事並びに平家退治の事

參訂 保元物語註釋上卷

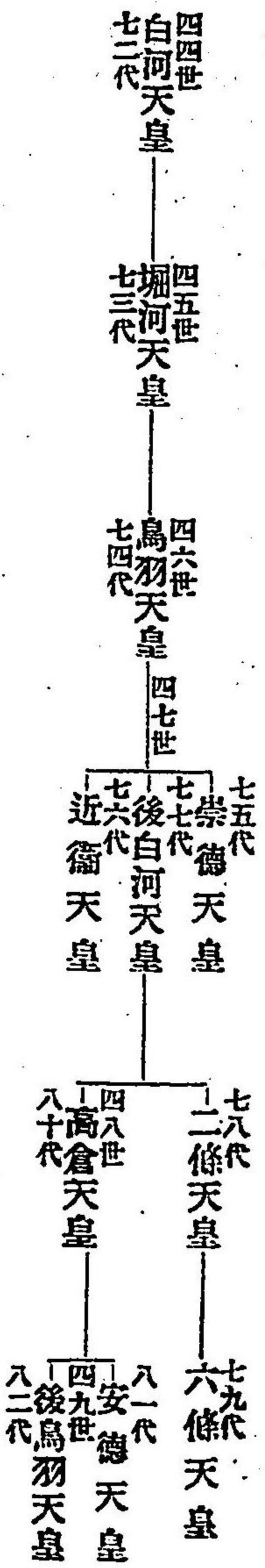
内藤 耻 叟
平井 賴 吉
參訂註釋

(一) 後白河院御即位の事

爰に鳥羽禪定法皇（せんていぼうこう）と申し奉るは、天照太神四十六世の御末、神武天皇より七十四代の帝（みかど）なり。堀河天皇第一の皇子、御母は贈皇太后宮藤茨子（とうらふし）、閑院大納言實季卿（じつせいきやう）の御娘なり。康和五年正月十六日に御誕生、同じき年の八月十七日皇太子に立たせ給ふ。嘉承二年七月十九日、堀河院隠れさせ給ひしかば、太子五歳にて踐祚あり。御在位十六箇年か間、海内靜にして天下穩なり。寒暑も節を過たず。民屋も誠に豐なり。保安四年正月二十八日、御歳二十一にして御位を遁れて、第一、宮崇徳院に讓り奉り給ふ。大治四年七月七日、白河、院隠れさせ給ひてより後は、鳥羽、院天下の事を知し召して、政を行ひ給ふ。忠ある者を賞しおはしますこと、聖代聖主の先規

に違はず。罪ある者をも赦し給ふこと、大慈大悲の本誓に叶ひおはします。されば
恩光に照らされ、德澤に潤ひて、國も富み民も安かりき。

鳥羽禪定法皇 鳥羽法皇御名は宗仁と申す。禪定は、佛道を修行して、真空に至る者の稱號なり。大藏法
數に、梵語禪那、華言靜慮、專心欽念守一不散之謂也。禪有二種、一者世間禪、謂色界无色界、凡夫所修禪也。
二者出世間禪、謂聲聞緣覺、所修禪也。見え、また佛教いろは字典に、禪定は、梵漢兩擧の語なり。禪は具に
は禪那と言ひ、定と譯す。心を一境所に止めて、散亂せしめざるなり。菩薩、四佛誓願を果さんため、坐禪觀
法を修し、寂靜の三昧に住するをいふ。又禪定とは一心なり。一心とは無心なり。無心とは無念なり。心雜な
れば道隱れ、心純なれば道顯る。故に佛、禪定を以て訓となし給ふ。乃、定を心の一境性と爲すと云へり。中
畧法華經に、深修禪定、得五神通と見え、無量壽經に、得深禪定、諸通明慧と見え、金剛經註に、能所不生、是
名禪定、禪定即是清淨心也と云へり。と見え、佛門に入り、よく其の道を修め、真空の境に至るを、定に入
るといふより取りて、名稱とせしなり。法皇は天子位を禪りて後、佛道に入り給へるを稱するにて、太
上法皇と申すも同じ。○四十六世七十四代 世とは、父子相繼ぐ順序をいひ、代とは、父子兄弟伯叔などの
いづれにても、ただ御即位の順序をいへる也。神皇正統記にも、この區別を説きて、代と世とは、常の義、差
別なし。然れども、凡の承運と、まことの繼體とを分別せんために、書きわけたり。但し字書にも、其のい
はれなきにあらず。代は更の義なり。世は周禮の註に、父死にて子立つを世と云ふとありといへり。いま
御系圖に就きて、其の區別を示せば左の如し



○贈皇太后宮藤茨子 贈とは薨後、皇太后の尊號を贈られしをいふ。藤茨子は藤原の茨子といふべきを
畧せるなり。○閑院 閑院家の祖は、九條師輔の子公季にして、この實季は、其の曾孫に當り、左兵衛督公
成の子にして、後の閑院家と稱せるよし、系圖に見ゆ。閑院は拾芥抄に、京都二條の南、西洞院の西とあ
りて、公季其の地を領しければ、其の家の稱號となりたるにて、藤原家は、家筋多きゆゑ、かく種々の名
稱を付けて分つなり。○大納言 大政官の次官にして、右大臣以上と、大政官に會合して、天下の政事を
議し、宣旨を敷き述る事を掌る官なり。○康和嘉承 共に、堀河天皇の御代の年號なり。○踐祚 天子の御
位に即き給ふをいふ。因にいふ、我邦、古は踐祚と即位との別なかりしに、中世以後、先帝崩じましく
て、嗣君まつ位を嗣き給ふを、踐祚と稱し、其の後、更に正式の大禮を擧げさせらるゝを即位といふ。こ
は即位の禮を行ふといふべきを畧したるなり。御系圖に據るに、鳥羽院は、嘉承二年七月十七日踐祚、同
年十二月一日即位なりし由なれば、このは、區別ある方の踐祚なり。又踐祚の祚の字、正しくは祚と書
くべきなり。祚は降階といふ義にて、こは、支那の降階を踐みて、天子の位に即くといふより出でたる語
なればなり。祚は令義解にも、福なり位なりとありて、其の意異なれり。○御在位十六箇年が間 十六箇
年は、天仁元年より、保安四年までなり。○寒暑も節を過たず 節は時節なり。政事亂るれば、天地の氣も
亂れて、風雨時に順はず、寒暑も時を失ふよし、古來いひ傳ふるにより、其の意を以て、鳥羽天皇、御事徳
まじく、政事よく治まり、氣候順なりし事をいへるなり。○御位を遁れて 御讓位ありしをいふ。○第

一宮 天子の第一皇子をいふ。二の宮、三の宮といふ類、皆全しく、その御降誕の順序をいへるなり。○崇徳院 院といふは、元來太上天皇を申す稱なるが、この頃は、たゞ天皇と申すべきをも、院と申せり。神皇正統記冷泉天皇の條に、この御門より天皇の號を申さず。又宇多より後、謚を奉らず。遺詔ありて、國忌、山陵を置かれざる事は、君父の賢き道なれども、尊號を止めらるゝ事は、臣子の義にあらす。神武以來の御號も、皆後代の定なり。持統、元明より以來、遜位或は出家の君も謚を奉る。天皇とのみこそ申すめれ。中古の先賢の義なれども、心を得ぬ事に侍るなりとあり。當時天皇をも院と申せるは、これらの事に據れるなり。御謚を奉らざる事は、宇多天皇以前にも、其の例なきにあらず。○大治 崇徳天皇の御代の年號なり。○白河院 堀河院の御父なり。○天下の事を知し召して云々 此は鳥羽院、院中にて天下の政治を聞し召し給ふをいふ。白河院以前は、院中にて、上皇の政治を聞し召すことなく、天下の政治は、必ず天皇の聞し召させ給ふことに定りたりしが、白河院、執柄の權をおさへんため、御讓位の後、院中にて政治を聞し召し給ひしより、院中政治なるもの始り。天子は九重の内に垂拱させ給ふのみにて、萬機はすべて院中にて聞し召すこととなり。鳥羽、後白河、後鳥羽の三帝、皆相つきて例とし給ふこと、百三十五年なり。この事、神皇正統記に委しく論じれば、就きて見るべし。さてこのは、大治四年迄は、白河院、院中にて政治を聞し召し給ひしが、同年崩御ありしかば、鳥羽院代りて、院中にて政事を聞し召し給へるをいふ。今鏡白河の花の宴の條に、白河の注皇おはしまし、限りは、世の中の御まつり事なかりしに、彼の院失せさせ給ひて後は、ひとへに世を知らせ給ひて、廿八年ぞおはしましと見ゆ。○忠ある者を賞しおはします事云々 先規とは、なほ前例といはんが如し。大慈大悲の本誓に叶ふとは、大慈大悲の觀世音菩薩の心願に背かざるをいふなり。觀世音菩薩は、衆生の苦痛を受くるを愍み、大慈悲心を以て、常に之を救護せんことを、本來の志願とするゆゑに、其の心願に叶ふとは、慈悲哀憐の政を行はせ給ふをいふ。この大意は、忠臣を賞せらるゝことは、先代の聖天子の定め給へる規定に違はずして、よ

く賞すべきを賞し給ふのみならず、罪ある者と雖も、其の罪を赦させ給ひて、慈悲哀憐の心を垂れ給ふことは、觀音の思し召しにもよく合へりとなり。○恩光に照らされ徳澤に潤ひて云々 日光に照らされ、雨露に濕はされて、草木の榮ゆるが如く、萬民仁政の恩澤に浴して、富み且安かりきとなり。

保延五年五月十八日、美福門院の御腹に、皇子御誕生ありしかば、上皇殊に悦び思し召して、いつしか春宮に立て給ふ。永治元年十二月二十七日、三歳にて御即位あり。よつて先帝をば新院とぞ申しける。先帝異なる御恙もわたらせ給はぬに、押し下し給ひけるこそ淺ましけれ。一院、新院父子の御中、快からずとぞ聞こえし。誠に御心ならず御位を去らせ給へり。歸り即かせ給ふべき御志にや。また一宮重仁親王を、位に即け奉らんとや思し召しけん。叡慮計り難し。永治元年三月十日、鳥羽院御飾りおろさせ給ふ。御年三十九、御齡もいまだ盛なるに、玉體も恙なくおはしませども、宿善内に催し、善縁外に顯はれて、眞實報恩の道に入らせ給ふぞめでたき。然るに久壽二年夏の頃より、近衛院御惱みおはせしが、七月下旬には、はや憑み少き御事にて、清凉殿の庇の間に遷し奉る。されば御心細くや思し召しけん。御製にかく、

蟲の音の、弱るのみかは、過ぐる秋を、惜む我が身ぞ、まづ消えぬべき

終に七月二十二日に隠れさせ給ふ。御年十七、近衛院是れなり。尤惜しき御齡なり。法皇女院の御嘆き、ことわりにも過ぎたり。

保延 崇徳天皇の御代の年號なり○美福門院 藤原得子の院號なり。得子は贈左大臣長實の女、はじめ女御なりしが、鳥羽院の寵を得て、後に皇后となられしなり。さて、何々門院といふは、太上天皇と申すが如く、尊びて奉る號なり。其始めは、後朱雀天皇の御代、母后藤原彰子を上東門院と稱せしに起り、多く禁中なる門の名を用ゐらる。美福門は、大内十二門中の南面の左にあり○皇子御誕生 近衛院の御誕生ありしをいふ○上皇殊に悦び云々 皇子の御誕生は、いふまでもなく、慶事なるが、鳥羽上皇には、御寵愛の美福門院に、かゝる慶事ありしかば、殊に悦ばせ給ひたるにて、殊にの字味ふべし○いつしか春宮に立て給ふ いつしかはいつの間にかといふ義なり。春宮は皇太子の御事にて、東宮といふに同じ。但其の區別を立ていふ時は、皇太子の御居所を東宮と書き、坊官、即大夫、亮、進、屬など、役所につきたるかたは、春宮と書くなり。其中、傳、學士などいふ學官は、東宮づきなれど、事務官ならねば、なほ東宮の字を用ゐたり。さて皇太子の事を東宮又は春宮などいふ理由は、易に震の卦を長男とす。又震の卦は、方角にては東に當り、時節にては春に當るが故に、古くより太子の宮を、天子御在所の東に造りて、かくは稱せしなり。この文意は、いつの間にか、人の知らざる中に、はや皇太子に立て給ひしとなり。近衛天皇は保延五年八月十七日、皇太子に立せ給へり○永治元年十二月廿七日 永治は崇徳天皇の御代の年號なり。近衛天皇は、御系圖に十二月七日に踐阼ありて、廿七日御即位ありし由見えたり○先帝をば新院とぞ申しける 先帝は、崇徳天皇なり。新院とは、上皇一時に二三所おはします時、順に本院又は

一院(中院新院など)別ち申す稱にて、この時にも、上皇一人まします故に、かく區別して、崇徳院を新院とは申せるなり○先帝異なる御恙も云々 御恙とは御病氣といふことなり。文意は、先帝、即崇徳院には、格別これと申す程の御病氣もおはしませぬに、父の帝、鳥羽院の御仰せにて、強ひて位を去らしめたるは、實に驚嘆の外なしと記者のいふ詞なり。淺ましとは、何事に限らず、事の意外にて、驚かるゝにいふ語なり。俗にあきるゝなどいふに同じ○一院新院父子の御中云々 一院は鳥羽院、新院は崇徳院なり。鳥羽院と崇徳院と御父子の間、快からずして悪しかりきとなり○歸り即かせ給ふべき御志にや云々 一宮重仁親王は、崇徳院第一の皇子にして、御母は兵衛佐とて、大藏卿源行宗の女、實は法勝寺執行信縁の女なり。敷慮とは天子の思し召しをいふ。この文意は、今、一旦御讓位ありても、再た天位に即き給はんとの思し召しならんか、又は皇子重仁親王を位に即け奉らんとの思し召しならんか、崇徳院の御心の程測り知り難しとなり○御飾りあるさせ給ふ 髮鬘などは、人の容貌に附きたる飾りなるを以て、剃髮し給ふをかくはいふなり○宿善内に催し 宿は齋きにて、前々よりの善事を、宿善といふ。内は心中なり。催しとは崩し起るをいふ。年來佛道に歸し給はんを願へること、今更に御心の中に、催し起し給ふといふ意なり○善縁外に願はる 善縁とは、佛と結縁するをいふ。佛と結縁するは善きことなるが故に、善縁とはいふなり。外に願はるとは佛と結縁せしことの、外形上に願はるといふ意にて、即御落飾ありて、法體になり給へるをいふ○眞實報恩の道云々 眞實、佛恩に報ゆる道に入り給ふといふ義にて、眞心佛道に歸するをいふ。めでたしとは、愛甚しの義にて、本來は愛くし又貸すべしなどの意に用ゐる語なれど、轉しては、結構なり。又はことほぐべしなどいふに同じく、賀すべく慶すべしといふ意に用ゐることあり。こゝは、即轉じたる方の意に解すべし。上文の、宿善内に催し云々より、この句までの大意をいへば、年來の御志願によりて、法體にならせ給ひて、眞實佛道に歸し給へること、實に結構なれどなり○久壽 近衛天皇の御代の年號なり○御惱 御病氣のことなり○七月下旬には云々 下旬は、月の

二十日以後をいふ。文意は、七月廿日後には、御病氣いと重らせ給ひて、最早御全快あるべき願みも少くなりたりとなり。○清涼殿 清涼殿は、天皇常におはします宮殿にて、晝御座、夜御殿を始め、殿上、下侍などいふ所、皆この殿にあり。禁秘御抄に委しき御説あれど、長ければ引かず。總躰、殿舎の所在指圖は、おらましなから平治物語注釋の卷首に出だせれば、參照すべし。○御心細くや思し召しけん 思し召しけんのけんは、過去の想像辭なり。御病氣重らせ給ひしかば、御自身にも、御心細く思し召されたであらうとなり。○御製にかく 此は、御製にかくぞ詠み給ふといふべきを、容せるなり。○蟲の音の弱るのみかは云々 一首の大意は、ことしの秋も、追々に過ぎ行きて、蟲の音も次第に衰へ弱るか、其の蟲の音の弱るばかりにあらで、過ぎ行く秋を惜むこの身も、次第に衰へて、其の蟲の音の弱るよりも、はやく我が身が、消えはつべき心細き身なりとなり。○法皇、女院 鳥羽法皇と、美福門院となり。

新院此の時を得て、我が身こそ位に歸り即かずとも、重仁親王は、一定今度は位に即かせ給はんと、待ち請けさせおはしませり。天下の諸人も、皆かく存じける處に、思ひの外に、美福門院の御計らひにて、後白河院、其の時は四宮とて、打ち籠められておはせしを、御位に即け奉り給ひしかば、高きも卑しきも、思ひの外の事に思ひけり。此の四宮も故待賢門院の御腹にて、新院と御一腹なれば、女院の御爲には、共に御繼子なれども、美福門院の御心には、重仁親王の、位に即かせ給はんことを、猶嫉み奉らせ給ひて、此の宮を、女院もてなしまるらせ給ひて、法皇にも

内々申させ給ひけるなり。其の故は、近衛院世を早くせさせ給ふことは、新院咒咀し奉り給ふとなん思し召しける。是れに依つて、新院の御恨み、ひとしほ増させ給ふも理りなり。

新院此の時を得て云々 一定は、必ずきつとなどいはんが如し。文意は、新院、即崇徳院は、近衛院崩御ありしかば、この機會に乗じ、我が身こそ、ふたゝび天位に即かずとも、重仁親王には、必ず今度は天位に即くべしと、待ち構へられたりとなり。○天下の諸人も云々 天下一般の人も、皆崇徳院の思し召さるゝ如く、このたびは、重仁親王こそ、天位に即き給ふべけれど思ひたりし折柄、意外にも美福門院の御取り計らひにて、四宮を天位に即け奉り給ひしかば、世の貴賤上下の者共、いづれも意外の事に思ひて、驚嘆せりとなり。○後白河院其の時云々 後白河院は、鳥羽院第四の皇子、御名は雅仁と申し、崇徳院同母の御弟なり。打ち籠められておはせしとは、押し籠められて、晴れやかならざる御住まひをいふ。文意は、此の頃、後白河院には、四宮にてありしかば、世に持て囃されず、押し籠められて居給ひしをとなり。○待賢門院 藤原璋子と申し、大納言公實の女にて、鳥羽院の皇后なり。○女院の御爲には共に御繼子なれども云々 女院は即美福門院なり。繼子とは、生さぬ中の子を、假に我が子と定めたるをいふ。此の文意は、此の四宮、即後白河院も、もとの待賢門院の御子にて、新院即崇徳院とは、同腹の御兄弟なれば、美福門院には、いづれも御繼子にて、彼れを惜み、是れを愛すといふ別はなき筈なれども、美福門院には、重仁親王の天位に即き給はんとを嫉み給ひて、特更にこの四宮、即後白河院を格別に取り扱ひ給ひて、密に鳥羽法皇を御勤め申して、終に天位に即け參らせたりとなり。後白河院は、久壽二年七月廿五日踐阼、同年十月廿六日即位の式を擧げさせ給へり。神皇正統記に、近衛は、鳥羽の上皇鍾愛の御子なりしに、早世しまし

しぬ。崇徳の御子、重仁の親王つがせ給ふへかりしに、本より御中、心よからでやみぬ。上皇思し召し煩ひけれど、この御門立たせ給ふ。立太子もなくて、直に居させ給ふとあり、是れにて當時の事情を推知すべし。○女院もてなし進らせ給ひて、女院は即美福門院なり。もてなしとは、兎や角と取り扱ふ意にて、よく待遇するをいふ。○其の故は近衛院云々。この二句は、美福門院の崇徳院を憎み給ひて、重仁親王の天位に即かんことを嫉み給へる理由を述べたるなり。咒咀とは、人の身の上の悪しかれど、神佛に祈願するをいふ。文意は、美福門院の、重仁親王の天位に即かんことを嫉み給へる理由は、近衛院の早世し給ひしは、崇徳院が、其の皇子重仁親王を天位に即けんとして、近衛院の御身の上は、不祥のあれかしと、神佛に咒咀したるによると、思し召されればなりとなり。○是に依つて新院の御恨み云々。ひとしほとは、物を染むる上に用ゐる語なれど、この頃は、一層とか、一段とかいふ意にも用ゐたり。俗にヒトキハといふに同じ。文意は、崇徳院は、癡に、強ひて御位を押し下されて、平素より御恨みのある上に、今また、美福門院のために、重仁親王を御位に即け奉ること能はざりしかば、御恨みの程、一層増させ給ふも、道理至極なりとなり。

(二) 法皇熊野御參詣並びに御詫宣の事

爰に久壽二年の冬の頃、法皇熊野へ御參詣あり。本宮證誠殿の御前にて、現當二世の御祈念ありしに、夢現ともあらず。御寶殿の中より、童子の御手を差し出して、打ち返し打ち返しさせ給ふ。法皇大いに驚き思し召して、先達並びに供奉の人々を召して、不思議の瑞相あり。權現を勸請し奉らばやと思し召して、正しき巫や

あると仰せければ、山中無雙の巫を召し出す。御不審の事あり。占ひ申せと仰せければ、朝より權現を下しまゐらするに、午の時まで下りさせ給はねば、古老の山伏八十餘人、般若妙典を讀誦して、祈誓や久し。巫も五體を地に投げ、肝膽を碎きければ、諸人目を澄まして見る處に、權現既に下りさせ給ひけるにや。種々の神變を現じて後、巫、法皇に向ひ進らせ、右の手を差し上げて、打ち返し打ち返し、是れはいかにと申す。誠に權現の御詫宣なりと思し召して、御座を退らせ給ひて、御手を合はせ、申す所是なり。さていかゞすべくと申させ給へば、明年の秋の頃、かならず崩御なるべし。其の後、世の中手の裏を反すが如くならんぞと、御詫宣ありければ、法皇を始めまゐらせ、供奉の人々、皆涙を流して、さていかなる事ありてか、御命延びさせ給ふべきと問ひ奉れば、定業限りあれば、力に及ばずとて、權現は上らせ給ひぬ。

熊野 熊野權現にて、紀伊國牟婁郡にあり。この社は、家津御子と、速玉之男神と熊野大須美神とを合せ祀りて、元來神社なること勿論なれども、當時、佛法の盛なるより、皆佛とし、本宮は阿彌陀、新宮は藥師、那智は觀音なりと稱せり。又歷朝もくこの社を祭祀し給ひ、天皇の御幸も頗る多かりき。中にも白

河院は九度、鳥羽院は二十一度、後白河院は二十三度、後鳥羽院は二十八度御參詣ありき。以て、この頃、京都の人々が、いかに熊野を信仰したりしかを知るに足らん。○本宮證誠殿、熊野三所とて、本宮と新宮と那智と三社ありて、本宮を證誠殿といふ。○現當二世の祈念ありしに、現は現在、當は未來にて、現在と未來との二世かけて、御祈願ありしにとなり。祈念とは、念じ祈ることをいふ。○夢現ともあらず。夢ともなく現ともなく、下の事の見ゆるをいふ。○御寶殿、寶殿は即神殿にて、神を祀れる處をいふ。○打ち返し打ち返しせさせ給ふ。寶殿の中より、童子の手を差し出して、まはく手を翻へし給ふとなり。○先達修驗者の、よく勤行を積みて、峰入りなどの時、同行者の先導をなすものにて、山伏の重立ちたる者をいふ。○供奉の人々、御供の者共なり。○不思議の瑞相あり。不思議は奇怪なり、奇怪なる前兆ありといふ。意にて、即童子の手を打ち返したることをいふなり。○權現を勸請し奉らばやと思し召して云々。權現とは、佛徒が、佛菩薩のかりに神と現はれて、此の世に出でたるをいふ稱なり。勸請とは、元來、神佛の靈を、離れたる他所に移し祀るをいふ語なれども、こゝは神下しをすることの義に見るべし。奉らばやのばやは、希求の助辭にて、「奉リタイ」といはんが如し。正しき巫とは、體に効驗ある巫といふ意なり。巫とは、「神の子」の畧語にて、神に仕へて神樂を奏し、又は神の口寄せなどするものをいふ。こゝの大意は、法皇には、奇怪の前表ありしより、權現を勸請して、御託宣を受け給はりたいと思し召されて、御前に、先達及び供奉の者を召されて、神下しをなしたく思ふが、この山中に、儘かに効驗ある巫は、ありやいかに、もしも有らば、召し出すべしと仰せられければとなり。○山中無雙の云々。熊野山中に、二人となき、上手の巫を召し出したりとなり。○御不審の事あり云。こゝは、法皇の巫に命する詞なり。不審の事とは、いふかじき事といふ意にて、奇怪の事といふに同じ。奇怪の事ありしか、其の吉凶を判断せよと、仰せければとなり。○朝より權現を下しまるらするに云々。權現を下すとは、巫の權現に祈りて、其の靈を身に憑らしめ託宣をいふをいふ。午の時は、昔の九つ時にして、今の晝の十二時をいふ。大意は、朝の間より十二時頃迄、權現を下し進らせんと、巫、祈願を凝らすも、下り給はぬによりてとなり。○古老の山伏、多年、勤行を積みたる山伏のことなり。○般若妙典、般若經を貴びて、妙典といふなり。○所誓、事を神佛に祈りて、然々と心に誓ふことをいふ。○巫も五體を地に投げ云々。五體とは、身と手足とをいふ。肝膽を碎きとは、非常に骨を折ることなり。この二句は、巫の種々苦心して祈禱することを形容したるなり。○目を澄まし見て見る處に、目を澄ますとは、目を落ち着けて、チット見つめ居るをいふ。○權現既に下りさせ給ひけるにや云々。權現には、既に下りさせ給へるにやあらん。種々の變異を示したる後にとなり。こゝは、權現の靈、巫の身に移り懸りて、種々の變異を示せるなり。○是れはいかにと申す。巫が法皇に向つて、己が左の手を差し上げて、まはく手を翻へしなから、是れはいかなる事と、思はるゝかと、申されたりとなり。○誠に權現の御託宣云々。託宣とは、神の人に就きて、言を述ぶるをいふ。こゝの大意は、法皇には、今巫の言を聞かせ給ひて、是れぞ誠に、權現の御託宣なりと思し召されしかば、恭敬の餘り、其の御座を少しく引き退き給ひて、巫に向ひ合掌し、さて御願ひ申す所の事は、即其の御手を打ち返させ給ふ所の事にて候ふが、そはいかにすべき事にて候ふか、吉凶の程承りたしと申させ給へばとなり。○明年の秋の頃、必ず崩御なるべし云々。こゝは巫のいふ詞なり。手の裏を反すが如くならんずるぞとは、太平の世の中、手の裏を反すが如く、忽に亂世となるをいふ。「ならんずるぞ」とは、「ならんとするぞ」の音便にて、ぞは指し定めて示す助辭なり。大意は、來年の秋の頃、鳥羽法皇には、必ず崩御あるべし。さする時は、其の後、間もなく、太平なる世の中も、手の裏を反すが如く、亂世になるべしと託宣ありければとなり。○さていかなる事ありてか云々。さては本來、然ありて、又は其の如くにてなどいふ意の語にて、上の意を承けていふ時に用ゐる語なり。こゝの文意は、それならば、いか様なる事をせば、法皇の御命の延びさせ給ふべきかと、巫に問ひ奉ればとなり。○定業限りあれば云々。定業とは、前世より、其の人に定りたる運といふが如し。文意は、前世よりの定業にて、限り極り居る御命なれば、それを延ばさんことは、神力にも及び難しといひてとなり。

參り集りたる貴賤上下、おの／＼頭を地に附けて、拜み奉りけり。法皇の御心の中、いか計りか御心細く思し召しけん。日頃の御參詣には、天長地久に事寄せて、切目王子の枝の葉を、百度千度翳さんところ思し召しに、今は三つの山の御奉幣も、是れを限りと御心細く、眞言妙典の御法樂にも、臨終生念往生極樂とのみぞ、御祈念ありける。すべて、還御の體あはれなりし御有様なり

拜し奉りけり 權現を禮拜せしなり○御心の中いか計りか云々 いか計りとは、如何程といふ意なり。思し召しけんのけんは、過去の想像辭なり。文意は、法皇の御心中には、どのくらゐ御心細く、頼り少き事に思し召されたであらうか、定めしいたく御心細く思し召されたことであらうとなり○切目王子 熊野へ參る途中には、若王子、子守王子、又は何々王子と稱する社、八十餘ありて、皆熊野の末社なり。切目王子も其の中の一なり○枝の葉 枝は木の名なり。この木は、二三丈にて、老ゆれば皮自ら落ちて、紅腐となる。葉は竹に似て厚く、縦理ありて對生す。表は深緑にして、裏は淺緑なり。兩面甚滑にして強し。葉の形、水葱に似たるを以て、この名ありといふ。源平盛衰記に、切目の水葱の葉を、稻荷の社の杉の枝に賜はり、重ねて黒目に着くと見え、著聞集に、成通卿、熊野に詣て、蹴鞠ありしに夢中に枝の葉一枚得て、まもりこめて持たれし事をしるし、夫木集に、熊野の事をよめる歌に、枝の葉にみかげる露など見えたり。かく熊野にて、枝を尊ぶは、伊弉諾尊より出でたる事なるべし。されば、熊野へ參詣する人は、枝の葉を身にかざせしならむ○翳さんとして 翳すとは髮剃すの器語にて、頭上に挿すといふ○三つの山 即熊野三所にて、本宮と新宮と那智とをいふ○御奉幣 神に幣を奉ることなり。幣とは、神に祈願するに奉る

ものにて、木綿又は帛などにて織りたるもあり、織らぬもあり、或は紙を代用することあり○眞言妙典 眞言は、天竺の語を其のまゝ用ゐる經文にて、妙典とは經文を貴びていふなり○法樂 祭終りて後に、神佛を樂しましむる爲に、供する舞樂をいふ○臨終生念往生極樂 臨終とは死期をいふ。生念とは、佛教いろは字典に、相を捨て、實に入るをいふ。又心思中に持すべき所を持し、敢て散佚顛倒錯亂なからしめざるをいふ。故に、淨土門には往生の信心を失せざるを云へりとなり。往生とは、彌陀如來の願力に乗じ、極樂界に化生するをいふ。さて、この句の大意は、死期に臨み、一心不亂に佛を念して、極樂界に化生せんとするをいふ。上文の、日頃の御參詣にはといふより、この句迄の大意は、常日頃の御參詣の時には、天長地久、國家泰平の御祈願をせさせ給ふにつけても、天地の長久なると共に、御身も權現の御庇護を得て、御長壽ましく、切目王子の社前なる枝の葉を翳して、百度も千度も御參詣なされべく思し召されしに、今は意外の御謫宣にて、御命の程も僅なれば、熊野に參詣して、三所へ御奉幣なされるも、このたびを限りと思し召されるにより、いかに御心細く、祭後の法樂にも、一向極樂界に往生あらんことを御祈念ありけるとなり○還御の體 熊野より御還御の有様といふことなり

(三) 法皇崩御の事

斯くて今年は暮れにけり。明くる四月廿七日、改元ありて、保元とぞ申しける。此の頃より、法皇御不豫の事あり。偏に去年の秋、近衛院先立たせ給ひし御歎きの積りにやと、世の人申しけれども、業病請けさせ給ひけるなり。日に随つて重らせ給へば、月を追うて、瘳み少く見えさせおはしませば、同じき六月十一日、美福門院、鳥

羽の成菩提院の御所にて、御飾り下させ給ひ、現世後生を憑みまゐらせ給ふ。近衛院も先立ち給ひぬ。又借老同穴の御契り淺からざりし法皇も、御惱重らせ給ふ御歎きの餘りに、思し召し立つとぞ聞こえし。御戒の師には三瀧上人觀空を參られける。あはれなりし事どもなり。法皇は權現御詫宣の事なれば、御祈りもなく、御療治もなし。只一向御菩提の御勤めのみなり。七月二日、終に一院隠れさせ給ひぬ。御年五十四。いまだ六十にも満たせ給はねば、猶惜しかるべき御命なり。

斯くて今年は暮れにけり。斯くては、斯くありての零語にて、上文を承けて下文を起す語なり。今年は久壽二年なり。上に述べたる事どもありて、久壽二年も暮れ行きたりととなり。○保元 後白河天皇の年號なり。○御不豫 不豫とは樂しからざるの義にて、天子の御病氣をいふ。○偏に去年の秋近衛院先立たせ給ひし云々 御歎きの積りにやの下に。○あらむの三字を入れて見るべし。この大意は、去年の秋、近衛院の御崩御ありしを、法皇には非常に御愁嘆ありしかば、其の御心勞の積りて、御病氣とはなりしにやあらむと、世の人は申せども、さにはあらずして、法皇には全く業病を受けさせられたるなりと、記者のいふ詞なり。○業病 前世よりの定業にて、身に受くる病をいふ。○鳥羽の成菩提院 御所の名なり。○御飾りおろさせ給ひ云々 御剃髪ありて、佛門に入り、専ら現在未來の幸福を憑み奉るとなり。○借老同穴 詩經にある語なり。借に老いて同じく穴に入るといふ義にて、終生互に變らざる夫婦の契をいふ。○御惱御病氣のことなり。○御歎きの餘りに思し召し立つとぞ聞こえし、この大意は美福門院には、去年の秋、御最愛の近衛院に先立たれ給ひ、今はまた、終生變らざると、深く契らせ給へる法皇の、重き御病氣に罹ら

せ給ふなど、重々の御愁嘆より、佛門に入らせ給はむと、思ひ立たれたるなりとの風聞なりとなり。○御戒の師 佛の戒を受け給ふ時の導師を、御戒の師といふ。○權現 熊野の權現をいふ。權現の事は前にいへり。○託宣 上に出づ。○一向 専らの義にて、偏に其の事のみを專にするをいふ。○御菩提の御勤めのみなり 菩提は梵語なり、佛道を譯す。こゝは、法皇には、専ら佛道の御勤行のみなりとなり。○一院 鳥羽院なり。

有爲無常の習ひ、生者必滅の掟て、始めて驚くべきにあらねども、一天暮れて月日の光りを失へるが如く、萬人歎きて父母の喪に逢ふに過ぎたり。釋迦如來生者必滅のことわりを示さむとて、娑羅雙樹の下にて、假りに滅度を唱へ給ひしかば、人天共に悲しみき。彼の二月中の五日の入滅には、五十二類愁への色を顯し、此の七月二日の崩御には、九重の上下悲しみを含めり。心なき草木も愁へたる色あり。いはんや、年頃近く召し使はれし人々、いかばかりの事をか思ひけむ。まして女院の御歎き申すも中々愚なり。玉簾の内に龍顔に向ひ奉り、金臺の上に玉體に雙び給ひしに、今は燈の下には、伴ふ影もおはしませず。枕のもとには、古を戀ふる御涙のみぞ積りける。古き御衾空しき床に残りて、御心を碎く種となり。古の面影は、常に御身に立ち添ひて、忘れ給へる御事ぞなき。有待の御身は、貴賤も高卑も異

なることなく、無常の境界は、刹利も首陀も替らねば、妙覺の如來猶因果の理りを示し、大智舍利弗又先業を顯すことなれば、凡下の驚くべきにはあらねども、去年の御歎きに、今年の御悲しみの重りけるを、いかゞせんとぞ思し召しける。

有爲無常 すべて人間の所行の定めなきをいふ○生者必滅の掟 生ある者は、必ず死すといふ定めといふとなり○始めて驚くべきにはあらねど 上文有爲無常といふより、この迄の大意は、世の中の人間の所行は、すべて定めなき習ひなるのみならず、生ある者は必ず滅すべき定めなれば、法皇の御崩御も、この定めに出でざる事なれば、今更、改めて驚くべきにはあらねどもといふ意なり○一天暮れて月日の云々 法皇御崩御に就きて、萬民の歎きに迷ふ様は、さなから一天掻き暮れて、常闇となりたるが如く、其の嘆き悲しむとは、父母の喪に遭遇したるよりも甚しとなり○娑羅雙樹 娑羅は梵語にて、高遠を釋す、こは天竺の木の名なり、この木甚だ高大にして林を成し、遠方よりも見ゆるにより、この名ありといふ、双樹とは、この木の林の中に、殊に高大の木八本ありて、然も二本づつ四方に雙生せり、依つて雙林とも雙樹ともいへり、釋迦佛、この樹下にて入滅せしに、この樹枯凋して白色となりしかば、この林を更に鶴林とも鶴樹ともいふとぞ○滅度 釋迦如來の死に給ふことなり○人天 人間と、欲界、色界、無色界の諸天の神とをいふ○五十二類 人間を始め、禽獸、蟲魚など五十二の種類をいふ、委しきことは、涅槃經の疏に就きて見るべし○九重とは九天に擬して、天子は九門といふより、禁中のとをいふ○心なき草木も云々 上文二月中の五日といふより、この迄の大意は、彼の二月十五日に、釋迦佛が、娑羅雙樹の下に、入滅即死去せし時は、五十二類のものの、悉く之を悲しみて、愁への色を帯びざるなかりしが、其れと同じく、此の七月二日、鳥羽法皇の崩御に當りては、禁中の人々、貴賤共に悲嘆の思ひをなさざる者なきのみならず、無情の草木迄も、愁色を呈せりとなり○いかばかりの事をか思ひけむ 思ひけむのけむは、過去の想像

辭なり、草木迄、愁色を呈せる程なるを、まして朝夕御近侍申せし人々は、如何様の事を思はれたであらうか、定めし非常の愁嘆なりしならむと、記者の想像していへるなり○中々愚なり 中々とは却ての意なり、女院の御愁嘆のさまは、詞に掛けて申すも、却て及ばぬなりとなり○龍顏 天子を龍に譬へて其の御面貌を龍顔といふ、玉體とは天子の御身體をいふ○玉籠の内に龍顏に云々 この二句は、昨日迄美福門院には、朝夕宮殿の上にて、鳥羽法皇の御側離れず、親近し參らせしにといふとを、あやなしていへるなり、玉籠、金臺は宮殿の美麗なることをいへるなり○今は燈のもとには云々 昨日迄とは變りて、燈火光幽かに、御伴ふ影だにもなく、唯枕のもとには昔を忍ばせ給ふ御涙にのみ沈ませ給ふとなり○有待の御身 物によりて形をなすものをいふ、地水火風の合して人となるが如し○刹利も首陀も 刹利、首陀共に梵語にて、刹利は帝王の種族をいひ、首陀は農民の種族をいふ、この外に、有名の人を婆羅門といひ、商賈人の種族を、毘舍といふ、以上を天竺の四種とはいふなり○妙覺 眞の道を受れるをいふ○因果の理り 原因結果の道理といはむが如し○舍利弗 本名は優婆塞といふ、釋迦の十大弟子の一にして、智慧第一と稱す○先業 前世の定業といはむが如し○有待の御身は云々 有待の御身といふより凡下の驚くべきにはあらねどもといふ迄の大意は、物によりて形をなすものは、貴きも賤しきも、いづれも生者必滅の理を脱する能はず、また有爲無常の世の中にありては、王族も農民も、共に其の境を脱する能はざるものなり、されば妙覺の如來、既に原因結果の道理を示し、大智の舍利弗も、また人事はすべて、前世よりの定業なることを顯はしたれば、法皇の崩御も、前世の定業にて、凡人の驚嘆すべきことにはあらねどもといふ意なり○去年の御嘆き 近衛院の崩御し給ひし御嘆きをいふ○今年の御悲しみ 鳥羽法皇の崩御ありし悲しみをいふ

(四) 新院御謀反思し召し立つ事

かゝる御愁への折節、新院の御心中、覺束なしとぞ人申まける。されば仙洞もさわがしく、禁裏も靜ならざるに、新院の身方の武士、東三條に籠り居て、或は山の上に登り木の枝に居て、姉小路西洞院の内裏、高松殿を窺ひ見る由聞こえしかば、保元元年七月三日、下野守義朝に仰せて、東三條の留守に候ふ少監物藤原光貞、并に武士二人召し捕つて子細を問はる。一院御不豫の間、去んぬる頃より、御謀反の聞こえあるのみならず、軍兵東西より参り集り、兵具を馬に負はせ、車に積んで持ち運び、其の外怪しき事多かり。

○かゝる御愁への折節 禁中には近衛院の崩御に續きて、鳥羽院の崩御など、重ねくの御愁嘆なりし折柄となり○新院の御心中覺束なしと云々 覺束なしとは不安心といふが如し。新院は崇徳院なり。新院には、何か御企てあるべき御様子にて、御心中、兎角に安心なり難しと、人々評判しけるとなり○されば仙洞もさわがしく禁裏も云々 さればは、しかればといふ約語にて、上文の意を受けて、下に續く接續詞なり。仙洞とは、もと仙人の栖む巖洞のことなるを、太上天皇をやがて仙人によそへ奉りて、其の御所をしかいふなり。こゝは即ち崇徳院の御所を申し奉るなり。上文にいへるが如く、新院御謀反の御企ある由評判あるによりて、院の御所も、禁中も、實に混雜なりしにとなり○身方 己が方人をいふ○東三條は院の御所のある所なり○高松殿 東西姉小路と南北西洞院との辻に、高松殿あり。當時内裏大破せし故、主上、高松殿を假皇居としておはせしなり○東三條の留守に候ふ 留守とは、天子外に出で給ふ時、留

りて宮を守る者をいふが本義なれど、こゝは東三條なる、院の御所を護衛のために、出仕し居る者のことに見るべし○少監物 中務省の役人なり○御謀叛の聞えあるのみならず 新院御謀叛の御企の風聞あるのみならずとの意○兵具 甲冑武器をいふ ○

新院日頃思し召しけるは、昔より位を継ぎ譲りを受くること、必ず、嫡孫にはよらねども、其の器を撰び、外戚の高卑をも尋ねらるゝにてこそあれ。是れは、只當腹の寵愛といふばかりを以て、近衛院に位を押し取られて、恨み深くて過ぎし處に、先帝隠れ給ひぬる上は、重仁親王こそ、帝位に備り給ふべきに、思ひの外に、又四宮に越えられぬること口惜しけれと、御憤りありければ、御心の行かせ給ふ事としては、近習の人々にいかにせむざるぞと、常に御談合ありけり

新院日頃思し召しけるは 日頃とは平生といふ意。崇徳院、平生御心の中に思さるゝにはといふ意なり○其の器を撰び外戚の高卑云々 昔より御位を継ぎ給ふ事は、嫡孫に限るといふ義にはあらねども、多くは嫡孫たるべく、よし嫡孫ならざるも、先づ其の人の賢否を撰び、其の外戚の尊卑をも尋ねべき定めにてこそあるべきなれとなり。器とは才智ある有爲の人のことをいふ。外戚とは母方の親戚をいふ。こゝは裏面に、重仁親王は嫡孫なるのみならず、器量も人に勝れ、外戚も貴ければ、帝位に備はるべきは勿論なるにといふ意を含めるなり○是は當腹の寵愛といふばかりにて云々 是れは、近衛院を指して宣へるなり。近衛院は、生母美福門院の鳥羽院に御寵愛ありといふのみのことなるに、自分は、其の近衛院に位を

取られて、平生遺恨深く、過ぎ去り來りしに、先帝即、近衛院崩御ある上は、我が皇子重仁親王こそ、帝位に登るべき筈なるに、意外にもまた、四宮即、後白河院に引き越されて、天位を取られたること残念なれど、非常に御憤怒ありてといふ意なり。先帝は近衛院の事なり。四宮とは御白河院の事なり。○御心の行かせ給ふ事とは近習の人々に云々、御心の行かせ給ふとは、平生の恨を晴らすべく思ひのまゝになる事といふ意なり。こゝは御近習の人に、御心の行かせ給ふ事とは、如何にせんずるぞ云々と、句を轉置して見れば、其意よく通ずるなり。せんずるとは、せんとするの音便なり。崇徳院には、近習の人々に、平生の恨を晴らして、我が思ひのまゝになる様にする事は、如何にせばよからんと、常に御相談ありきとなり

宇治左大臣頼長と申すは、智足院禪閣殿下忠實公の二男にておはします。入道殿の公だちの御中に、殊更愛子にておはしましけり。人がらも左右に及ばぬ上、和漢共に人に勝れ、禮義を調へ、自他の記録に暗からず。文才世に知られ、諸道に淺深を探る。朝家の重臣、攝籙の器量なり。されば御兄の法性寺殿の、詩歌に巧みにて御手跡のうるはしくおはしますをば、譏り申させ給ひて、詩歌は閑中の弄びなり。朝家の要事に非ず。手跡は一旦の興なり。賢臣必ずしも之を好むべからずとて、我が身は主と全經を學び、信西を師として、靜に學窓に籠りて、仁義禮智信を正しくし、賞罰勳功を別ち、政務をきりとほしにして、上下の善惡を糾されければ、時の人

悪左大臣とぞ申しける、

宇治左大臣 頼長、宇治に住み居たれば此稱あり。○智足院禪閣殿下忠實 禪閣とは、關白の父を大関といひ、大関の佛門に入りたるをば禪閣といふ。殿下とは、もと太子を呼び奉る稱なれど、この頃は、攝政又は關白などの尊稱にも用ゐたり。忠實は藤原師實の養子にて、師長の實子なり。○公だち 諸王、及び攝政家、又は清華の子息を公達といふ。○人がらも左右に及ばぬ 人品容体はいふ迄もなくよしといふ意なり。○和漢 和漢の學問をいふ。○禮義を調へ自他の云々 國家の禮式儀節をよく取り調べられ、又日本と支那との記録文書にも、よく通じ居るをいふ。○諸道に淺深を探る 學問文才の世に知らるゝのみならず、紀傳、明經、明法、等の諸道に就きて、其の蘊奧を探り究めらるゝと云ふ。深淺の淺の字は、添はりたる迄にて、意義なく、只深きといふ意なり。○攝籙の器量なり 籙は符なり。天より降したる書を圖籙といふ。其の符に應じて、攝政になるといふ義にて、攝政のことなり。器量とは、物の用に堪ふべき才能をいふ。こゝは、攝政に適する才能なりといふことなり。○御兄の法性寺殿 御兄は藤原忠通なり。忠通法性寺の傍に住めるを以てこの稱あり。法性寺は、拾芥抄に、九條河原にありと云ふ。○御手跡のうるはしく書を美しく書くことをいふ。○閑中の弄びなり 閑散の時の玩弄物にて、國家に益なき事なりといふ意なり。○主と全經を學び 全經は四書、五經、周禮、儀禮、爾雅、其他の經書をいふ。重に經書を研究すといふとなり。○信西 少納言藤原通憲のことなり。通憲は山井三位永頼卿五代の孫にて、藤原實兼の子なり。世々文章家にて、通憲は、殊に宏才博覽なりき。○靜に學窓に籠りて云々 きりとほしとは、切通しにて、元來山又は岡などを穿ち崩して、水路、行路などを通ずるとをいふ。語なるより、よく政務に通じ居るとをいふなり。頼長は信西を師として、心靜に書齋に引き籠りて、よく仁義禮智の道を究め、世の善惡是非を分ち、天下の政務に通じて、上下の善惡を糾明せられければ、一般に頼長を畏れ懼れて、悪左大臣と申したりとなり。悪左大臣とは、本文に見えたる如く、頼長は弟の身として、兄忠通の詩歌に巧みに、手跡にうるはし

きを誹譏するのみならず、賞罰嚴重にして、人々の畏怖するより、かくは呼びたるにて、悪人といふ意にはあらず。事々に荒き大臣といはん程の意なり。

諸人かやうに恐れ奉りしかども、眞實の御心向けは、極めてうるはしくおはしまして、怪しの舍人牛飼なれども、御勘當を蒙る時、道理を立て、申せば、こまゝと聞こし召して、罪なければ御後悔ありき。又禁中陣頭にて、公事を行はせ給ふ時は、忽に折れさせ給ひて、御怠状を遊ばして、彼等に給ふ。恐れをなして給はらざる時は、我がよく思し召す怠状なり。只給はり候へ。一の上の怠状を、以下の臣下取り傳ふる事、家の面目にあらずやと仰せられければ、畏りて給はりけるとかや。誠に是非明察に、善惡無二におはします故なり。世も是れをもてなし奉り、禪閣殿下も、大切の人に思し召しけり。

眞實の御心向けは極めてうるはしく云々、御心向けとは御心行きといふに同じ。うるはしとはいはしく、やさしきことなり。一通り表面より見るときは、其の御性質、兎角に荒々しき様なれど、實際の御心行きは、極めてやさしく、情け深くあることなり。○怪しの舍人牛飼、賤しき舍人牛飼といふことなり。舍人は、攝政大臣などの召し使ひ人なり。牛飼は牛を飼ひ、又は牛を従ふ者なり。○御勘當、勘當とは、法に考

へて、罪を當つることをいふが、本義なれど、轉じては放逐するにも、叱責するにも用ゐるなり。こはいづれに見ても聞ゆべし。○道理を立て、申せば、自分の過誤なき道理を擧げて申し上ぐればよいことなり。○罪なければ御後悔ありき、舍人牛飼などの申し開く所を、委細聞き取り給ひて、全く彼れに罪なき事が分明になれば、彼れと叱責せし事を、自分ながら後悔し給ふことなり。○陣頭、陣の座などいひて、大臣、公卿、禁中に出仕して、列座する所をいふ。○外記官史、いづれも大政官の役人にて、記録を掌る役人なり。○公事、すべて禁中にて行はせらる政事の儀式をいふ。○諫めさせ給ふに、其の非を責めさせ給ふをいふ。外記官史などに、過失ありて、其の非を責めさせ給ふことなり。○我が僻事と云々、ひがごとくは曲事、又は悪しき事をいふ。自分の言ふ所が、悪しかりと思はる時はとなり。○忽に折れさせ給ひて、速に我を折り過を改めさせ給ひてといふ意なり。○怠状、今の誤り證文といふに同じ。○恐れをなして給はらざる時は云々、この句より下の畏りて給はりけるとかやといふ迄の大意を知らんには給ふと給はるとの語の區別を知らざるべからず。給ふは與ふる方よりいふこと、給はるは受くる方よりいふ語なり。故に給ふは與ふる、與る、取らす、授くなどの敬語、給はるは受く、貰ふ、授かるなどの敬語にて、頂戴するといふに同じ。さてこの大意をいへば、頼長より誤り證文を與ふる時、外記官史などが大臣より誤證文を頂戴するは、實に恐縮の至りなりとて、恐れて頂戴せざる時は、頼長のいへるには、此の證文は、自分が全く過失なりと、よく思ふによりて授くる證文なり。されば、汝等遠慮なく、唯ひたむきに頂戴して置くべし。大臣たる者の怠状を、大臣より遙に身分卑しき、其の方等が頂戴して、子孫に傳ふることは、後々、汝が家の名譽にあらずやと、強ひて仰せられけるにより、外記官史なども、畏りて誤り證文を頂戴しけるとなりといふことなり。一の上とは左大臣のことなり。面目は名譽といふに同じ。○善惡無二、善惡二なしの義にて、善を善とし、惡を惡とすることはいふ。○世も是れをもてなし奉りもてなしとは取り扱ふこと、又はあひしらふことをいふ。世間にて頼長をよく待遇せしとなり。

久安六年九月二十六日、氏長者に補し、同じき七年正月十日、内覽の宣旨蒙らせ給ふ。攝政關白をさしおきて、三公内覽の宣旨、是れぞ始めなると、人々傾き申されけれども、父の殿下の御計らひの上は、君もあながちに仰せらるゝ仔細もなし。この大臣とても、必しも世を知し召すまじきにもなければ、諸臣もこれを許し給ひけり。法性寺殿は、只關白の御名計りにて、餘所の事の如く、天下の事に於て、いろはせ給ふ事もなかりしかば、殊に御憤り深く、當今位に即かせ給ひて、世淳素に歸るべくは、關白の辭表納るか、又内覽氏長者、關白につけらるゝか、兩様共に天裁に在りと、頻りに申させ給ひけり。この關白殿は、萬なだらかにおはしませば、人皆譽め用ゐ奉れり。關白殿と左大臣とは、御兄弟の上、父子の御契約にて、禮儀深くおはしませけれども、後には御中悪しくぞ聞えし。

久安 近衛院の年號なり、○氏長者 一に氏上ともいふ。一族の中、最も位高きものに補せらる。藤原氏の外、平氏、源氏、橘氏などにもこの職あり。藤氏の長者は、職原抄に、攝政關白の詔を蒙る人、その任たり。依て別に宣下に及ばざるなり。但し宇治左大臣頼長、攝關にあらずして長者となりぬ。宣下の例こゝに初るかど見えたり。然れば頼長以前は、宣下を待たず、攝關になれば、氏長者になる例なりしに、このたび攝政關白にもあはざる頼長、氏の長者となりしを以て、特別にて宣下あらしなり。○内覽の宣旨 内覽とは、政

治上の文書を天覽に供ふる前に、まづ拜見することなり。禁中名目抄の註に奏書以前、其文先見關白、謂之内覽、蒙此宣旨、内覽宣旨と見ゆ。宣旨は敕旨といふに同じ。こゝは政治上の文書を内覽して、意見を奏上すべしとの敕旨を蒙りたりといふことなり。元來氏長者、内覽などは、關白たる人の兼ねべき例なるに、父忠實、愛に溺れて、關白なる長子忠通より、この職を奪ひて、次男の頼長に與へしなり。○三公 太政大臣、左右大臣をいふ。○人々傾き申されけれども 人々首を傾けていかいあらんと申されたれどもとなり。○君もあながちに仰せらるゝ仔細もなしこの大臣とても云々 ことの大意は、この度、頼長を氏長者に任ぜし事は、人々いがいと思ひて、賛成するものもなかりしが、この事はすべて父忠實の處置せらるゝ事なれば、君即近衛院にも、強ひてそは悪しかりなんと、仰せらる事もなく、又この頼長大臣とても、今こそ大臣なれ、行末必ずしも攝關となりて、天下の政勢を執り行ふことのあるまじとも斷言し難ければ、諸臣もこの處置を許したりとなり。扱この事情は、百鍊抄久安七年九月廿六日の條に、入道大相國、(忠實)取藤氏長者印、并朱器臺盤、渡左大臣、此間喧嘩多端とありて、忠實強ひて忠通より奪ひて、頼長に渡したるなり。○いろはせ 關係することにて、取り扱ふといふ意なり。○當今位に即かせ給ひて云々 當今は、當時の天子をいふ。こゝは、後白河天皇を申し奉るなり。淳素とは人情の質朴にして、敦厚なるをいふ。天裁とは天子の御裁斷をいふ。當今位に即かせ給ひてといふより、下文頻りに申させ給ひけりといふ迄の大意は、當今即後白河院、御即位ありて、從來と變り、世間の風俗淳朴に歸するならば、關白より差し出す辭表を御受納あるか、又これ迄、頼長の帯び居たる、氏長者、内覽の職を、昔の如く、關白忠通に返附せらるゝか、この二様の中に、天子の御裁斷にて決せるゝならむと、世間にて頻りに評判せりとなり。○なだらか 心のゆるやかにして烈しからぬをいふ。○父子の御契約にて云々 頼長は忠通と兄弟なる上に、忠通の養子となるべき御約束もある間柄ゆゑ、平生相互に、深く禮義を守りて、御交際ありしが、前に述べたる事情より、後々には、其間不和となりたる由風聞ありとなり。

されば左大臣殿、思し召しけるは、一院隠れさせ給ひぬ。今新院の一宮重仁親王を位に即け奉りて、天下を我がまゝに取り行はゞやと、思ひ立ち給ひければ、常に新院へ参り、御殿居ありければ、上皇もこの大臣を、深く御憑みありて、仰せ合さるること懇なり。

取り行はゞや・ばやは希求辭にて、かくありたいといふ意を示す辭なり。天下の政事を我が思ふ如く自由に取り行ひたいものぢやと、思し召しけるとなり。○殿居 禁中に宿りて守護することにて、即宿直のことなり。○仰せ合さるゝこと懇なり 上皇には頼長と、親しく仰せかはされたりとなり。

或る夜新院、左大臣殿に仰せられけるは、抑、昔を以て今を思ふに、天智は舒明の太子なり。孝徳天皇の皇子、其の數おはしまし、かども、位に即き給ひき。仁明は嵯峨第二の皇子、淳和天皇の御子達をさしおきて、祚を踐み給ひき。花山は一條に先立ち、三條は後朱雀に進み給ひき。我が身德行なしと雖、十善の餘薫に應へて、先帝の太子と生まれ、世澆薄なりと雖、萬乗の寶位を忝くす。上皇の尊號に連るべきは、重仁こそ人數に入るべき處に、文にもあらず武にもあらぬ、四宮に位を越えられて、父子共に愁へに沈む。然りと雖、故院おはしましつる程は、力なく、二年の

春秋を送れり。今舊院、登遐の後は、我れ天下を奪はむこと、何の憚りかあるべき。定めて神慮にもかなひ、人望にも背かじものごと仰せられければ、左府、元より此の君、代を取らせ給はゞ、我が身、攝籙においては疑ひなしと悦びて、尤思し召し立つ處然るべしとぞ、勧め申されける。

天智 第三十八代の天子なり。○舒明 第三十四代の天子なり。○孝徳は 第三十六代の天子なり。○仁明 第五十四代の天子なり。○嵯峨 第五十二代の天子なり。○淳和 第五十三代の天子なり。○花山 第六十五代の天子なり。○一條 第六十六代の天子なり。○二條 第六十七代の天子なり。○後朱雀 第六十九代の天子なり。○十善 殺生、偷盜、邪淫、身業の三惡なり。妄語、兩舌、惡口、綺語、口業の四惡なり。貪欲、瞋恚、邪見、意業の三惡なり。の十惡を爲さるるを十善といふ。この十惡を犯されば帝王に生るといへり。故に帝王の位を十善の位といふ。○餘薫 花の香の自然に遠く匂ふをいふ。こゝは、花の香の遠く匂ふが如く、前世に十善の徳を修めたる功德にて、先帝鳥羽院の太子と生れたりといふことなり。○澆薄 澆季といふに同じく、世の末になりて、人情の輕薄なるをいふ。○萬乗の寶位を忝くす 支那周の世には、軍事ある時天子は、軍車萬乗を出すといふとより、天子の位を、萬乗の寶位といふなり。○上皇の尊號に連るべくは、重仁こそ人數に入るべき。人數に入るべきとは、人間並みの中に數へ入れらるべきにといふ事なり。この文意は、自分が上皇といふ尊號を奉られて、隱居する上は、皇子重仁こそ、人なみくゝに、天子の位を嗣ぐべき筈なるにといふ意なり。○文にもあらず武にもあらず 文事にも通せず、武道にも達せざるといふことなり。○故院おはしましつる程は力なく云々 故院は鳥羽院の事なり。力なくとは、詮方なくといふに同じ。鳥羽院御在世の間は、詮方なくといふ意なり。○登遐 遐は遠なり、天子は崩御ましくても、

其の靈魂は遠く天に登り給ふといふ義より、天子の崩御を登遐といふ。○定めて神慮にも云々。神慮とは、神の思し召しといふに同じ。必ず神の思し召しにも叶ひ、天下の衆望にも背まじきものを、何の憚ることかあるべきと仰せられければとなり。○左府 左大臣のことにて、頼長をいふ。○此の君代を取らせ給は云々。頼長には、元來、崇徳院再び天位に即き給ふならば、自分は無論、攝政關白となること疑なしと思へるからに、大に悦びてといふ意なり。○尤も思し召しける處云々。上皇の思し立つ處、至極御道理千萬なりと勧め申されしとなり。

新院此の御企てなりければ、鳥羽の田中殿を出でさせ給ふべき由を仰せられけるに、何と聞き分けたる事はなけれども、いかさま、事の出で來べきにこそとて、京中の貴賤上下、資財雜具を西東へ運び隠す。門戸を閉ぢ、人々は兵具を集めければ、こはいかに、縦ひ新院國を奪はせ給ふとも、仙院晏駕の後、僅に十箇日の中に、此の御企て、宗廟の御計らひも計り難く、凡慮の推す所然るべからず。この程は、雲の上には、星の位靜に、境の中には、波風も收りたる御代に、斯く切つて續いたる様に、騒がしく亂るることの悲しさよと、人々歎き合へり。

鳥羽の田中殿 此は神皇正統記にも、上皇鳥羽より出で給ひて、白河の大炊殿といふ所にて、既に兵を集められけるとありて、鳥羽殿は狹隘にて、このたびの御企てにつきては、出兵其他便宜ならざるゆゑに、白河の御所に移り給ひしなり。白河の御所に移り給ひしは、保元元年七月九日の事なり。○何と聞き分け

たる事はなけれども、これぞと、體に聞き分けたる事はなけれどもといふ意なり。○いかさま、事の出で來べきにこそとて、いかさまとは、實に然りと承諾する意に用ゐる語にて、なにかさま、成る程、實に尤もなどいふに同じ。この大意は、かくく、と、體に事實を聞き分けたる事にはあらざれども、眞實に事の起るべきにこそあらめといひてとなり。出で來べきにこそその下、ありけめの四字あるべきを省きたるなり。○資財雜具 家財道具のことなり。○仙院 仙洞といふに同じ。こは鳥羽院を指して申し奉るなり。○晏駕 晏は晚くの義、駕は車に馬をつくることなり。天子崩して、宮車風に出でざるを、臣子の心には晚く出で給ふかと思ふより、天子の崩御を晏駕といふなり。○宗廟 伊勢の皇太神宮のことなり。○凡慮の推す所然るべからず 凡人の思慮にて推し考ふるも、思しき事ならむと思はるとなり。上文、縦ひ新院といふより、この句迄の大意は、よしや、崇徳院に於て、國を奪はむとせらるゝにもせよ、鳥羽院崩御ましましての後、僅々十日をも出でざる中に、この御企てを爲さるゝは、伊勢神宮の御神慮の程も計り難く、凡人の考へにても、宜しからずと思はるとなり。○雲の上には星の位靜に 雲の上とは、天上のことにて、天に紫微垣星(即天帝)ありて、其の左右を守る星三つあるより、宮中を天にたとへて、雲の上といひ、三公を三星に擬して、星の位といふなり。○境の中 境域の中といふ義にて、國內のことなり。○切つて續いたる様 事物の打つて變はるといふ。今まで治りたる世の中の、鳥羽院崩御と共に、打つて變りて騒がしくなるを云ふ。此の程は雲の上にはといふより、人々歎き合へりまでの大意は、此の頃は、禁闕の上には、三公九卿の諸役人、よく其の職に適して、靜によく治り、國內には波風即騒亂も治りて、上下實に安穩なりしに、鳥羽院崩御と共に、物を切りて續きたるが如く、打つて變りて、世の中の騒亂するに至りし事の悲しさよと、人々嘆息せりとなり。悲しさよのよは、嘆辭にて、俗にマアといふに同じ。

(五) 一官軍方々手分の事

内裏にも此の由聞こえければ、同じき五日、召されて参るる武士は誰々ぞ。先下野守義朝、陸奥、新判官義康、安藝、判官基盛、周防、判官季實、隱岐、判官維繁、平判官實俊、新藤判官助經、軍兵雲霞の如く召し俱して、高松殿に参じたり。彼等を南庭に召されて、少納言入道を以て、去んぬる二日、一、院崩御の後、武士共兵具を調へて、東西より都へ入り集ること、道もさり敢へず。以ての外の狼藉なり。弓箭を帶せん輩をば、一々に召し捕つて、参上すべき由仰せ下さる。各庭上に跪いて、是れを承る。

陸奥新判官 判官とは、檢非違使の尉をいふ。尉は、左右大尉各二人、左右少尉各二人、都合八人なり。新判官は、判官中の新参をいふ。こは陸奥守にて、檢非違使の尉を兼ねたるなり。以下之に準して知るべし。○軍兵雲霞の如く召し俱して 軍卒を雲霞の如く、多く召し連れてといふとなり。○南庭 御所の前の廣庭なり。○小納言入道 入道とは、佛門に入りたる者の稱なれど、三位以上の人に限りて稱し、其の以下は、新發意と稱する例なるが、この頃は濫用せり。少納言入道は藤原信西のことなり。○道も去り敢へず 避くることもできぬほど多きことをいふ。○以ての外の狼藉なり 以ての外とは、甚しく、非常にといふに同じ。狼藉とは狼りかはしき事をいふ。甚しき亂暴なりといふ意なり。

義朝義康は、内裏に候ひて、君を守護し奉れ。其の外の檢非違使は、皆關々へ向ふべしとて、宇治路へは安藝判官基盛、淀路へは、周防判官季實、粟田口へは隱岐

判官維繁、久々目路へは、平判官實俊、大江山へは、新藤判官助經、承つて向ひけり。今夜關白殿、竝に大宮大納言伊通卿以下、公卿参じて議定ありて、謀叛の輩皆召し捕つて、流罪すべき由宣下せらる。春宮大夫宗能卿は鳥羽殿に候はれけるを召されければ、風氣とて参内せられず。

檢非違使 非違を檢察し、有罪者を追捕し、争訟を判断する役にて、今の警視に似たり。○宇治路 宇治路は、大和伊賀の方を防ぎ、淀路は攝津河内の方を防ぎ、粟田口は近江の方を防ぐなり。久々目路は、清水の南より、山科の方へ出づる山路ならん。太平記、梅松論等に苦集滅路とあるは、是なるべし。大江山は今、の老いの坂なるべし。丹波の方を防ぐなり。○今夜 保元元年七月五日の夜をいふ。○公卿 太政大臣、左右大臣を公といひ、三位以上及び参議を卿といひ、之を合せて公卿と稱す。○議定ありて 評議ありてといふに同じ。○宣下 詔勅の下るをいふ。○風氣とて参内せられず 参内とは朝庭へ出仕することなり。春宮大夫宗能卿には、風邪の氣味ありとて、今夜、内裏の評定の席へは参られずとなり。春宮太夫は東宮職の長官なり。

明くれば六日、檢非違使とも、關々へ越えけるに、基盛宇治道へ向ふに、白青の狩衣に、淺黄絲の鎧に、上折したる烏帽子の上に、白星の冑をき、切文の矢に、二所篠の弓持ち、黒馬に黒鞍置いてぞ乗つたりける。其の勢百騎計りにて、基盛大和路を南へ發向するに、法性寺の一の橋の邊にて、馬上十騎計り、直兜にて、物の具したる

兵、上下二十餘人、都へ打つてぞ上りける。基盛是れは何れの國より、いつ方へ參ずる人ぞと問はせければ、此の程、京中物騒の由承る間、其の仔細を承らむとて、近國に候ふ者の、上洛仕るにて候ふと答ふ

白青の狩衣 白青は水色なり、狩衣は、元來鷹狩、又は遠行の時などに用ゐる略服なりしが、當時は官服となれり。其製は、丸領にて、袖は括あり、裾を袴の外へ出だし、帯にて腰をしめて、着るものなり。委しきとは、卷首に掲げたる圖に就きて見るべし。こゝは鎧下に狩衣を着用せしなり○淺黄絲の鎧 淺黄色の絲を以て威したる鎧なり○上折りしたる烏帽子 胃を被るために、尋常の立烏帽子の上を折りたるなり○白星 胃の星を銀にて包みたるをいふ。白はしろがねの事なり○切り文の矢 白と黒とに切り分れたる鷹の羽にて作きたる矢をいふ○二所藤の弓 藤を二所づゝ寄せて巻きたる弓なり○黒毛 馬の毛色の純黒なるをいふ○馬上十騎ばかり 馬に乗りたる武士、十人位といふことなり○直胃にて物の具したる兵上下二十餘人 直胃とは、兵士一同の、甲胃を帯したるをいふ。物の具とは、鎧、腹巻、小手などの類をいふ。兵士一同の、甲胃を帯し、物の具を附けたる者、上下合せて、二十餘人といふことなり○都へ打つてぞ上りける 都を指して、馬にて馳せ上るといふ事なり。すべて田舎より京都へ赴くことを上るとはいふなり○近國に候ふ者の上洛仕るにて候ふと答ふ 上洛とは、京都を周の都、洛陽に擬して、京都に上るを、上洛といふなり。こゝの大意は、基盛、此の人々は、いつくの國より、何方へ通行せらるる人と問ひ糺しければ、彼等は、此頃、京都は、騒動する趣承知したるにより、其の委細の様子を知らんとて、我れは京都の近國に住める者なるが、このたび上京するにて候ふと答ふとなり

基盛打ち向つて申しけるは、一、院崩御の後、武士ども入洛の由、獻聞に及ぶ間、關

關を固めに罷り向ふなり。内裏へ參る人ならば、宣旨の御使に打ち連つて參じ給へ、然らずんば得こそ通し申すまじけれ。斯く申すは、桓武天皇十三代の御末刑部卿忠盛が孫、安藝守清盛が次男、安藝判官基盛、生年十七歳とぞ名のつたる

基盛打ち向つて云々 基盛、彼等に向つて申しけるはとなり○殿閣 天聽といふに同じく、天子の御耳に入るをいふ○關々を固めに云々 罷り向ふとは、行き向ふといふに同じ。武士の上洛を、一々取糺さんため、關々を固めにとて、行き向ふ者なりといふと○宣旨の御使 敕使といふに同じ。こゝの大意は、主上へ御身方のため、朝廷へ參らるゝ人ならば、敕使たる自分に引き續きて、内裏へ參り給へとなり○然らずんば得こそ云々 然らずんば然らずはの音便なり。得こそ通し申すまじけれとは、容易に此所を通し申すまいといふことなり○御末 子孫といふに同じ○生年十七歳云々 十七歳の下になりといふ字を添へて見るべし

大將ども思しき者、褐の直垂に、藍白地を黄に返したる鎧着て、黒羽の矢負ひ、塗籠籐の弓を持ち、黄土器毛なる馬に、具鞍置いて乗つたりけるが、進み出で、身、不肖に候へども、形の如く系圖なきにしも候はず。清和天皇十代の御末、六孫王八代の末孫、攝津守頼光が舍弟、大和守頼親が四代の後胤、中務丞頼治が孫、下野權守親弘が子に、宇野七郎源親治とて、大和の國奥郡に久しく住して、いまだ武勇の名

を落さず。左大臣殿の召しに依つて、新院の御方に參ずるなり。源氏は二人の主取ることなければ、宣旨なりとも得こそ内裏へは參るまじけれとて、打ち過ぎければ、基盛百餘騎の中に取り籠めて、撃たんとしけるを、親治ちとも騒がず。弓取り直して散々に射るに、平氏の郎等、矢場に射落されて、ひるむ處を、得たりやあゝとて、十騎の兵、轡を雙べて驅けたりければ、平家の兵かなはじとや思ひけむ。法性寺の北のはづれまでぞ引いたりける

襦の直垂 襦は藍を濃く染めて黒くなしたる色なり。古へ、播磨國飾磨の里にて、布を襦色に染めて世に出せり。これを飾磨の襦布といへり。襦の直垂は、この襦布にて製したる直垂をいふ。直垂の製は、やゝ狩衣に似たれど、襟は今の衣服の如く、肩にて合はせ、左右に長き紐ありて、結び合はするなり。委しき事は卷首の圖に就きて見るべし。これもまた鐙の下に着たる也。○藍白地を黄に返したる鐙 藍染の革に、紋を白く染出したるを、更に染めかへせば、藍の處は萌黄になり。白紋は黄になるなり。この革にて威したるを、藍白地を黄に返したる鐙といふなり。○塗籠藤の弓 藤を繋く巻きて、其の上より全軀を、漆にてぬりたる弓をいふ。○黄土器毛 黄に赤みのまじれる毛色をいふ。○貝鞍 青貝の鞍をいふ。○不肖親に肖ざる愚の者といふとなり。○形の如く 人なみ／＼の如くといふが如し。○奥郡 奥の郷ともいふ。吉野川の北岸にて、宇智郡に屬す。宇野といふ地は、其の郷の中なり。○得こそ内裏へは參るまじければ、内裏へは參ることを得じの意なり。○ちとも騒がず 少しも驚かずといふことなり。○散々に射る 甚しく射るといふに同じ。○郎等 家來のことなり。○矢場に ちとは矢を射たる其場の義なりしが、後には

立ち所などいふ意に用ゐたり。こゝも其の意にて見るべし。○得たりやあゝ 心得たりと掛聲して、敵に打つて掛る掛け聲をいふなり。○引いたりける 引くとは退くことをいふ。

(六) 親治等生け捕らるゝ事

さる程に、高松殿には、基盛既に兇徒と合戦すと聞えければ、兵我も我もと馳せ來る。基盛高き所に打ち上つて下知せられけるは、敵は只其の勢にて續く者もなし。身方多勢なれば、おの／＼組んで、一々に搦め捕つて見參に入れよ。伊賀伊勢の者共と申されければ、伊藤、齋藤弓手、馬手より馳せ寄つて、一騎が上に、五六騎七八騎落ち重れば、親治猛く思へども力なく、自害にも及ばず生け捕られにけり。誠に王事盛きことなき謂はれにや。宗徒の者ども十六人、搦め捕つて、基盛射向けの袖に、立ちたる矢ども折り懸け、郎等數多手を負はせ、我が身も朱になつて參内仕り、此の由を奏聞して、又宇治路へぞ向はれける。親治をば、北の陣を渡して、西の獄にぞ入れられける。主上御感の餘りに、其の夜除目行はれて、正下四位に成されけり。聞書には、宇野七郎親治以下、十六人の兇徒、搦め參らする賞なりとぞ註されける。

兵我も我もと云々 高松殿に戦争の事知れたりければ、主上方の兵士、我も出で向はん、我も出で向はん
 とて、多くの兵士、基盛に應援のため、馳せ來るとなり○敵は只其の勢にて云々 敵は只見らるゝばかりの
 小勢にて、應援のため、後より續き來る者なしと也○各組んで一々に云々 各自取り組んで押し伏
 せ、一人一人に搦め捕りて、見參に入れよとなり。見參に入れよとは、天子の御覽に入れよといふことな
 り○伊賀伊勢の者共 平氏は、基盛の祖父忠盛以前は、この二國に永く居住せし故、國人多く平氏に従
 ひ居れるを以て、基盛も専ら、この二國の者共を呼びて、下知したるなり○伊藤齊藤 いづれも平氏累代
 の郎等なり○弓手馬手 左の手には弓を持つゆゑ、左の手を弓手といひ、右の手には手綱を持つゆゑ、右
 の手を馬手といふ○賊に王事盛きことなき云々 此は詩經にある語にて、王家のことは、固くして破る
 ることなしといふ意なり。この意は、かく官軍の打ち勝ちて、親治の忽に捕縛せられしも、賊に彼の詩
 經にいへる如く、王家の事は、固くして破れずといふ謂はれにやあらむと、記者の評言なり。謂れにやの
 下に、あらんを語を添へて見るべし○宗徒の者 重立ちたる人なり○射向けの袖 鎧の左の袖をいふ。
 此は弓射る時に、前へ差し向くる方の袖なる故、かくは名づくるなり○折り懸け 鎧に立ちたる箭を、其
 の儘折つて抜かざりあるをいふ○手を負はせ 負傷せしめたることをいふ○宋になつて 俗に血だら
 けになりてといふが如し○北の陣を渡して 北の陣とは、内裏の北にある朔平門のことなり。一に羅殿
 陣ともいふ。陣とは武士の詰め居る處をいふ。渡してとは、罪人又は罪人の首などを引き廻すことをいふ。
 ○西の獄 當時京都は、左京右京と、二つに分けて治めしものにて、西の獄は、即、右京にある獄屋にて、
 内裏の西にありたり○除目 官職を除任せらるゝ公事のことなり。古へは正月十一日より十三日迄に、
 地方の官吏の任官あり、これを春の除目とも、縣召の除目ともいふ。秋に至りて、在京諸司の官人を任せ
 らるゝ之を秋の除目ともいひ、又京官の除目ともいふ。又臨時に任官を行はせらるゝを、臨時の除目とい
 ふ。除目の目は名なり。舊官の名を除きて、新官に任すといふ義なり。この除目は、臨時の除目なり○正

下四位 正四位下といふに同じ。正下の上に、基盛をの三字を添へて見るべし○聞書 除目の宣言を記
 したる書面をいふ。即ち何々の功によりて、何々の官位を賜はる由を書き入れたる書面なり

(七) 新院御謀叛露顯竝に調伏附けたり内府異見の事

さる程に、同じき八日、關白殿、大宮大納言伊通卿、春宮大夫宗能卿、參内して、來
 る十一日、左大臣流罪の由定め申さる。謀叛の事既に露顯に依つてなり。其の故は
 左府、東三條に或る僧を籠めて、秘法を行はせ、内裏を咒咀し奉らるゝ由聞えて、
 下野守義朝に仰せて、其の身を召されければ、東三條殿に行き向つて見るに、門戸
 を閉ぢて、叩けども開けず。依つて西表の南の小門を、打ち破つて入りぬ。角振り
 隼の社の前を過ぎて、千卷の泉の前に壇を立て、行ふ僧あり。相模阿闍梨勝尊とて、
 三井寺の住侶なり。宣旨ぞ參れと云へども、音もせず。兵二人寄つて、左右の手を引
 つ立つれども、腕を屈めて延べず。恰、力士の如くなり。其の儀ならば、法に任せよ
 といふ程こそあれ。兵數多寄り、取つて伏せて、是れを搦め、本尊竝に左大臣の書
 狀等相具して、以て參る。

秘法 秘密の法といふことなり○内裏を咒咀し奉らるゝ由 主上の御身の上に、悪しき事のあれかし

と、佛に祈願する由といふ事なり。○其の身を召されければ、其の身とは、僧を指していふなり。義朝に命じて、僧を召されければとなり。○角振り集の神社、是れは角振りの神社と、集の神社との二つなり。○千卷の泉、千卷の井のことなり。この社と井とは、何れも三條殿の内におり。○壇を立て、壇は土を盛りて高く平坦ならしめて、神佛の祭祀を修する所をいふ。○行ふ僧あり、秘法を修行する僧ありといふことなり。○阿闍梨、梵語なり、譯して軌範といふ。元來は、僧の師とするに足るべき者の稱なりしか。我が邦にては、僧の官名とせり。○三井寺の住侶なり、三井寺は園城寺のことなり。近江國滋賀郡大津におり。住侶とは三井寺に住める僧侶といふこと。○宣言と參れといふことも云々、義朝、彼の僧に向つて、勅命なるにより内裏へ參るべしといふことも、返事もせずといふことなり。○其の儀ならば法に任せよと云ふ程こそあれ、尋常に召すに、應じざる事ならば、法に依つて搦め捕れと、下知するや否や、程なくといふ意なり。○本尊、寺院にて、主として尊崇する佛をいふ。○左大臣の書狀、頼長より、咒阻の事を依頼し送らる書面なり。○相俱して云々、相添へて引き連れ參るといふことなり。

藏人治部大輔雅頼、一臈判官俊成承つて、仔細を問ふに、別の儀なし。關白殿と左大臣殿との御中、和平の由を祈禱申すと云々、されども左府書狀顯然なり。其の狀に曰はく。

御撫物事承候畢、誓天感地、應曜宿良辰、於賞罰嚴重、冥衆影向地、被修無雙深秘法事、尤以神妙之由、御氣色所候也。我聞惠亮碎頭腦、備清和帝祚、尊意振智劍、加刑罰將門、不及人力所、冥顯之擁護如此。然者發猛利誠心、致丁寧懇

志、何不成就素意哉。爰以歸伏怨敵、相從群臣謀、奈何背禮法乎。早慰鬱念、此時也再耀映光禪房事、更不可有疑者也。恐々謹言。

七月二日

頼長

御返事

明王院相模阿闍梨御房

件の法は、烏瑟沙麼金剛童子聖天供とぞ聞えし

○藏人治部大輔、藏人は天子の御近習役なり。治部大輔は治部省の次官なり。是れは藏人にて、治部大輔を兼ねたる也。○一臈判官、一臈は、六位藏人中の第一の藏人をいふ。六位の藏人は四人ありて、任官の速によりて、列座の上下を定む。久しく六位藏人にありて、第一の上座を占むる者を、極臈といふ。臈とは年功を経たる義にて、一臈は即ち極臈のことなり。是れは第一の六位藏人にて、檢非違使の尉を兼ねたるなり。○承つて仔細を問ふに、仔細とはこまかなるわけがらといふ意。君命を承つて、事の仔細を尋問するにとなり。○別の儀なし、以下阿闍梨の答詞なり。別の儀なしとは、餘の事に非ずといふに同じ。○されど左府の書狀云々、阿闍梨には、關白忠道と左大臣頼長との兄弟の間柄の、睦しくならむ事を祈りたるなりと云へども、左府より阿闍梨に贈りたる書狀の文面にて、内裏を咒阻せし事明白なりと也。○御撫物事云々、撫物とは紙にて人の形を作り、それにて身を撫で、諸の災を移し、身の代りとして、水に流しやるものにて、身源などの時に用ゐる具なり。○曜宿、七曜星と二十八宿のことなり。○良辰吉日、佳辰といふに同じ。○冥衆影向、目に見えぬ諸天の神達が、其の方へ影を寫して向はるべき、よき場所

といふことなり○無雙深秘法 この上もなき、最も秘密の法といふに同じ○神妙 健なる所行を褒むる語にて、殊勝又は奇特などいふ意なり○御氣色所候也 御氣色は御喜びといふ意にて、こゝは崇徳院にも、御喜び遊ばされたりといふことなり○惠亮云々 此は文徳天皇の皇子、惟喬親王と惟仁親王と、立つを争ひ、互に力士を出して相撲せしめ、其勝敗によりて決することし、せし時に、比叡山の僧惠亮、惟仁親王のために祈り、おのが腦を破りて火に投ぜしかば、惟仁親王方の力士、勝つことを得て、惟仁親王天位に即くを得たりといふ故事によりたるなり。惟仁親王は即清和天皇なり○尊意云々 智劍とは大智懸劍とて、智ありてよく事物を判断するの速なるを、利刀の物を断ち切るに譬へていへるなり。平の將門謀叛の時、尊意比叡山に祈禱をなせしかば、かくはいへるなり○冥顯 なほ幽明といふに同じ○發猛利賊心 一心不亂の精誠を出してといふ意なり○致丁寧懇志何不云々 丁寧懇切の志を以て、佛に祈願せば、平素の目的を成就せざることなしといふ意なり○早慰鬱念 神佛に祈願して、早くこの事を成就せしめ、以て新院の鬱々と思さるゝ御心を慰め奉れとなり○此時也再云々 耀映とは輝く義にて、盛に佛徳に報する事をいふ。こゝの大意は、いよいよ事成就せし時には、其の佛徳に報いむため、阿闍梨の寺院を、盛に取り立てむ事、違ひあるべからずといふことなり○件の法 前條に述べたる秘法はといふことなり○烏瑟沙麼云々 烏瑟沙麼も金剛童子も、共に五大尊明王中の一なり。聖天供は、天竺の神の大聖、歡喜天といふを祭ることなり。此の神靈験殊に著しと云ふ。

さてこそ新院、御謀叛の事顯れけれ。其の上、平馬助忠正、故佐渡前司行國が子、多田藏人頼憲等を、軍の大將軍のために語らはるゝ由聞えければ、主上治部大輔雅頼に仰せて、彼等を召されければ、即、大夫史師經、やがて忠正、頼憲が許に行き向

つて召すに、此の程は宇治殿に候ふとて參らず。鳥羽殿には今日、故院の七日に當り給ひければ、大夫史師經に仰せ附けて、田中殿にて御佛事行はる。

平馬助忠正 忠正は平清盛の叔父にて、當時馬寮の功を勤め居たる故に、かくはいへり○故佐渡前司 故とは、先して今在らざるをいふ。前司とは、前に國司を勤めたるをいふなり○軍の大將軍のために云々 語らはるとは、互に語り合ひて、契るとにて、他を説きて、我が仲間に入り入れられたるをいふ。このたびの軍の大將軍になさむため、忠正、頼憲等を説きて、我が仲間に入り入るゝ由、風聞ありければとなり○大夫史師經 大夫とは五位のことなり。史は太政官の書記にて、通常は六位なれども、師經は五位にて史を勤め居るゆゑ、大夫史とはいふなり○宇治殿に候ふとて參らず 宇治殿は頼長の居所なり。此の頃は宇治殿に参り居り候ふとて參らずとなり○佛事を行はる 鳥羽院崩御後、七日に當るを以て、法會を營まるとなり

新院は一所に渡らせ給ひながら、御幸もなければ、人いよいよ怪しみをなす所に、剩つさへ都へ御出であるべき由、仰せ下されければ、左京大夫教長卿申されける。は、舊院晏駕の御中陰をだに過ぎさせ給はで、御出での條、世以て怪しみをなすべし。且は冥の照覽をも、いかんか御憚りなかるべきと、諫め申されけれども、叶ふまじき御氣色なりしかば、教長卿思ふ計りなくて、徳大寺内大臣實能公の許に行き、かゝる御計らひこそ候へと聞こえしかば、内府大きに驚かせ給ひて、左府の申

し勸めらるゝ由、内々聞こえしかども、誠しからず侍りしに、あはれ詮なき御企てかな。末代といひながら、さすが天子の御運は、凡夫の思ふ處にあらず。天照太神、正八幡宮の御計らひなり。我が國、邊地粟散の境と雖、神國たるに依つて、總じては七千餘座の神、殊には三十番神、朝家を守り奉り給ふ。歴代の先朝、皆弟甥を卑しと思し召せども、位を越えられ、世を取られ給ふこと、今に始めぬ例なり。御運をば天に任せて御覽せんに、猶御心行かせ給はずは、恐らくは御出家などもありてこそ、傍に引き籠らせ給はめ。就中一院崩御の御中陰をだに過ぎさせ給はずして、出御ならむこと素意及び難し。定めて御後悔あるべしと、内々御氣色を伺ひて、洩らし奏聞仕らるべき由申されければ、教長歸參して、此の旨披露ありければ、院、それはさる事なれども、我れ此の所にありては、事に逢ふべき由、女房兵衛佐が告げ知らする子細ある間、其の難を遁れん爲に出づるなり。全く別の意趣にあらずとて、敢て御承引もなければ、重ねて申すに及ばず。

新院は一所に渡らせ給ひながら御幸もなければ云々 御幸とは、上皇の外へ出で給ふをいふ。天子には

行幸と書き、皇后東宮には行啓と書き分くるなり。新院には、同じ鳥羽殿にあはしましなから、御父なる鳥羽院の御法會の席へも御出でなきにより、人々いよ／＼不思議の思ひをなす折柄となり○剩へ都へ云々 剩つさへは餘りさへの音便にて、其の上といふとなり。鳥羽殿なる法會の席へ御幸なき上に、都なる白河殿へ御出になるべき趣、仰せ下されければとなり○左京大夫 左京職の長官なり○御中陰をだに云々 佛者の説に、人は死して後、七々四十九日間、他に生れずして、迷ひ居るものといひて、其の間を中陰といふなり。この文意は、せめて御中陰なりとも、過ぎたる後ならば、格別の事、其の御中陰をも過ごし給はずして、都へ御出でになる事は、必ず世間にて不思議の思を爲すならむとなり○且は其の照覽をも云々 冥の照覽とは、幽冥の中より神佛の見給ふをいふ。この文意は、其の上、神佛の幽冥の中より明に見給ふをいふ、いかで御遠慮なくよかるべき、御遠慮あるべきなりと、御諫言申したれどもとなり○叶ふまじき御氣色なりしかば 氣色とは有様、容子などの意なり。御聞き入れなき御様子なりしかばとなり○思ふ計りなくて よき分別もなくてといふ意なり○誠しからず侍りしに 眞實の事にもあるまいと思ひ居りしにとなり。この下に、さては眞實にてありしかといふ語を添へて見るべし○あはれ詮なき御企かな あはれは感嘆詞なり。詮なきは益なきなり。嗚呼さても、益なき御企てをなさるものかなとなり○さすが しかすがの約語にて然は思ふもの、さはさりながらといふ意なり○凡夫 たゞ人といふことにて、佛道に覺り入らぬ人をいふなり。こゝにては、平人を見て可なり○末代と云ひながら云々 この大意は、末代澆季の世とは云ひながら、さすがに天子にならせ給ふ御運命は、ただ人の思慮の及ぶべきものにあらざりて、すべて天照太神八幡大菩薩の御取り定めなりとなり○邊地粟散 日本は東邊に片寄りて、粟の散りたる如く、小き島々多き國といふことなり○三十番神 は三十日を割り合ひて朝廷を守護する神々をいふ。委しきことは拾芥抄に出づ。上文なる我が國は邊地粟散の堺といふより、位を越えられ世を取られ給ふ云々迄の大意は、我が日本國は、東邊に片寄りて、小き國々の

集りたる境土とはいへども、神の御子孫の傳へ給ふ神國なるに依て、全國の神々、すべて七千有餘座の神の、朝家を守護し奉るは勿論、特に三十番神、日々に朝廷を守護し奉れば、たとひ上皇なりとも、朝廷に向つて御謀叛を企つるは非道にして、其事の成就すべき謂はれもなく、又昔より代々の天皇、皆嫡統ならざる弟、又は甥を卑下すれども、古來其の弟又は甥に、天位を越えられ、世を取られ給ひし例は、今日に始りたるにあらざりして、昔より其の例も多くある事なれば、今四宮に當らせらるる後白河院に、天位を越えられたりとて、強ちに御謀叛を企つるまでも及ぶまじといふ意なり○猶御運を天に任せて云々、この句より、下文傍らに引き籠らせ給はめ迄の大意は、暫らく御運命を天道に任せて、其の行末を御覽なさるゝにまかじ、もしまた、それにも御心のまゝにならずは、申すも恐れ多けれど、出家御遺世ありて、御引き籠らせ給ふにまかじといふ意なり○素意及び難し、兼ねての御志遂げまじといふことなり○内々御氣色を伺ひて云々、内々上皇の御様子のよろしき折を伺ひて、以上述べたることを、教長より申し述べて、上奏し奉れとの趣、内府實能が申されければとなり○此の旨披露ありければ、披露は、もと文書を披き露して見する義なれども、後には口傳へにて、人に事を告ぐる意にも用ゐるなり、この披露は、即、後の方の意に見るへし、教長より内府實能はかくく申されたりと、御吹聴申したればなり○それはさる事なれども、内府の言ふ所も、道理なるとなれどもなり○事に逢ふべき由、難儀の事に逢ふべき由なり○女房、禁中に宮仕へする女の稱なり○兵衛佐、重仁親王の母なり、禁中に宮仕へする女房は、皆官名を名とするなり

七月十日、大夫史師經、平忠正、源賴憲二人、召しまゐらすべき由の宣旨を、官使に持たせて、宇治へ行き向つて、左大臣殿に告げ奉れば、即時に召し俱して參るべき由、御返事申され給ひけり。新院は十一日の如法夜更けて、田中殿より白河の前齋

院の御所へ御幸なる。依つて齋院の行啓とぞ披露ありける。御供には、左京大夫教長卿、左馬權頭實清、山城前司賴輔、左衛門大夫平家弘、其の子に光弘などを候ひける

官使 太政官の使者なり。○十一日の如法夜更けて、如法は佛語にて、もとより誠になどの意なり。この十一日は、諸本及び愚管抄に、九日とあるが宜しかるべし。前文の七月十日は、別の事なれば差支なし。十一日の誠に夜半過ぎてとなり○齋院 齋院とは賀茂の神宮に仕へまつる方をいふ。こは嵯峨天皇の時より始れり。職原抄標註に、伊勢は天子の御氏神なり。賀茂は天子の御産土なり。故に遷都以後、いたく崇敬し給ふ。これに依て、伊勢に擬へて、齋院をおかゝるかどあり。皇女又は女王中の、いまだ嫁せざる方を選びて、定めらるなり。天子即位の歳、まづ之を定め給ふ例なり。この御所の地は、賀茂河の東にて、今の聖護院の西邊なり。前齋院は鳥羽天皇の皇女にて統子と申し、崇徳院の御同母妹なり。○齋院の行啓とぞ披露ありける。行啓とは皇后、親王方などの外に出でらるをいふ。世間へは、齋院が白河の御所へ行啓なさるゝ事に、吹聴ありしとなり

(八) 新院爲義を召さるゝ事附鵜丸の事

其の頃六條判官爲義と申すは、六孫王より六代の後胤、伊豫入道頼義が孫、八幡太郎義家が四男なり。内裏より召されけれども、いかゞ思ひけん。參らざりしかば、まして上皇の召しにも從はずしてありしが、餘りに白河殿より度々召されければ、

參るべき由申しながら、いまだ參らず。依つて教長卿、六條堀河の家に行き向ひて、院宣の趣きを宣ひければ、忽に變改して申しけるは、爲義、義家が跡を繼いで、朝家の御守りにて候へば、君心にくく思し召さるゝは、ことわりにて侍れども、我れと手を下したる合戦いまた仕らず。但し十四の年、叔父美濃前司義綱が謀叛を起し、近江の國甲賀山に立て籠り候ひしを、承つて發向し侍りしかば、子供は皆自害し、郎等共は落ち失せて、義綱は出家仕りしを、搦め進じ候ひき。又十八歳の時、南都の大衆、朝家を恨み奉る事ありて、都へ攻め上る由聞えしかば、罷り向つて防げど、仰せ下さるゝ間、俄事にて侍る上、折り節無勢にて、僅に十七騎にて栗栖山に馳せ向つて、數萬騎の大衆を追ひ返し候ひき。其の後は自然の事出で來たる時も、冠者ばらを差し遣はして、鎮め候ひき。是れ爲義が功名にあらず。されば合戦の道、無調練なる上、齡七旬に及び候ふ間、物の用にも立ち難く候ふ。依つて此の程内裏より、頻りに召され候ひつれども、所勞の由を偽り申して參せず。都べて今度の大將軍、痛み存ずる仔細多く侍り、聊、宿願の事ありて、八幡に參籠仕りて候

ふに諭し侍りき。又過ぐる夜の夢に、重代相傳仕つて候ふ。月數、日數、源太が産衣、八龍、澤瀉、薄金、楯無、膝丸と申して、八領の鎧候ふが、辻風に吹かれて、四方へ散ると見て侍る間、かたがた憚り存じ候ふ。枉げて今度の大將をば、餘人に仰せ附けられ候へどぞ、申されける。

六條判官爲義 爲義は京都の六條堀河に住居して、前に檢非違使尉たりしを以て、かくはいふなり○六孫王 源經基のことなり。清和天皇の第六の皇子、貞純親王の子なるを以て、世に六孫王と稱せり○伊豫入道頼義 頼義は伊豫守にて、後剃髮して入道せしかば、かくいふなり○八幡太郎 義家は、男山なる八幡の祠前にて、元服したるがゆゑにいふなり。今爲義の世系を擧ぐれば下の如し。 清和天皇——貞純親王——經基王——滿仲——頼信——頼義——義家——義親——爲義 爲義は系に擧げたる如く、實は義家の長子義親の子なれども、義家養ひて子とせしなり○義家の四男 義家爲義を養つて、實の子義親、義忠、義國の次とせしかば、かくいふなり○上皇 天子位を譲り給ひし後の稱なり。こゝは即崇徳院のとなり○白河殿より 崇徳院の方よりなり。院白河殿に移り給ひしかば、かくはいふなり○院宣 上皇より仰せ出さるゝ命令をいふ○忽に變改して 今迄參るべき由申し居りながら、忽に變改してとなり○君心にくく思し召さるゝは 心にくくとは頼もしきといふ意なり。爲義不肖ながらも、父義家の跡目を受け繼ぎ、武を以て朝家の御守護と成り居り候ふ身に候へば、上皇にも頼もしき者と、思し召さるゝは御道理なれどもとなり○義綱 源頼義の二男にて、義家の弟なり○甲賀山 近江國甲賀郡にあり○承つて發向し侍りしかば 敕命を承つて、征伐に發向し侍りしかばとなり○南都の大衆 南都は奈良のとなり。大衆は大勢の僧徒をいふ○俄事にて侍る上 突然の事にてある上にとなり○栗栖山 大和國

城上郡にあり○自然の事出で来る時も 己むを得ず、兵を用ゐざるを得ざる事の出で来る時となり
○冠者ばら 冠者は元服して程立たぬ青年者の稱なり。ばらは殿ばら奴ばらなどのばらにて、複数を示
す接尾辭にて、等といふに同じ○無調鍊 事物に慣れざるをいふ○齡七旬 七旬は七十なり。爲義はこ
の時、六十一歳なるに、かくいふは、大數を擧げたるにて、當時のいひざまは昔斯の如し○物の用にも立
ち難く候ふ 物の役にも立たず候ふなり○所勞 病氣のことなり○痛み存する仔細多く侍り 痛み存
するとは、氣掛りになるといふ程の義なり。今度大將軍となるに就きては、實に氣掛りに思はるゝこと多
くありとなり。以下、其の氣掛りの次第を述ぶるなり○宿願 年來の願望なり○八幡 男山の八幡宮な
り○參籠 祈念のため、神社佛閣などに、數日數夜、立て籠ることなり○諭し侍りき 八幡の神より種々
御諭しの事ありとなり○重代相傳 代々其の家に傳へ来るをいふ○月數日數云々 此は源家相傳の重
寶なる鎧の名なり。其の威さま、及び由來などの委しき事は、伊勢貞丈のものせる、源家八領鎧考といふ
書に就きて見るべし

教長重ねて宣ひけるは、如夢幻泡影は金剛般若の名文なれば、夢ははかなきこと
なり。其の上武將の身として、夢見物思みなど、餘りにおめたり。披露に附いても
憚りあり。いかでか參られざらむと申されければ、さ候はゞ爲義が子供の中には、
義朝こそ坂東育ちの者にて、合戦に調鍊仕り、其の道賢く候ふ上、附き従ふ處の兵
共、皆然るべき者どもにて候へども、其れは内裏へ召されて參り候ふ。其の外の
奴原は、勢なども候はぬ上、大將など仰せ附けらるべき者ども覺え候はず。八郎爲

朝冠者こそ、力も人に勝れ、弓も普通に超えて、餘りに不用に候ひしかば、幼少よ
り西國の方へ追ひ下して候ふが、此の程罷り上りて候ふ。是れを召されて、軍の様
をも仰せ下され候へと申されけるを、其の様をも、參じてこそ申し上げらるべき
に、居ながら院宣の御返事は、いかゞあらむ。然るべからずと宣ひければ、誠に其
の義ありとて、打ち立ちければ、四郎左衛門頼賢、五郎掃部助頼仲、賀茂六郎爲宗、
七郎爲成、鎮西八郎爲朝、源九郎爲仲、以下六人の子供相具して、白河殿へぞ參ら
れる。

如夢幻泡影 幻はまぼろしにて、有るが如く、無きが如く、泡は水の沫にて、是れまた消え易く、影もはか
なきものなり。いづれもはかなきものにて、それと體に定め難きをいふ○金剛般若 金剛經と般若經と
の二つなり。この大意は、如夢幻泡影とは、金剛經にも般若經にもある名文句にて、いづれも夢のはか
なくして、信じ難きをいへり。されば夢といふものは、もとよりはかなくして、信じ難ければ、不吉の夢を
見たりとて、氣遣ふに及ばず。其上、武將の身として、夢見物思みなどを氣に掛くるは、餘りに以て、卑
法の至りにて、其の事を他に吹聴するだに、遠慮すべき事なりとなり○はかなき 假り初めに信じ難
きことなり○物思み もと神佛を祭る時、齋戒沐浴して、其の身を思み潔むるといふが本義なれど、轉じ
ては、其の年の星のまはりなどによりて、一日或は若干日、其の身を謹慎して、家に籠り居るにもいふこ
ゝは即、轉じたる方の意なり○おめたり 畏れ怖ぶることなり○いかでか參られざらん どうして參

られないといふことあらむとなり○坂東 信濃上野の堺なる碓氷峠より東南をいふ○其の道賢く候ふ上云々 賢くは其の道に勝れたるをいふ。武道に勝れたる上に、附き従へる兵士どもも、相當なる者共のみにて候へばとなり。然るべき者とは、相當なる者の意なり○勢なども候はぬ上に 軍勢なども多く従へ居らぬ上に、軍の大將などの重役を命ずる程の人物とも思はずとなり○八郎爲朝 八郎とは八男といふに同じ。太郎、二郎、三郎など、すべて之に準すべし○弓矢も普通に超えて 弓も普通の人よりすぐて上手といふことなり○餘りに不用に云々 不用とはいはぬことこの意なるが、こゝは物事に心を用ゐず、無頓着なる意にて、即爲朝の天性、不羈磊落にして、事物に頓着せぬとをいふなり。こゝは天性非常に不羈放逸なりしかばとなり○西國 九州なり○軍の様をも云々 この度の軍の方法などを仰せ下され候へとなり○其の様をも參じてこそ申し上げらるべきに云々 左様の事をも、白河殿へ参りて、院に申し上らるべき筈なるに、家にありて院の御命令に對へ奉るは、いかゞあらん無禮なりと宣ひければとなり○誠に其義ありとて 此は爲義の詞なり、誠に教長卿の仰せらる如く、其の道理ありといひてとなり○鎮西八郎 鎮西は九州の總稱なり。爲朝久しく九州に居たるを以て、この稱あり

新院御感の餘りに、近江の國伊庭の莊、美濃の國青柳の莊、二箇所を賜はつて、即、判官代に補して、上北面に候すべき由、能登守家長して仰せられて、鵜丸といふ御劍をぞ下されける。この御佩刀を鵜丸と名けらるゝ事は、白河院神泉苑に御幸成つて、御遊のついでに、鵜を使はせて御覽じるに、殊に逸物と聞えし鵜が、二三尺計りなる物を、被ぎ擧げては落し、被ぎ上げては落し、度々しければ、人々怪しみをなしけるに、四五度に、終に喰ひて上りたるを見れば、長覆輪の太刀なり。諸人奇異の思ひをなし、上皇は不思議に思し召し、定めて靈劍なるべし。是れ天下の珍寶なるべしとて、鵜丸と名づけられて、御秘藏ありけり。鳥羽院傳へさせ給ひけるを、故院又新院へ参らせたりしを、今爲義にぞ賜はりける。誠に面目の至りなり

御感 御感悦なり○伊庭の莊 伊庭は東近江にて、彦根の南の方にあり。莊とは、當時、貴顯の人の所有せし私領地のことなり○青柳の莊 青柳は美濃の國大垣の西にあり○判官代 院中の官にて、諸大夫之に仕ず。代の字には意味なし○上北面 此は上皇の院中を警衛する武士のことなり。上北面といふ五位にて。下北面といふは六位なり○鵜丸 當時は、人の名にも、禽獸の名にも、器物の名にも、丸といふ名を用ゐること多し。こはすべて、親しみ愛する意より附けたるなるべし○神泉苑 京都二條にあり。池の形、今なほ存せり。古は大きなふる池にて、歴代の帝王、此の所にて、雨を祈り給ひし事多し。○逸物 群を抜き出でたることにて、多くの鵜の中にて、勝れて魚を取るの巧みなるをいふ○被ぎ上げ 被ぎ上げとは、頭に戴きて出づることなり○長覆輪 覆輪とは、刀劍の鞘、又は鍔、若しくは鞍など、種々の器物の縁邊のみを、金銀又は銅錫等にて覆ひ飾れるをいふ。これは鞘の金物を、又峯雙方に、長く掛けたるのなるが故に、長覆輪といふなり○上皇不思議に思し召し 白河上皇には奇怪に思し召されて、この劍は必定靈劍にて 天下の珍寶たるべしとてなり○誠に面目の至りなり 誠にこの上もなき仕合せなりとなり

爲義、今度は最後の合戦と思ひければ、重代の鎧を一領づゝ、五人の子供に着せ、

我が身は薄金をぞ着たりける。源太が産衣と膝丸とは、嫡々に傳ふることなれば、
 雑色花澤（雑色はまはざ）して、下野守の許へぞ遣はしける。爲朝冠者は器量人に勝れて、常の鎧は
 身に合はざりければ、着ざりけり。此の膝丸と申すは、牛千頭が膝の皮を取り、威し
 たりければ、牛の精や入りけむ。常に現じて主を嫌ひけるなり。されば塵などを拂
 はんととも、精進潔齋（しやうじんけつさい）して、取り出しけるとなり。かゝる希代の重寶を、敵となる
 子の許へ遣はしける、親の心をあはれなる。

最後 生命の果つる際をいふ。今度は死期の合戦と思ひければといふことなり。○五人の子供は 上に
 擧げたる頼賢、頼仲、爲宗、爲成、爲仲なり。○嫡々 嫡子より嫡子に相傳ふることなり。嫡子は正妻の長子を
 いふ。○雑色 宮中の雑色は、藏人所に屬し、雜役に供するものにて、良家の子弟之に補せらるゝ由、禁秘
 抄職原抄などに見ゆれど、これはそれにはあらで、中間足輕などの、走り使ひをするものをいふなり。○下
 野守 義朝なり。○器量 物の用に堪ふべき才能をいふが本義なれど、轉じては容貌體格などの意に用
 るるなり。こゝは轉じたる方の意なり。○常の鎧 普通の鎧なり。○威し 糸又は革などにて、鎧の札をど
 ぢ合はせることをいふ。○牛の精 牛の魂なり。○常に現じて主を嫌らひけるなり 牛の魂の移りたるに
 やあらむ。常に其の靈驗を現はして、主を嫌らひて、用ひさせずとなり。○精進潔齋 不淨を避けて其身
 を清めることなり。○希代の重寶 世に稀なる寶物なり。

(九) 左大臣上洛附著到の事

さる程に左大臣殿は、御輿（みこし）にて醍醐路（たごろ）を経て、白河殿へ入らせ給ふ。御供には、式
 部大輔盛憲、弟の藏人大夫經憲、前瀧口（さきのたきぐち）秦助安等なり。御車には、山城前司重綱、菅
 給料業宣（かきまのなり）二人を乗せられて、御出の體にて、宇治より入り給へば、夜半計りに、基
 盛が陣の前をぞ遣り通しける。重綱、業宣、白河殿に參着して、あな恐し。鬼の打ち
 飼ひに成りたりつるとて、悸いてぞ下りたりける。漢の紀信高祖の車に乗つて、敵
 陣へ入りし心には、似も似ざりけんぞぞ人々申しける。

醍醐路を経て 宇治より本道を行かず、特更に東へ回りたるなり。こは人の知ることを憚りてなり。○式
 部大輔 式部省の次官なり。○瀧口 藏人所に屬する武官の稱なり。然か稱するわけは、禁秘御抄階梯に、
 按宇多御宇、撰能射者令候御所邊、其所御溝水所落葉也、仍號瀧口、候其所武士稱瀧口、後代爲名と
 あるにてよく知られぬ。○菅給料業宣 菅は菅原氏にて、給料は賄ひ役なり。○御出の體にて宇治より云
 々 頼長には、特に輿にて醍醐路を回り、更に自分の車に、重綱業宣の二人を乗せて、自分の出で行く姿
 に擬して、本道の宇治路より行かじめたることなり。○夜半ばかりに基盛が陣云々 基盛は前にある如く
 この時救命を受けて、宇治路を固め居たるに、夜半頃、其の陣の前を車にて通りけることなり。○あな
 恐し鬼の打ち飼ひ云々 あなは感嘆詞なり。打ち飼ひは、犬を飼ふ食物なり。悸いては、物に恐れて、身體
 のわな／＼震ふをいふ。こゝの大意は、嗚呼恐ろしかりし、今夜は鬼の食物になりたりとて、身震ひして、
 車を下りたりとなり。基盛の武威を鬼に比したるなり。○漢の紀信 楚の項羽大軍を以て、漢高祖を榮陽
 に圍みたる時、車に乗り偽つて高祖と稱して、敵陣に入り、高祖に代りて死したる人なり。○似も似ざりけ

んどぞ人々申しける 似も似さりけるとは似さるといふことを、強くいふ句法なり。この意は、重綱業宣は、頼長に代りて敵陣の前を過ぎたるに、恐懼して、鬼の食物になりたる心地せりとて、身震ひせし卑怯なることは、漢紀信の其の主に代りて、先せし勇氣には、少しも似さることよと人々申したりとなり去んぬる九日、田中殿より内裏へ御書あり。御使は武者所の近尙なり。是れは伶人の近方が子なり。其の御文に曰はく。

御晏駕之後者、拋萬事致追善孝志、改舊儀陵廢、可有政道之處、路次啓々闘戰、洛陽騷々爭競、彼併似不顧尊意、猶歎燕巢幕上、如何早翻、折伏攝取之新義、被致仁德、天下靜謐而無爲無事、就冥顯可有加護歟。不宣謹言。

七月九日

即内裏より御返事あり。

禪札以令拜見之處、尋事之濫觴、佞人不敵之結構歟。古人云、德尊時者治天下、亂時者取之、佞者亡國利也。如何非筆所宣、謹言。

七月九日

此の御返事を、今夜左大臣殿に見せ申し給ふと云々。

武者所 下北面の武士の伺候する所なり。されば下北面といふに同じ。下北面のとは前に出づ○伶人樂人のことなり○御晏駕之後者 鳥羽院御崩御の後はとなり○拋萬事致追善孝志 追善とは死者を供養することなり。爰はすべての事を差し置きて、第一に亡父鳥羽院の御靈に對し、供養し奉りて、孝子の志を致すべきにといふなり○改舊儀陵廢 陵廢とは衰頽せしをいふ。舊來朝廷の儀式憲章の、衰へ廢れたるを改め正すべきにとなり○可有政道之處 善き政事を行はせらるべき筈なるにこの意なり○路次啓々闘戰 嗷々とは喧囂なることなり。到る處物騒しく、闘戰などをなすととなり○洛陽騷々 洛陽は支那の周の天子の都せし地なり。京都を周の都に比して、洛陽といふ。京都中兎角に物騒かしく、人々東西に馳せ廻るをいふ○彼併似不顧尊意 彼の戦争し、又は争競する者は、さはいふもの、いづれも御尊意を顧慮せざるに似たりとなり○猶歎燕巢幕上 燕巢幕上は左傳にある語にて、危きことをいふ○折伏攝取 威力を以て人を服するを折伏といひ、恩徳を以て人を服するを攝取といふ○靜謐 是靜に安らかなるをいふ○就冥顯 就は即なり。冥顯とは幽明の神佛をいふ○不宣 文拙くして意味を述べ盡さずといふ意にて、書面の末に謙遜して書く詞なり。この書面の大意は、後鳥羽院崩御ありし後は、何事も差し措きて、第一に佛の供養に心を用ゐて、孝子の志を盡さるべきは勿論、舊來の衰へ亂れたる、國家の儀式制度を改正して、善き政治を行はるべき筈なるに、意外に兵を企て戦を起し、道路器々として兵戈を事とし、京中兎角に騷擾して、上下四方に奔走するとは何たる事か。さりながら、是等は、天子の恩召しより生したる事にはあらずして、皆下賤の者等が、天子の恩召しを顧み思はざるの致す所とは、雖、斯くて過ぎ行かば、國家危殆ならんかと歎息に堪へず。依てはいかにもして、早く恩威並び行ひて、禍亂を鎮むるの道義に反り、仁徳を下民に施さるべし。さ候は、天下急に鎮靜して、事なきに至るべし。果して然らんには、則ち幽明の神佛も、共に保護を乘れ給ふべしとなり○禪札 佛門に歸依せられたる上皇の書而ゆゑ、禪札といふなり○濫觴 孔子家語に、江は岷山に始る、其の源は觴を濫ぶとあるより出でたる語にて、初め

といふ意に用ゐるなり○佞人 邪智の者をいふ○不敵 膽太くて前後を顧みざる者をいふ○結構 無きことを作り拵ふるとなり○德尊時者治天下亂時者取之 天下に道行はれて、人々徳を尊ぶ時は、徳を以て天下を治め、又天下亂れて、力を貴ぶ時は、力を以て天下を取るといふことなり○佞者亡國利也 邪智の者は禍を醸して、國の利益を害する者なれば、飽く迄も除き去るべきものなりとなり、この文の大意は、御書面を拜見致し候、鳥羽院崩御後、孝養を盡さずして、兵戈を事とするの不都合を御咎めなさるれど、斯く兵戈を用ゐるに至りし、其の初めを尋ねれば、邪智不敵の者、彼れ是れと無き事を作り出せしより起りたる事に候ふ。古人も、天下に道行はれて、人々徳を尊ぶ時は、徳を以て天下を治め、天下亂れて、人々力を尙ふ時は、力を以て人を服すといはるれば、今の如く佞人事を企つる亂世には、威力を以てするより外に、善き方法もなく、特に佞人は國を害するものなれば、速に力を以て除き去るにしかずと思はれ候ふ。なほ御答へ申したき事はあれど、筆にて宣べ盡しがたければ、かくなんとなり○今夜 即七月十日の夜なり。

新院の御方へ参りける人々には、左大臣頼長公、左京大夫教長卿、近江中將成雅、四位少納言成隆、山城前司頼資、美濃前司保成、備後權守俊通、皇后宮權大夫師光、左馬權頭實清、式部大輔盛憲、藏人大夫經憲、皇后宮亮憲親、能登守家長、信濃守行通、左衛門佐宗康、勘解由次官助憲、桃園藏人頼綱、下野判官代正弘、其の子左衛門大夫家弘、右衛門大夫頼弘、大炊助慶弘、右兵衛尉時弘、文章生安弘、中宮侍長光弘、左衛門尉盛弘、平馬助忠正、其の子院藏人長盛、次男皇后宮侍長忠綱、三男左大

臣勾當正綱、四男平九郎通正、村上判官代基國、六條判官爲義、左衛門尉頼賢を始めとして、父子七人、都合其の勢一千餘騎とぞ註しける。

四位少納言 少納言は太政官の判官にして、相當は從五位下なり。成隆は四位にて少納言なりしゆゑ、かく斷りたるなり○勘解由 諸國の諸司諸寺より進献するものを調ぶる役所なり○文章生 今の文學士の如きものなり○皇后宮亮 中宮職の次官なり○中宮侍長 中宮は皇后と全様の御方なり、中古以來、皇后中宮を並べ置くこともあり、置かざるともあり。委しきことは、近藤芳樹翁のものせる職原抄別記に見ゆ。侍長は中宮附きの侍の取締をなすものにて、侍の長なり、下の皇后宮侍長も之に準して知るべし○勾當 大臣家の重職なり。親王家の別當の如く、大臣家の家政を取締るものにて、朝廷より命するなり○父子七人 爲義に、其子頼賢、頼仲、爲宗、爲成、爲朝、爲仲、合せて七人なり○註しける 軍勢の着到を記する帳簿に記したるなり。當時は必ず出陣の前に、諸方より來集る軍勢の名を、帳簿に書き留めしものなり

(十) 官軍召し集めらるゝ事

さる程に内裏より、左大將公教卿、藤宰相光頼卿二人、御使ひにて、八條烏丸美福門院へ参り、權右少辨惟方を以て、故院の御遺誠を申し出さる。此の兵亂の出で來らんずることをば、兼ねて知し召しけるにや。内裏へ召さるべき武士の交名を記し置かせ給へるなり。義朝、義康、頼政、季實、重成、維繁、實俊、助經、信兼、光信等

なり。安藝守清盛は、多勢の者なれば、尤召さるべけれども、一宮重仁親王は、故刑部卿忠盛の養君にてましましては、清盛は御傳子なれば、故院御心を置かせ給ひて、御遺誠にも入れ給はざりしを、女院御謀を以て、故院の御遺誠に任せて、内裏を守護し奉るべしと御使ひありければ、清盛、舍弟、子供引き具して参りたり。諸國の宰吏、諸衛、官人、六府判官、各兵仗を帶して候じけり。公家には、關白殿下、内大臣實能、左衛門督基實、伏見中將師仲などを参られける。

内裏より 主上の御方よりとなり○左大將 左近衛大將にて武官なり○宰相 參議の唐名なり○右少辨 太政官の判官にて、官中の諸事を取扱ふ役なり○故院の御遺誠を申し出さる 故院は鳥羽院なり。遺誠は御臨終の時の書き置きなり○此の兵亂の出で來らむする事をば兼ねて知し召しけるにや云々 出で來らむするとは、出で來らむとするの音便なり。交名は名を連ねて書きたるものなり。この大意は、鳥羽院には、この兵亂の出で來らむとするを、前方より知し召されて居られたるにやあらん。事ある時、内裏の身方に召し寄すべき、武士の姓名を一々御遺誠に書き連ね置かれたりとなり○義朝義康云々 院の御筆ゆゑ、官も姓もなきなり○多勢の者 軍勢を多く從へ居る者といふ事なり○故刑部卿忠盛 刑部卿は刑部省の長官にて、訴訟を正し、罪狀を定むる役なり。忠盛は清盛の父なり○御傳子 傳は、元來乳母のとなりしか、後には小兒などに傳き保護する男の守役をも、まかひふこととなりしかば、乳母を傳の字に改めたり。忠盛は重仁親王の守役にて、清盛は其の子なれば、御傳子といふなり○御心を置かせ給ひて 御氣遣なされてといふに同じ○御遺誠にも入れ給はざりしを 武士の姓名を記したる御書き

置きの中へ、書き入れ置き給はざりしをとなり○女院御謀を以て故院の御遺誠に任せて云々 美福門院御計畧にて、鳥羽院の御書き置き中にも、清盛の姓名を御記しあるに依りて、其の御遺言に従ひ奉り、速に來りて、内裏を守護せよと、清盛の許に御使者を遣はされたりとなり。清盛は御遺誠中に御書き入れなきに、特に御遺誠中に御記載ありと設けて言ひ遣はされたるが、即女院の御計畧の處にて、こは清盛の感情を害せざらむとの御謀なり○諸國の宰吏 諸國の役人といふことにて、即國守其他の地方官なり○諸衛の官人 諸衛は左右兵衛、左右衛門、左右近衛にて、下の六府と全じ。官人は六衛府の役人にて、武官ならぬものをいふ○六府の判官 六府の役人にて、檢非違使の尉を兼ねるものをいふ○兵仗 武器なり○候じたり 内裏に出仕候するをいふ○公家 公卿のことなり○關白殿下 藤原忠通なり

(十一) 新院御所各門々固めの事附軍評定の事

新院は齋院の御所より、北殿へ遷らせ給ふ。左府は車にて参り給ふ。白河殿より北、河原より東、春日の末にありければ、北殿とぞ申しける。南の大炊御門表に、東西に門二つあり。東の門をば平馬助忠正承つて、父子五人並びに、多田藏人大夫頼憲都合二百餘騎にて固めたり。西の門をば六條判官爲義承つて、父子六人して固めたり。其の勢百騎計りには過ぎざりけり。是れこそ猛勢なるべきが、嫡子義朝に附いて、多分は内裏へ参りけり。爰に鎮西八郎爲朝は、我れは親にも連れまじ。兄にも具すまじ。功名不覺も紛れぬ様に、只一人いかにも強からん方へ差し向け給

へ。縦たてひ千騎もあり。萬騎もあれ。一方は射拂はんずるなりとぞ申しける。依つて西河原表さいがはらの門をぞ固めける。北の春日表かすがのひらの門をば、左衛門大夫家弘承つて、子供具して固めたり。其の勢百五十騎とぞ聞えし。

北殿 北殿の位置は、西は賀茂河の河原、北は春日通り、南は大炊御門通りにて、此の南通りに、左右二門ありしなり○父子五人 父忠正と、長男長盛、次男忠綱、三男正綱、四男通正となり○父子六人 前に挙げたる、爲義父子七人の中より、爲朝を除き、残りの六人なり○是こそ猛勢なるべきが云々 猛勢は多勢といはんが如し。爲義は源家の棟梁なれば、軍卒も多勢なるべき善なるが、家の子郎等、多くは義朝に従ひて、内裏の味方に参りし故、かくは小勢なりと斷りたるなり○我れは親にも連れまじ云々 我れ一人は親にも連れられまじ。又兄達にも伴ふまじとなり○功名不覺も紛れぬ様に云々 功名は手柄のこと、不覺は覺悟のたしかならぬ意にて、おくれを取る事なり。手柄しても、おくれを取りても、他人と間違ひなきために、自分丈は、一人にて防禦の役に當らむ。就ては如何様なる強敵の防禦口へなりとも、遠慮せざるにより、差し向け給へとなり○縦ひ千騎もあれ萬騎もあれ云々 射拂はんずるは射拂はんとするといふに全じ意なりとぞするのを省きて、ずるといふは、當時の詞にて、候はんず、候はんずるなど皆全じ。以下之に準して見るべし。この意は、よしや敵が千騎にせよ萬騎にせよ、我が引受けたる一方は、儘に敵を射拂はんとする所存なりとぞ申しけるとなり

抑、爲朝一人として、殊更たご大事の門を固めたること、武勇天下に許されし故なり。件くだんの男器量人に超え、心飽くまで剛にして、大力の強弓、矢つき早はやの手利なり。弓手

の時、馬手に四寸延びて、矢束を引くこと世に超えたり。幼少より不敵にして、兄にも所を置かず、傍若無人なりしかば、身に添へて都に置きなば、悪しかりなんとて、父不興ふきようして、十三の歳より鎮西の方へ追ひ下すに、豊後の國に居住し、尾張權守家遠を傳つたとし、肥後の國阿曾あそ平四郎忠景が子、三郎忠國が婿に成つて、君よりも給はらぬ、九國の総追捕使と號して、筑紫を隨へんとしければ、菊池原田を始めてして、所々に城を構へて立て籠れば、其の儀ならば、いで落して見せむとて、いまだ勢も附かざるに、忠國計りを案内者として、十三の歳の三月の末より、十五の歳の十月迄、大事の軍いくさをすること二十餘度、城を落すこと數十箇所なり。城を攻むる謀はかり、敵を伐つ術てがひ、人に勝れて、三年が内に、九國を皆攻め落して、みづから総追捕使に押し成つて、悪行多かりけるにや。香椎宮かすかひのみやの神人等、都に上り訴へ申す間、いにし久壽元年十一月二十六日、徳大寺中納言公能卿を上卿として、外記に仰せて宣旨を下さる。

源爲朝久住幸府、忽諸朝憲、咸背綸言、梟惡頻聞、狼籍尤甚、早可令禁進

其身、依宣旨執達如件、

然れども、爲朝猶參洛せざりければ、同じき二年四月三日、父爲義を解官せられ、前檢非違使に成されけり。爲朝これを聞きて、親の科に當り給ふらんこそ淺しけれ。其の儀ならば我れこそいかなる罪科にも、行はれんずれとて、急ぎ上りければ、國人ども、上洛すべき由申しけれども、大勢にて罷り上らんこと、上聞穩便ならずとて、形の如くに、附き従ふ兵計り召し具しけり。傳子の箭前拂の須藤九郎家季、其の兄隙間數の悪七別當、手取の與次、全じき與三郎、三町礫の紀平次大夫、大矢の新三郎、越矢の源太、松浦二郎左仲次、吉田兵衛、打手の紀八、高間三郎、同じき四郎を始めとして、二十八騎をぞ具したりける。依つて去年より在京したりしを、父不興を赦して、今度の御大事に召し具しけるなり。

器量 體格といふに同じ○心飽くまで剛にして 心どこまでも強くしてとの意○大力の強弓 大力にて強弓を引くといふことなり○矢つき早の手利なり 矢を續け射ることの早くして達者なりとなり○弓手の肘馬手に四寸延び 左の手の腕は、右の手の腕よりも、四寸長きとなり○矢束 矢の長きなり。矢は握り數にて、其の長短を量る故に、かくはいふなり。長き矢を引くことは、世の人に勝れ居るといふことなり○不敵 膽の大なるをいふ○所を置かず 場所を譲らざるの意にて、兄に對し傲慢不遜なるをい

ふ○傍若無人 傍に人なきが若きといふ意にて、人前をも憚らず、己が氣儘に振舞ふといふ○身に添へて都に置きなば云々 我が身の側に附けて、都に置かならば、却りて悪しくあるべしとてなり○不興 機嫌を損ずることをいふ。また轉じては勘當する事にも用ゐるなり。こゝは轉じたる方の意に見るべし○君よりも給はらぬ 主上よりも給はらざるといふことなり○總追捕使と號して 當時は、國々に檢非違使といふ役ありて、罪人を追捕する故に、之を一に追捕使ともいへり。こゝは九州追捕使を總括するといふ意より、九國の總追捕使といふなり○筑紫 九州の古き稱なり。○菊地原田 共に九州の豪族なり○所々に城を構へて云々 各地に城を築きて、之に引籠りて爲朝を防禦せしかばとなり○いで落して見せんとて いでは感嘆詞にて、事を思ひ立つ時に用ゐる語にて、俗語の「ん」といふに同じ。こゝは彼等が防禦せんとする儀ならば「ん」今より攻め落して見せんとの意なり○いまだ勢も附かざるに だ我味方に、軍勢も附かずあるにの意○押し成つて 朝庭の命をも待たて、自分勝手に、自ら進みて自稱するをいふ○香椎宮の神人 香椎宮は筑前にあり。神人は神主等なり○いにし 過ぎしなり○上卿 大臣若しくは大中納言の内にて、除目、叙位、又奪官などの時、其事を取扱ふ、主任の役を命せられたる人をいふ○外記 太政官の書記なり○宰府 太宰府の事にて、筑前にあり。○忽諸朝憲 朝憲は朝庭の憲章といふ義にて、國家の制度規則をいふなり。忽諸はないかしろにすることなり○威背繪言 威は悉くの義なり。繪言は禮記にある文字にて、天子の詔敕をいふ○鳥惡 鳥は夜中小鳥を捕り食ふ、暴虐の鳥なるより、轉じて暴惡のことに用ゐるなり○狼藉 亂暴といふに全じ○可令禁進其身 爲朝の暴行を禁じたる上、其の身を捕へて、朝庭に差し進むへしとなり○執達 文書を取り次ぐことなり○參洛 都へ參ることなり○解官 其の官職を免することなり○淺しけれ 肝のつぶるゝ程、あきるゝをいふ○上聞穩便ならず 多勢を連れて上洛するは、朝庭に聞えて、穩かならずとなり○形の如く 常の如くなどいふ意なり○箭前拂、隙間數、手取、三町礫 これらはいづれも此の人々のあだ名なるべし

爲朝は七尺計りなる男の、目角二つ切れたるが、紺地に色々の糸を以て、獅子の丸を縫つたる直垂に、八龍といふ鎧を似せて、白き唐綾を以て威したる。大荒目の鎧、同じき獅子の金物打つたるを著るまゝに、三尺五寸の太刀に、熊の皮の尻鞆入れ、五人張の弓、長さ七尺五寸にて、銃打つたるに、三十六差したる黒羽の矢負ひ、兜をば郎等に持たせて、歩み出でたる體、樊噲も斯くやと覺えてゆゝしかりき。謀は張良に劣らざれば、堅き陣を破ること、吳子孫子が難しとする處を得、弓は養由をも耻ぢざれば、天を翔る鳥、地を走る獸、恐れずと云ふことなし。上皇を始めまゐらせて、有らゆる人々、音に聞ゆる爲朝見んとて舉り給ふ。

目角二つ切れたる 目頭と目尻との、角たちたるをいふ。○紺地に色々の糸を以て云々 此は縫物したる直垂なり。即ち、藍を以て、總體を深青に染めたるを紺地といふ。それに、種々の色糸にて、獅子の形を、丸く縫ひたるなり。○八龍といふ鎧に似せて云々 大荒目の鎧とは、大荒間の鎧といふことなり。當時の鎧の札の大きさは、おほかた、金さし一寸の間に、四つ程づゝのものなるが、大荒目の鎧は、其の札甚だ大にして、一寸の間に二枚位の割合なり。故に、常の鎧の如くには威さずして、綴革をふとくして、其の間を荒く綴づるに依つて、大荒間の鎧とはいふなり。この鎧は、常の人の着る物にあらずして、多くは剛力の勇士着用するなり。八龍の鎧に似せてとは、源家重實の八領の鎧の中に、八龍と名づくる鎧あり。その鎧には、胸板に、龍の形の金物を、八つ程打ち付けあるにより、八龍といふ。今、爲朝は、其八龍の鎧に似

せて、胸板に龍の金物八つ打つたる、大荒目の鎧を作りて、着用せしとなり。同じき獅子の金物打つたるを着るとは、爰の文の續きにては、八龍に似せて作りたる、大荒目の鎧を着たる上に、又、同じく唐綾を以て威したる鎧に、獅子の金物を胸板に打つたるを、重ね着たる様に見ゆれど、さにはあらず。同じく獅子の金物打つたるとは、裾金物に、胸板の八龍の如く、獅子の金物を打たるなり。上に獅子の丸とありて、再び、獅子といふ故に、同じく獅子の金物といへるなり。されば、こゝは、八龍に似せて作りたる、白き唐綾威の大荒目の鎧の裾には、獅子の金物を打たるを着るといふ意なり。○熊の皮の尻鞆 尻鞆とは、多く、虎、豹、熊、鹿などの毛皮を以て、太刀の鞘に合せて袋に作り、鞘の上に懸くるものにて、雨露を防ぐ用にするなり。これは、即ち、熊の毛皮にて作れる故に、熊の皮の尻鞆といふなり。○五人張りの弓とは、四人にて弓を押し矯めて、一人、弦を懸くる弓にて、實に強き弓なり。○七尺五寸 通例の弓の丈なり。爲朝の身に合せては、弓の丈短けれど、こゝは、弓の力を強からしめんためなり。○銃打つたるに銃は折り釘なり。矢の逃げはづれざるために、弓の握りの上に、折り釘を打つなり。○三十六差したる常人よりも多く差したる也。○樊噲も斯くやと覺えて云々 樊噲は勇士にて、漢高祖の臣なり。ゆゝしかりきとは、いみじかりきといふことなり。其の出で立ちの様子の勇烈なるを賞したるなり。彼の勇士の樊噲も、かくやあらむと思はれて、いみじかりき也。○張良 漢の高祖の臣にて、智謀に富める人なり。○吳子孫子 吳子は吳起、孫子は孫臏といふ人にて、共に、支那の周の世の兵法に達したる人なり。○養由 楚國の人にて、弓術の達人なり。○上皇を始めまゐらせて有らゆる人々音に聞ゆる云々 有らゆるは、有る限りといふことにて、そこに居合せたる人悉くなり。舉り給ふの舉りは、來揃ひの約りたるにて、悉く集るをいふ。文意は、上皇を始めとして、其の座に居合せたる人々、皆、評判の高き爲朝を見んとて、我も我もと集りたりとなり。

左府すなはち、合戦の趣き、計らひ申せと宣ひければ、畏つて、爲朝久しく鎮西に

居住仕つて、九國の者共從へ候ふに附いて、大小の合戰數を知らず。中にも折角の合戰、二十餘箇度なり。或は敵に圍まれて強陣を破り、或は城を攻めて敵を亡すにも、皆、利を得ること、夜討よきに若くこと侍らず。然れば、只今、高松殿に押し寄せ、三方に火を懸け、一方にて支へ候はんには、火を遁れん者は、矢を免るべからず。矢を恐れん者は、火を遁るべからず。主上の御方、心にくくも候はず。但し、兄にて候ふ義朝などこそ、驅け出でんずらめ。其れも眞中指して射通し候ひなん。まして清盛などがへろへろ矢、何程の事か候ふべき。鎧の袖にて拂ひ、蹴散らして捨てなん。行幸他所へ成らば、御赦されを蒙つて、御供の者、少々射んずる程ならば、定めて駕輿こしも御輿を捨て、逃げ去り候はんずらん。其の時、爲朝參り向ひ、行幸を此の御所へ成し奉り、君を御位に即け參らせんこと、掌を反す如くに候ふべし。主上を迎へ參らせんこと、爲朝矢二つ三つ放さんずる計りにて、未だ天の明けざらむ前に、勝負を決せむ條、何の疑ひか候ふべき。と憚る所もなく申したりければ、左府、爲朝が申す様、以ての外の荒儀あさまなり。歳の若きが致す所か。夜討ち

などいふ事、汝等が同士軍どうしぐん、十騎二十騎の私事なり。さすが主上上皇の御國争ひに、源平數を盡して、兩方に在つて勝負を決せんに、無下に然るべからず。其の上、南都の衆徒を召さるゝことあり。興福寺の信實しんじつ支實等、吉野十津河の、指し矢さしや三町さんちやう、遠矢八町とんやといふ者共を召し具して、千餘騎にて參るが、今夜は宇治に着き、富家殿けさのの見參に入り、曉、是れへ參るべし。彼等を待ち調へて、合戰をば致すべし。

折角 殊更に、骨を折りたるといふ意なり。○三方に火を懸け一方にて支へ候はんには 三方には火を懸け、一方にて遮り戦ひ候はんにはの意。○火を通れん者は矢を云々 三方より燃え來る火を通れんと逃げ來れば、矢を受くることを免れず。一方の矢を逃れんとして、三方の火の中に逃げ入れれば、火の禍を通るべからずとなり。○心にくくも候はず 主上の御身方の兵士の中には、是れといふて、頼もしき智勇の士もあらざれば、敵陣に驅け出で戦ふ者もなかるべし。但し、己が兄なる義朝こそは、まづ其の中にこの勇士なれば、是れのみは、驅け出で、戦ふ事もあらむとなり。○其れも眞中指して云々 眞中は喉のこをいふ。よしや義朝が出でて戦ふにせよ、其れも、忽ちに喉を射通して倒すべしとなり。○清盛などがへろへろ矢云々 へろへろとは、萎しなえてしかと立たぬ狀をいふ語なり。清盛などが射る所の弱く萎えたる、へろへろ矢などは、どれ程の事かあるべき。更に恐るゝに足らずとなり。○行幸他所へ成らば 官軍敗れて、主上には難を避けられんため、高松殿を出でられ、他の御所へ御遷りになるならばなり。○御赦されを蒙つて 恐れ多けれど、一時御容赦を蒙つてとの意なり。主上の御輿へ向つて弓射ることゆゑ、かくはいへるなり。○駕輿こし 御輿をかつぐ人夫をいふ。○掌を反す如くに候ふべし 掌を反すが

如しとは、其の事の至て易きことに譬へていふなり。上文の行幸他所へ成らばといふより、この迄の大意は、高松殿危きによりて、若しも、主上、他所へ御出でになる事もあらば、恐れ多き事なれど、御容赦を蒙つて、御輿に御供なし居る輩に向ひ、少々矢を射掛くるならば、彼等は驚懼して、必ず御輿をも捨て、逃げて去るならむ。其の時、爲朝進んで主上を御迎へ申して、この北殿へ行幸なさせ奉りて、この御殿に御幽屏申すべし。さすれば、新院を御志の通りに、位に即け奉らむこと、掌を反す如く易き事にて候はんとなり。○主上を迎へ参らせんこと云々。この句より何の疑ひか候ふべき迄の意は、主上をこの御所へ御迎へ申すことは、爲朝か矢を二本三本放つ位にて、出来得ることにて、まだ今夜の夜の明けざる中に、勝負を決すべきは、疑なく必然たるべきことなりとなり。○荒儀 其の論ずる所、荒々しきといふ意にて、謀略に疎きをいふ。○さすが 然しながらの意なれど、こゝは轉じて、本分に耻ぢずなどの意に用ゐたるなり。○無下に然るべからず 無下とは、それより下はなしといふ意にて、尤も然るべからずの意に見るべし。上文のさすが主上上皇といふより、迄の大意は、この度の戦ひは、さすが主上と上皇と御國を争ひ給ふ軍にて、武門の棟梁たる源氏平氏の兩家、有らむ限りの兵士を従へて、主上方と上皇方と兩方に分れて、勝敗を決せんとする戦なるに、夜討などいふことは、尤も宜しからずとなり。○興福寺 七大寺の一にして奈良にあり。○吉野十津河 共に大和の地なり。○指し矢三町違矢八町 共にあだ名なり。○富家殿 順長の父、忠實のことなり。忠實、當時、宇治に住居せり。○彼等を待ち調へて 彼等の來るを待ち、兵士を揃へての意なり。

又明日、院司の公卿殿上人を催さんに、参らざる者共をば、死罪に行ふべし。首を刎ぬること兩三人に及ばず、残りはなどか参らざるべきと仰せられければ、爲朝上には承伏申して、御前を罷り立ちて、つぶやきけるは、和漢の先蹤、朝廷の禮

節には、似も似ぬ事なれば、合戦の道をば、武士にこそ任せらるべきに、道にもあらぬ御計らひ、如何あらん。義朝は、武畧の奥儀を究めたる者なれば、定めて、今夜寄せんとぞ仕り候ふらん。明日までも延べばこそ、吉野法師も奈良大衆も入るべけれ。只今、押し寄せて、風上に火を懸けたらんには、戦ふともいかでか利あらんや。敵勝つに乗る程ならば、誰れか一人安穩たるべき。口惜しきことかなとぞ申しける。

○院司の公卿殿上人 院司は院廳のことにて、院中の政務を行はるゝ處なり。三大臣を公といひ、三位以上及び參議を卿といひ、四位五位の昇殿を許されたるものを殿上人といふ。○催さん 催すとは、味方に参るべく催促することなり。○などか は、なにとてかの約りたるなり。○上には承伏申して 承服とは肯ひて従ふことなり。爲朝、表面には服従申しての意。○つぶやき 呟きなり。獨りぶつ／＼物いふことなり。○和漢の先蹤 朝廷の禮節には云々 先蹤は先例といはんが如し。似も似ぬとは、全く似付かぬといふことなり。道にもあらぬ御計らひとは、道理にもあらざる御計略といふことなり。政道に關する和漢の先例、又は、朝廷の禮節に關する事は、公家の専門なれば、嘴を容れて、彼れ是れと指揮するも無理ならねど、其等の事には似付きもせぬ軍の事は、公家の知る所にあらざれば、合戦の方法をば、武士に一任せらるべき等なるに、我が言を用ゐずして、道理にもあらざる御取り計らひ、如何あらむ。宜しくもあらじとなり。○定めて今夜寄せんとぞ仕り候ふらん 主上方にても、兄の義朝は、武道の靈奥を究めたる者なれば、我が謀る如く、必ず、今夜の中に、彼れよりこの御殿へ攻め寄せんとするならむとな

り。○明日までも延べばこそ云々 この句より、戦ふともいかでか利あらんや迄の大意は、明日迄戦ひの延ぶるならば、吉野法師も奈良の大衆も入用なるべけれど、今夜の中に敵押し寄せ来るべければ、吉野奈良の法師を待つとも、何の益なく、殊に、今夜敵押し寄せ来りて、風上よりこの御殿に、火を懸けられ、たならば、味方いかに力を盡して戦ふとも、どうして勝つことを得べき。決して勝つ能はざるべしとなり。

(十二) 將軍塚鳴動並びに彗星出づる事

さる程に、鳥羽殿には、故院の舊臣、左大將公教卿、藤宰相光頼卿、右大辨顯時朝臣など籠居し給ひけるが、去んぬる八日より彗星東方に出で、將軍塚頼りに鳴動す。天變地妖、占文の指す所、慎み更に輕からず。新院の御所には、軍兵數千騎参り集りて、公卿殿上人を召すに、参らざる者をば死罪に行ふべしと、左府議せらるなれば、我等とても其の難を遁るべからず。其の上、京中を焼き拂ひ、内裏にも火を懸けて攻めんに行幸他所へ成らば、御輿にも矢を進らせんなど、爲朝とかやが申すなれば、君とても安穩に渡らせ給はんや。一院隠れさせ給ひて、十箇日の内に、斯かる不思議の出で來ぬこそ淺ましけれ。内裏にも仙洞にも、御追善の營みの外は、他事おはしますまじきに、こは如何になりぬる世の中ぞや。

天照大神は百王を守らんと、御誓ひも盡きぬるやらんと、申されければ、

將軍塚 桓武天皇、王城鎮護のためとて、八尺の人形を作り、之に甲冑を著せ、東山に埋めて、將軍塚と稱せり。古來、國亂る時は、この塚必ず鳴動すといひ傳ふ。○占文の指す所、慎しむ輕からず。天變地妖類りなれば、特に陰陽師に命じて占はせたるに、大事出來すべき文現はれて、重く謹慎すべきとなり。○天照大神は百王を守らんと、御誓ひ云々。百王とは世々の帝王なり。皇祖天照大神には、永く、子々孫々百王の未迄保護すべしと誓はせ給ひたりしが、其の御誓ひ言も、今は盡き果てたるにやあらんと申されければとなり。百王を守らんの御誓ひとは、掛けまくも畏しきことながら、皇祖、三種の神器を、皇孫瓊々杵尊に授け給ふ時、葦原の千五百秋の瑞穂の國は、是れ我が子孫の王たるべき地なり。汝、皇孫就きて治むべし。寶祚の隆なること、天壤と窮りなかるべしと仰せられたる、聖敎を指し奉るなり。

光頼卿、つら／＼事の心を思ふに、日本は是れ神國なり。されば、御裳濯河の流れ絶えずして、既に七十七代の天津日嗣ぎを受け給ふ。昔、崇神天皇の御時、天津社、國津社を定め置かれてより以來、神事事繁き國の營み、只寶祚長久の爲なり。七千餘座の神祇、夜の守り晝の守り、なじかは怠り給ふべき。就中、推古天皇の御時、上宮太子世に出で、守屋の逆臣を亡して佛法を弘め、四天王寺を建て、國家を祈り、聖武天皇は東大寺を建てて、大神宮の御本地を顯して、帝運を祈誓し給ふ。行基菩薩は河州石河郡に四十九院を建て初め給ひて、寶祚を鎮護し給ひしより、傳

教大師は比叡山を開基して、一乘妙典を崇め、弘法大師は高野山建立して、眞言の秘法を修行して、專に天下の護持を致す。殊に白河鳥羽の兩院佛法に歸しおはしまして、國郡數神に裁きたり。田園多く佛聖に寄せらる。依つて、三寶も國家を守り給ふべし。神明も帝祚を捨て給はんや。其上、此の京は、桓武天皇の御宇、延暦十三年十月二十一日、長岡の京より遷られて後、弘仁元年九月十日、平城の先帝世を亂り給ひしかども、此の京は無爲なり。其の後帝王二十七代、星霜三百四十八年の春秋を送れり。其の間にも朱雀院の御宇には、將門、純友東西に亂逆をなし、後冷泉の御世には、貞任、宗任兄弟謀叛を企て、或は八箇國を從へて、八箇年合戦し、或は陸奥に支へて、十二年まで防ぎ戦ひしかども、敢て都の亂にならず。終に皇化に隨ひき。されば、今も誰人か此の京を滅し、何者か我君を傾けん。南には正八幡大菩薩、男山に跡を垂れて京都を守り、北には賀茂大明神、天滿天神、東西には稻荷、祇園、松尾、大原野等光りを雙べて、日夜に結番し、禁園を守り給ふ。縦ひ、逆臣亂をなすとも、いかでか靈神の助けなかるべきと、憑もしげにぞ宣

ひける。

御裳濯川、伊勢の神宮の側を流る、河にて、一に宮川ともいふ。こゝは、天照太神の御系統永く絶ゆることなきに譬へて、御裳濯川の流れ絶えずといふなり。○七十七代 神武天皇より後白河天皇迄の代數をいへるなり。○天津日嗣 天子の御位をいふ。○崇神天皇の御時天津社國津社を定め云々 崇神帝は第十代の天子なり。崇神帝の時、天上の神を祭りたる社と、國土の神を祭りたる社とを、分ち定められたる事あり。○神事々繁き國の營み云々 崇神帝以來、代々の帝王、祭祀、奉幣、其他、神に仕へ奉ることを怠らずして、春夏秋冬、神事に就き、事繁く經營し奉るも、天位の長久ならむことを祈る爲なりとなり。○七千餘座の神祇云々 七千餘座の天の神、國の神、晝夜王家を守護し奉りて、いかでか怠慢し給ふべき、怠慢し給はずとなり。○推古天皇 第三十三代の天子なり。○上宮太子 用明天皇の皇子聖德太子の御事なり。用明天皇、太子を南宮の上殿に置き給ひしかば、此の稱あり。○守屋の逆臣を亡して云々 守屋は物部の守屋なり。守屋、佛法を退けんとして、聖德太子蘇我馬子等に反對せしかば、太子馬子と力を協せて、遂に守屋を討滅せり。○四天王寺 攝州大阪にあり。荒陵山四天王寺といふ。此の寺はもと、玉作の岸上に建てられしを、推古天皇の元年に、今の所に移されたるなりとぞ。比叡山と同じく天台宗なり。○聖武天皇 第四十五代の天子にて、最も佛法を尊崇し給ひし御方なり。○東大寺 七佛寺の一にして、奈良にあり。東金光明四天王護國大寺といふ、東大は其の畧名なり。○御本地 本地垂迹などいふことは、弘法傳教などの僧侶のいひ出でたることにて、日本の神々は、すべて、天竺の佛の衆生を救はんため、假りに、この日本國に顯れたるものにして、何の神の本地は、天竺の何の佛なりと稱し、大神宮の本地は大日如來なりとせり。○行基菩薩 行基は高志氏、和泉國大鳥郡の人、聖武天皇、天平十七年に大僧正となれり。菩薩とは、菩提薩埵の畧稱にて、菩提は佛道の名なり。薩埵は秦に大心の衆生と譯す。されば、大心ありて佛道に入るものを、菩提薩埵といふなり。○寶祚 は天子の御位をいふ。○傳教大師 傳教、姓は三

津氏、最澄といひ、近江の志賀の人なり。十二歳の時出家し、行表法師に就きて經論を學び、延曆二十一年、詔を奉じて唐に赴き、道遠法師に逢ひて、天台の奥旨を窮め、歸朝して我國に弘めぬ。是れより先き、延曆七年、比叡山に一乘止觀院を創せ。これ延曆寺の中堂なり。弘仁十三年六月五十六歳にて寂せり。清和帝の貞觀八年、謚を傳教大師と賜ひき。大師とは、大は小を簡する義、師は師範の義なり。○比叡山京都の東北にありて、山城近江に跨る山なり。○開基 始めて寺を作るをいふ。○一乘妙典 佛法の最上を一乘法といふ。一乘妙典とは其經文を尊びていへるなり。○弘法大師 姓は佐伯氏、空海といふ。讚岐國多度郡の人なり。年二十にして出家し、頻りに其の道を修め、延曆廿三年、遣唐使に従ひて入唐し、西明寺に居り、諸寺を廻りて佛法を究め、歸朝の後、弘仁七年、高野山に上り、金剛寺を創し、大に佛法を擴張せり。後、承和二年、六十二歳にて寂せり。延喜二十一年、謚を弘法大師と賜ひき。○高野山 紀州にあり。○眞言の秘法 眞言は天竺語を其のまゝ用ひて、經文などを讀むなり。○國郡數神に載きたり 國郡を割きて、多くの神に寄附せしをいふ。○田園多く佛聖に寄せらる 佛聖とは佛と僧となり。田宅莊園を、多く、佛徒に寄進したるをいふ。○三寶 佛法僧の三つなり。○長岡 山城國乙訓郡にあり。○弘仁 嵯峨天皇の年號なり。○平城の先帝世を亂り給ひしかども 嵯峨天皇の弘仁元年九月、平城上皇、寵妃藤原の藥子、及び、其の兄仲成の勸めにより、嵯峨帝を傾けて、再び帝位に即かんことを謀りしが、事露れて、上皇は出家し給ひ、藥子仲成は誅せらる。○無爲なり 無事なりといふに同じ。○星霜 星や霜の一廻りすることにて、年といふ義なり。○朱雀院 第六十一代の天子なり。○御宇 宇内を統御し給ふといふ意にて、其の御代といふことなり。○將門純友 朱雀帝の御時、平將門。下總國相馬郡に據りて、亂を起す。藤原純友之に同意して、伊豫の海島に據り、遙に將門に應援せり。後、將門は平貞盛藤原秀卿のために亡され、繼いて純友も誅に伏せり。○後冷泉 第七十代の天子なり。○貞任宗任 冷泉帝の時、安倍頼時、其の子貞任、宗任等、陸奥出羽に據て叛す。源賴義、其の子義家討て之を平ぐ。○八箇國を

從へて八箇年合戦し これは將門の亂をいへるなり。將門關東八箇國を從へて、八ヶ年の間叛亂せりとなり。されど、將門、叔父常陸大掾國香を殺して亂を起せし始めより、誅に伏する迄六箇年なれば、これに八箇年とあるは、文字の誤りなるべし。○或は陸奥に支へて十二年まで防ぎ戦ひしかども これは、貞任宗任の亂をいひしなれども、貞任の亂は九ヶ年間なれば、年數合はず。蓋し貞任の亂後、堀河天皇の御代、清原武衡家衡等奥羽に於て亂を起し、源義家討て之を平げし事あり。其の役三年に渡りたれば、こゝは其の武衡等の亂をも合せていひたるなるべし。○南には正入幡大菩薩 男山の八幡宮は、皇城の南に當るを以て、かくはいふなり。○跡を垂れ 神のそこに顯れ給ふをいふ。○北には賀茂大明神天滿天神 賀茂社は山城國愛宕郡にあり。北野の天滿宮は山城國葛野郡にあり。共に皇城の北に當れば、かくいふなり。○東西には稻荷云々 稻荷神社及び祇園の社は京都東山にありて、皇城の東に當り、松尾、大原野の社は、西山にありて、皇城の西に當れり、故にかくいふ。○日夜に結番し 三十番神、晝夜、かはるゝ朝廷を守護し奉るをいふ。

(十三) 主上三條殿行幸の事附官軍勢揃への事

さる程に、内裏は高松殿なりしかは、分内狹くて、便宜悪しかりなるとて、俄に東三條殿へ行幸成る。主上は御引直衣にて、腰輿に召さる。神璽、寶劔を取りて、御輿に入れ參らせらる。御供の人々には、關白殿、内大臣實能、左衛門督基實、右衛門督公能、頭中將公親朝臣、左中將光忠、藏人少將忠親、藏人右少辨資長、右少將實定、少納言入道信西、春宮學士俊憲、藏人治部大輔雅賴、大外記師業等なり。武士

の名字は註すに及はず。其の時、義朝御前に召さる。赤地の錦の直垂に、折り烏帽子引き立て、脇立計りに太刀帯いたり。少納言入道を以て、軍の様を召し問はる。義朝畏つて申けるは、合戦の術、様々に候へども、即時に敵を従へ、立ち所に利を得ること、夜討ちに過ぎたること候はず。就中南都より衆徒大勢にて、吉野、十津川の者共を召し具して、千餘騎にて、今夜宇治に着き、明朝入洛仕る由聞こえ候ふ。敵に勢の着かぬ前に、押し寄せ候はん。内裏をば、清盛などに守護せさせ候へ、義朝は罷り向つて、忽に勝負を決し候はんぞ勧めける。

分内狭くて云々 分内は區域といふに同じ。其の區域狹隘にして、軍卒などの大勢集合するに、たよりよろしからずとてとなり。○東三條殿 高松殿の北にありて、表の方二條通りに出づ。○引直衣 主上平生の御服なり。通常の直衣の如くにして、後の裾を長く曳かるにより、御引直衣といふなり。○腰輿 一に手輿ともいふ。人の手にて持ち行くものにて、其の掻ぐる高さ、腰に至るを常とす。昇く輿を肩輿といふに對して、腰輿といふなり。常に召さるるものにあらず。○神靈寶劍 共に三種の神器の一にして、神靈は即八坂瓊の曲玉、寶劍は即草薙の御劍なり。○左衛門督右衛門督 左右衛門府の長官にして、相當從四位下なり。○頭の中將 近衛中將にて、藏人頭を兼ねたるをいふ。○春宮學士 今の東宮侍講の如き役なり。太子に付き奉り、聖賢の書を講じて、其の智を弘むる職にて、相當從五位下なり。○御前 主上の御前なり。○折烏帽子引き立て 兜をぬぎて、兜の下に冠れる烏帽子の折れたまひたる

を引き立て、直したるなり。○脇立ばかり 脇立は鎧を着する前に、右の脇にあつる具なり。其の形は、鎧の胸と草摺りとを狭く作りたる様のものなり。こゝは、直垂に小手脇當さし、脇立引き結びたる迄にて、鎧を着さる躰なり。脇立の圖は、卷首の附録に就きて見るべし。○軍の様 軍の様子方法なり。○夜討に過ぎたること候はず 夜討に若くなしとの意なり。○就中 其中に就きての意にて、とりわけてなごいふに似たり。○南都衆徒吉野十津川 共に前に註す。○敵に勢の着かぬ前に押し寄せ候はむ云々敵即、上皇方に南都の大衆等の軍勢の到着せざる中に、押し寄せ候はんにまさることなしとなり。

信西御前の床に候ひけるが、殿下の御氣色をうけたまつて申しけるは、此の儀尤も然るべし。詩歌管絃は、臣が家の弄ぶ處なりと雖、それ猶暗し。いはんや。武藝の道においてをや。一向汝が計らひたるべし。誠に先んずる時は人を制す。後にする時は人に制せらると云へば、今夜の發向尤なり。然らば清盛を留めんことも然るべからず。武士は皆々罷り向ふべし。朝威を輕しめ奉る者、豈天命に背かざらんや。早く凶徒を追討して、逆鱗を休め奉らば、まづ日頃申す所の、昇殿において疑ひあるべからず、と申されければ、義朝、合戦の場に罷り出で、何ぞ餘命を存ぜん。只今昇殿仕つて、冥途の思ひ出にせんとて、押して階上へ昇りければ、信西こはいかにと制しけり。主上是れを御覽じて、御入興ありけるとなり。

殿下 關白殿下にて、藤原忠通のことなり。○御氣色をうけたまはつて、關白殿の旨を承けてとなり。
○管絃 管は笛笙の類、絃は琴の類なり。○臣が家の弄ぶ處なりと雖も其れ猶暗し、詩歌管絃の道は、公家の専ら弄び習ふ所なれども、才拙にして其の道だに猶明かならずして拙きに、ましてや武道は専務ならざれば、一層、其の道に疎きはいふ迄もなしとなり。○いはんや、言ふに及ばんやの義にて、いふ迄もなしといふ意なり。○一向汝の計らひたるべし、専ら義朝が計らひの通りになすべしとなり。○賊に先んずる時は人を制す云々、この二句は古語を引いていへるなり。賊に古語にも、先に事を仕懸くる時は人を制し、後れて人より仕掛ける、時は、人に制御せらるるといへば、彼より先に今夜の中に、出で向つて、夜討をなすべきとの計容、至極道理なるべしとなり。○然らば清盛を留めんことも然るべからず云々、夜討をなすべしとならば、無勢にては宜しからざれば、清盛を留めて、御所を守護せしむるも宜からず。苟も、武士たる者は、彼れ是れをいはず、残らず出で向ふべしとなり。○逆鱗、天子の怒をいふ。○まづ日頃申す所の昇殿に於て云々、昇殿とは殿上に昇るを聽さるゝをいふ。五位以下は藏人を除く外は、地下人として、殿上に昇ることを得ざる例なり。義朝は下野守ゆゑ、從五位下にて地下人なり。この意は、凶賊を平ぐる上は、其の賞として、第一に平生希望せらるゝ所の昇殿を、必聽許せらるべしとなり。○義朝合戦の場に云々、義朝のいふのには、武士たる者、戦場に出で向ふ上は、戦死を覺悟し居るものにて、生きて還ることを思はず。されば、後に至りて昇殿を許さるゝも甲斐なし。折角の御許しならば、只今昇殿仕りて、最期の恩にせんとして、無理に昇殿しければとなり。○冥途、先の世へ行く路、即黃泉路をいふ。○思ひ出、慰みにといふ意なり。○信西とはいかにと制しけり、信西、之を見て、こは如何なる狼藉かなど止めけりとなり。○御入興、興ある事に思し召すをいふ。

十一日の寅の刻に、官軍既に院の御所へ押し寄する折節、東國よりの軍勢上り合

ひて、義朝に相従ふ兵多かりけり。先鎌田次郎正清を始めとして、後藤兵衛實基、近江の國には佐々木源三、八島冠者、美濃の國には平野大夫、吉野太郎、尾張の國には舅熱田の大宮司が奉る家の子、郎等、三河の國には志多良、中條遠江の國には横地、勝保、井八郎、駿河の國には入江右馬允、高階十郎、息津四郎、神原五郎、伊豆には狩野の工藤四郎親光、同じき五郎親成、相模には大庭平太景義、同じき三郎景親、山内、刑部丞俊通、其の子瀧口俊綱、海老名源八季定、秦野次郎延景、萩野四郎忠義、安房には安西、金餘、沼平太、丸太郎、武藏には豊島四郎、中條新五、新六、成田太郎、箱田次郎、河上三郎、別府次郎、奈良三郎、玉井四郎、長井齊藤別當實盛、同じき三郎實員、横山悪次、悪五、平山、相原、兒玉に莊太郎、猪俣に岡部六彌太、村山に金子十郎家忠、山口六郎、仙波七郎、高家に河越、師岡、秩父武者、上總には介八郎、下總には千葉介常胤、上野には瀬下太郎、物射五郎、岡本介名波太郎、下野には八田四郎、足利太郎、常陸には中宮三郎、關二郎、甲斐には鹽見五郎、同じき六郎、信濃には海野、望月、諏訪、蒔、桑原、安藤、木曾仲太、彌仲太、

根井大彌太、根津神平、志妻小次郎、片桐小八郎大夫、熊坂四郎を始めとして三百餘騎とぞ註したる。

寅の刻 今の午前四時頃にて、夜の明け方なり。○具 妻の父なり。大宮司は、尾張熱田神宮の宮司なり。義朝の妻は、熱田大宮司季範の娘なり。○家の子郎等 家の子は子弟、郎等は家來なり。○狩野 地名なり。○山内須藤 山内の庄を領する須藤なり。○長井齊藤 長井の庄を領する齊藤なり。○見玉猪俣村山 いづれも地名なれど、武藏の七黨の中なり。○高家 家筋よきもの稱なり。○介八郎 上總介の役を勤め居るを以ていへり。○岡本介 上野介にて、岡本に居るものなり。○小八郎大夫 大夫は五位の通稱なれど、此の頃既に濫用せしなり。○註したる 軍勢の着到簿に記したるとなり。

清盛に相従ふ人々には、弟の常陸介頼盛、淡路守教盛、大夫經盛、嫡子中務少輔重盛、次男安藝判官基盛、郎等には筑後左衛門家定、其の子左兵衛尉貞能、與三兵衛景安、民部太輔爲長、其の子太郎爲憲、河内の國には草刈部十郎大夫定直、瀧口家綱、同じき瀧口太郎家次、伊勢の國には故市伊藤武者景綱、同じき伊藤五忠清、伊藤六忠直、伊賀には山田小三郎伊行、備前の國の住人難波三郎經房、備中の國の住人瀬尾太郎兼康を始めとして、六百餘騎とぞ註したる。兵庫頭源頼政に相従ふ兵は、誰々ど、先、渡邊黨に省播磨次郎、授薩摩兵衛、連源太、與右馬九、競瀧口、丁

七唱を始めとして、二百騎計りなり。佐渡式部大輔重成百騎、陸奥新判官義康百騎、出羽判官光信百騎、周防判官季實五十騎、隱岐判官維繁七十騎、平判官實俊六十餘騎、進藤判官助經五十餘騎、和泉左衛門尉信兼八十餘騎、都合一千七百餘騎とぞ註したる。

故市伊藤武者景綱 故市は地名なり。故市の庄を領する伊藤武者景綱なり。○兵庫頭 兵庫寮の長官なり。○渡邊黨 渡邊黨は攝津の渡邊より出でたるなり。此の黨の人々は、皆一字名にて、名を官又は稱より先にいふ習慣なり。故に省播磨次郎など、あるは、播磨次郎省といふに同じ。○都合一千七百餘騎は義朝清盛頼政などの兵士を悉く合せてなり。

參訂保元物語註釋上卷終

明治三十三年九月十五日印刷
明治三十三年九月廿二日發行

著 者

內 藤 耻 叟

東京市小石川區金富町五十二番地

同

平 井 頼 吉

東京府下北豐島郡日暮里村字金杉百四十七番地

發行兼印刷者

青 山 清



東京市小石川區大門町二十五番地

印 刷 所

株式會社 秀英舍第一工場

東京市牛込區市夕谷加賀町一丁目十二番地

184
3
140

各地賣捌書林

大阪備後町	京都寺町通	奈良縣奈良町	神戶市元町通	岡山市西大寺町	廣島鹽屋町	筑前博多町	全筑後久留米市	熊本市新二丁目	熊本市上通二丁目	佐賀白山町	鹿見島仲町	金澤市尾張町	名古屋本町					
吉岡	前川	松田	若林	辻本	吉岡	武内	積善	積善	真海	菊竹	田中	長崎	河島	河內	吉田	紺野	片野	
助衛	助衛	庄兵衛	支書	支書	支書	支書	支書	支書	支書	支書	支書	支書	支書	支書	支書	支書	支書	支書
名古屋本町	名古屋三藏町	名古屋五丁目	靜岡新通一丁目	越後長岡	全水原	全新瀨	甲府柳町	長野縣松本市	長野縣長野市	仙臺市大町	全海道函館	北海日館	山形八日町	秋田縣秋田市	水戸市	千葉縣千葉市	全佐原町	
川瀨	三輪	坂本	目黒	西村	櫻井	柳正	水正	西正	水正	柳正	櫻井	西正	水正	西正	水正	柳正	櫻井	西正
助衛	助衛	助衛	助衛	助衛	助衛	助衛	助衛	助衛	助衛	助衛	助衛	助衛	助衛	助衛	助衛	助衛	助衛	助衛

關東大賣捌所
同
關西大賣捌所

東京市京橋區南傳馬町一丁目 吉川半七
同 日本橋區通三丁目 林平次郎
大阪市南區心齋橋南一丁目 松村九兵衛

187
3
140

訂 卷
係 元
物 語
註 釋

中
卷

187
3
140

訂保元物語註釋中卷

内藤 耻 叟
平井 頼 吉

參訂註釋



十四 白河殿義朝夜討に寄せらるゝ事

白河殿には、斯くとも知し召さざりしかば、左大臣殿、武者所の親久を召されて、内裏の様見て参れと仰せければ、親久即、馳せ歸り、官軍既に寄せ候ふと、申しも果てねば、先陣既に馳せ來たる。其の時、鎮西八郎申しけるは、爲朝が千度申しつるは、爰候ふ。爰候ふと怒りけれども、力及ばず。爲朝を勇ませんためにや。俄に除目行はれて、藏人たるべき由仰せけり。八郎、是れは何といふ事ぞ。敵既に寄せ來たるに、方々の手分けをこそ爲られんずれ。只今の除目、物騒なり。人々は何にも成り給へ。爲朝は、今日の藏人と呼ばれても何かせん。只、元の鎮西八郎にて候はんとぞ申しける。

白河殿には云々 法皇方にては、主上方より夜討に来るべしとも、知り給はざりしかばとなり。○武者所前に註す○親久即馳せ歸り 親久、即刻、内裏へ赴きて、直ちに馳せ歸りてとなり。○申しも果てねば 申しも果てぬにといふ意にて、かくいふは古文の常なり。○先陣既に馳せ来る 主上方よりの討手の先陣、既に攻め寄せ來るとなり。○爲朝か千度申し候ふは云々 爲朝が、先刻繰返し、何遍もなく申し上げたるは、即此の事にて候ふとなり。爰候ふ々々と重ね言ふは、残念の餘り、念を入れていふなり。○爲朝を勇ませんためにや ためにやの下にあらんの語を添へて見るべし。爲朝、不平の餘り、力を盡さばらん事を恐れ、そを勵まさんためにやあらんと記者の想像していふなり。○除目 前に註せり○藏人 も前に註せり。○八郎是れは何といふ事ぞ 八郎のいふには、只今、俄に除目を行はるとは、如何なる事にかあらん。今、目前に、敵軍攻め寄せ來れば、四方の口々を防禦すべき手配を爲すべきに、其れを差し置きて、除目などを行ふとは仰山の至りなり。餘人は如何なる役にもなり給へ、爲朝に於ては、目前敵を控へながら、唯今藏人になされても、何かせん。甲斐もなきことなり。我れは只本來の鎮西八郎にてよろしく候はんと思しけりとなり。物騒は物さわがしき義にて、俄に騒ぎ立つといふ。故に仰山などいはんが如し。

さる程に、下野守義朝は、二條を東へ發向す。安藝守清盛も、同じく續いて寄せけるが、明くれば十一日、東塞りなる上、朝日に向つて、弓引んこと恐れありとて、三條へ打ち下り、河原を馳せ渡して、東の堤を上りに、北へ向つてぞ歩ませける。下野守は、大炊御門河原に、前に馬の驅け場を残して、河より西に東頭に控へたり。

東塞り 金神又は大將軍などのめぐりによりていふなり。是れは十千十二支によりて繰ることにて、其のある方に向ひて事をなさぬ例にて、いづれも陰陽家のいひ出でしことなり。今も方角によりて、物忌することあるはこの遺風なり。○河原を馳せ渡して 河原は賀茂河原なり。賀茂河原を馳せ渡りてとなり。○東の堤 賀茂河の東堤なり。○馬の驅け場を残して 驅け場は馬を驅け走らかす場所なり。門前に餘地なければ、馬を驅けさするにたより悪しければ、門より少し離れ、前に空地を残して、こなたに陣取りたるなり。

新院の御所にも、敵既に西南の河原に、関の聲を作つて攻め來たれば、爲義以下の武士、各固めたる門々より驅け出でけり。判官が手には、四郎左衛門頼賢と、八郎爲朝と、先陣を争ひて、既に珍事に及ばんとす。頼賢思ひけるは、今子供の中には、我こそ兄なれば、今日の先陣をば、誰かは驅けんといふ。爲朝は又、恐らくは弓矢取つても、打ち物取つても、我れこそあらめ。其の上判官も、軍の奉行を仕らせらるゝ上は、我れこそあらめと論じけるが、暫く思案して、兄たちをも蔑にするえせ者として、親に不興せられしが、たまゝ勘當赦されたる身の、父の前にて兄と先を論せんこと、悪しかりなと思ひければ、所詮誰々も驅けさせ給へ。強からん所をば、幾度も承つて支へ奉らんとぞ申しける。

珍事 世にめぐらしき事といふ義にて、善きにも悪しきにもいふ語なり。大事といはんが如し。文意は既に闘争の大事にもならんとしたりとなり。○誰れかは驅けん 我れを置きて、誰人か先陣に驅け出づべき、先陣は我れなるべしとなり。○恐らくは 恐るの延語なり、おほかたなどいふに似て、推量の意を含めり。○打ち物 太刀長刀をいふ。○我こそあらめ 我こそ人にすぐれてあらめの意なり。○爲朝は又恐らくは ことの文意は爲朝が又論ずるには、弓術なり、擊劍なり、いづれの道にも、我こそ人にすぐれてあらんと思はる。其の上、父爲義よりも、今日の軍の總奉行を命せられ居れば、今日の先陣は、いふ迄もなく、我にこそあらめとなり。奉行とは總支配の大將のことなり。○えせ者 曲者などいふに同じく、正しからぬ者をいふなり。○不興勘當 前に註せり。○所詮誰々も云々 所詮はつまる所といふ意なり。つまるところ、誰人にも、勝手に先陣に驅け出させ給へとなり。○強からん所をば云々 自分はいづれの所なりとも、敵の強くして破り難き所を、いく度にも遠慮せず、仰せを承けて防戦し奉らんとぞ申しけるとなり。

四郎左衛門、是れを聞きも咎めず。則、西の河原へ出で向ふ。紺村濃の直垂に、月數といふ鎧の、朽葉色の唐綾にて威したるを着、二十四差したる中黒の矢、頭高に負ひなし、重藤の弓眞中取つて、桃花毛なる馬に、鏡鞍置いてぞ乗つたりける。大炊御門を西へ向つて防ぎけるが、爰を寄するは源氏か平家か、名のれ聞かん。かく申すは、六條判官爲義が四男、前左衛門尉頼賢とぞ名のりける。河向ひに答へて云はく。下野守殿の郎等、相模の國の住人、須藤刑部丞俊通、子息瀧口俊綱、

先陣を承つて候ふと申せば、さては一家の郎等ござんなれ。汝を射るにあらず。大將軍を射るなりとて、川越しに矢二つ放つ。夜中なれば誰れとは知らず。矢面に進んだる者、一騎射落されぬ。四郎左衛門も内兜を射させて引き退く。下野守は矢合せに、郎等を射させて、安からず思はれければ、既に驅けんとし給へば、鎌田次郎正清、轡に取り附きて、爰は大將軍の、驅けさせ給ふ所にて候はず。千騎が百騎、百騎が十騎になりてこそ、打ちも出でさせ給はめと申しけれども、猶驅けんとし給ふ間、歩立の兵、八十餘人ありけるを招き寄せて、この由をいひ含め、大將軍を守護せさせ、正清、馬に打ち乗つて、眞先にこそ進みけれ。

聞きも咎めず 聞き咎むとは其の言を聞き、詰責し、又は怪しみ糺すをいふ。○西の河原 白河殿の西なる賀茂河原なり。○紺村濃 白地へ濃き紺にて、霞雲の形を染めたるをいふ。○月數の鎧 月數は鎧の名なり。この鎧は、源家の重寶なる八領の鎧の中の一つなり。○朽葉色 朽葉には、青朽葉、赤朽葉など品々あり。總じて、朽葉は枯葉の色にて、近世の黄から茶といふ色に似たり。それに青み少しあるは青朽葉、少し赤みあるは赤朽葉、黄みあるは黄朽葉なり。○唐綾にて威したる 唐の綾を疊みて、糸威しの如くしたるなり。○二十四差したる 矢の數は十六か、廿四か、三十六か、大抵定りあるものなり。其の中廿四差すが普通なり。○大中黒 鷲の羽の上下白くして、中の大きく黒きをいふ。卷首に掲げたる圖を見て知るべし。○重藤 弓の幹を黒く塗り、白き藤にて、幅一寸計り、間五分計りづゝ隔て、繫く卷き、上

下のせんだん巻、矢ずり藤を除きて、藤數三十三巻きたるをいふ。この重藤の弓の中にも種類ありて、種々の名あることは、いふ迄もなし。○頭高に負ひ成し。矢を横たへずして、矢頭高く負ふをいふ。○桃花毛。白き色の毛。○鏡鞍。銀又は真鍮の薄き延べ金を、鞍の前後に張りて、山形の端に、覆輪かけたるをいふ。○爰を寄するは云々。此處に攻め寄する者は、源氏の族輩が、平氏の族輩か、姓名を名のれ聞かんとなり。○一家の郎等ごさんなれ。ごさんなればこそあるなれの約にて、當時の詞ふり。同じ源家の家來にこそあるなれといふ意なり。○矢面。矢の飛び来る前をいふ。○内兜。兜の内といふ義にて、面部などをいふ。兜の名稱にあらず。○射させて。射られてといふに全じ。是れは當時の詞にて、武士は受け身になるを嫌らひ、人より爲らるゝをも、我が方より然かさする様にいへるものにて、この外にも、撃たれてといふべきを、撃たせてなどいふ類あまたあり。○安からず思はれければ。いたく不満足に思はれければとなり。○既に驅けんとし給へば。既に驅け出で、戦はんとし給へばなり。○爰は大將軍の驅けさせ云々。千騎が百騎百騎が十騎になるは、味方の者の敵に打たれて、人數の追々に少なくなるをいふ。この意はこの今の場合は、大將軍たる者の、驅け出でさせ給ふべき時にあらず。大將軍たる方は、味方の追々に打たれて、千騎が百騎となり、百騎が十騎となりたる時にこそ、打ち出でさせ給ふべきものならんと、申しけれどもとなり。○此の由を云ひ合め。大將には驅け出んとする勢なるが、驅け出でさせ給ひては、悪しきにより、飽まで引き留むべしといふ由を、云ひ合めてとなり。

安藝守は、二條河原の東、堤の西に向つて控へたり。其の勢の中より五十騎計り、先陣に進んで押し寄せたり。爰を固め給ふは誰人ぞ、名のらせ給へ。斯く申すは、安藝守殿の郎等に、伊勢の國の住人、故市伊藤武者景綱、同じき伊藤五、伊藤六と

ぞ名のりける。八郎是れを聞き、汝か主の清盛をだに、合はぬ敵と思ふなり。平家は柏原天皇の御未なれども、時代久しく成り下れり。源氏は誰かは知らぬ。清和天皇より爲朝までは九代なり。六孫王より七代、八幡殿の孫、六條判官爲義が八男、鎮西八郎爲朝ぞ、景綱ならば引き退けどぞ宣ひける。景綱、昔より源平兩家天下の武將として、違勅のともがらを討つに、兩家の郎等、大將を射ること互に是あり。同じ郎等ながら、公家にも知られ參らせたる身なり。其の故は、伊勢の國鈴鹿山の強盜の張本、小野七郎を擲めて、副將軍の宜旨を蒙りし景綱ぞかし。下郎の射る矢、立つか立たぬか御覽せよとて、能つ引いて射たれども、爲朝是れを事ともせず。合はぬ敵と思へども、汝が詞のやさしきに、矢一つ給はらん。請けて見よ。且は今生の面目、又は後生の思ひ出にもせよとて、三年竹の節近なるを、少し押し磨いて、山鳥の尾を以て作きたるに、七寸五分の丸根の、篋中過ぎて篋代のあるを打ち食はせ、暫し保つて、ひようと射る。眞先に進んだる伊藤六が、胸板かけず射通し、餘る矢が伊藤五が射向けの袖に、裏返してぞ立つたりける。六郎は

矢場に落ちて死にけり。伊藤五此の矢を折り懸けて、大將軍の前に參つて、八郎御曹司の矢御覽候へ。凡夫の所爲とも覺え候はず。六郎既に死に候ひぬと申せば、安藝守を始めて、此の矢を見る兵共、皆舌を振つてぞ恐れける。

○安藝守 平清盛なり。○堤の西に向つて 川と堤との間に向ひ陣取りたるなり。○合はぬ敵 敵に不足なることをいふ。○柏原天皇 桓武天皇の御事なり。○時代久しく成り下れり 時代永く卑賤に成り下れりとなり。○源氏は誰かは知らぬ 源氏は誰れか知ざるものある。皆知れりとなり。○景綱ならば引き退け 景綱ならばなほさら、敵とするに不足なれば、相手にせざるゆゑ、此處を引き退けとなり。○兩家の郎等大將を射ること互に是れあり 救命に背ける叛賊を討伐する場合には、平家の郎等にも、源氏の大將を射ることあり。源家の郎等にも、平氏大將を射ることあり。されば、今、景綱、平家の郎等なりと雖、違敵の爲朝を射るに、何の妨かあらんとなり。○公家 朝廷の事なり。○張本 首領のことなり。○鈴鹿山 伊勢國鈴鹿郡にあり。○副將軍 將軍に相次ぐ役なり。○下郎 正しくは下臈と書くべし。臈は僧家の語にて、年功を積みたる年を數ふるに用ゐる語なり。それより仕官にも通用して、年功を積みたる新參の藏人を下臈と稱せしが、轉じて身分の卑賤なるものをも稱せり。○よつ引いて 充分に弓を引きしほつての意。○是を事ともせず 物の數とも思はずの意。○合はぬ敵と思へども 云々 不足の敵とは思へども、汝が詞の下郎にも似合はぬ健氣さに對し、一矢與へん受けて見よ、且は此世の名譽にもし、且は未來の慰みにもせよといひてとなり。○三年竹の節近 竹の生えてより三年たちたるにて、節の繁き也。是れは、矢竹に用ゐて堅く且強きものなり。○少し押し磨いて 格別飾らぬをいふ。○山鳥の尾 山鳥は、其の形雉子に似て、尾は雉子よりも長し。山に居りて能く闘ふ鳥なり。○七寸

五分の丸根 丸根は柳葉、又は劍尻ともいふ。簇の角なくて、丸きものなり。丸根は一寸、又は一寸五分が普通なるに、七寸五分といふは、すぐれて長きなり。○篋中過ぎて篋代のあるを打ち食はせ 篋とは矢竹のことなり。篋代とは鐵の柄にて、中子といふ所なり。是れは鐵の中子が、矢竹の半よりも長く入り居るをいふ。打ち食はせは、箒を弦につがはするをいふ。○ひようと射る ひようつとは矢を射放す音をいふ。○胸板 鐵の胸の處なり。卷首の圖を見て知るべし。○かけず射通す そこに矢の留らずして、全く射貫くをいふ。○射向けの袖 鐵の左の袖をいふ。○裏返してぞ立たりける 袖の翻りたる所に、矢の立ちたるをいふ。○矢場 矢を射たる其の場所をいふ。語なるが、轉じては立ち所にといふ意にも用ゐるなり。こゝは轉じてたる方の意なり。六郎は立ち所に馬より落ちて、死にたりとなり。○折り懸け 前に註せり。○大將軍 清盛のことなり。○御曹司 權門の子息の、いまた家督せずして、部屋住みなるを、敬ひて呼ぶ稱なり。○凡夫の所爲とも云々 人間の仕業とも思はれずとの意なり。

景綱申しけるは、彼の先祖八幡殿、後三年の合戦の時、出羽の國金澤の城にて、武則が申しけるは、君の御矢に中る者、鎧兜を射通されずといふことなし。抑、君の御弓勢を、慥に拜し奉らばやと望みければ、義家、革能き鎧三領重ね、木の枝に懸けて、六重ねを射通し給ひければ、鬼神の變化とぞ恐れける。是よりいよゝゝ兵共歸伏しけりと申し傳へて、聞く計りなり。眼前に斯かる弓勢も侍るにや。あな懼しとぞ怖ち合へる。斯く口々に云はれて、大將宣ひけるは、必ず、清盛が、此

門を承つて向ひたるにもあらず。何となく押し寄せたるにてこそあれ。何方へも寄せよかし。さらば東の門とあれば、兵、皆、其れも此の門近く候へば、若し同じ人や固めて候ふらん。只、北の門へ向はせ給へといへば、さも云はれたり。今は程なく夜も明けなんす。然れば、小勢に大勢驅け立てられんも、見苦しかりなんとて、引き退く處に、嫡子中務少輔重盛、生年十九歳、赤地の錦の直垂に、澤瀉威の鎧に、白星の兜を着、二十四差したる中黒の矢負ひ、二所藤の弓持つて、黄土器毛なる馬に乗り、進み出で、救命を蒙つて、罷り向ひたる者が、敵陣強しとて、引き返す様やあるべき。續けや若者共とて、驅け出でけるを、清盛是れを見て、有るべし。あれ制せよ者共、爲朝が弓勢は、目に見えたる事ぞかし。過ちすなど宣ひければ、兵共、前に馳せ塞がりければ、力なく京極を上りに、春日表の門へぞ寄せられける。

後三年の役　こは前九年の役の誤りなるべし。後三年役は、堀河帝の代、清原武則の子武衡、孫眞衡家術等、互に隙を生じて、兵を擧げて戦ひしかば、義家之を討伐せし役にて、其の時は、武則は死してあらずれば、こゝに引ける事實と合はず。其の以前冷泉院の代、安倍頼時、其の子貞任宗任等、奥羽に於て亂を

起し、源頼義、義家、清原武則の援を得て、之を討平せし時の事なるべし。○武則　清原氏にて、出羽の人なり。貞任の亂に、頼義義家に加勢したる者なり。○君の御弓勢を云々　君の弓の力を、まかど拜見し奉りたいた。望みければなり。○草能き鎧　草を疊み合せて、札としたる鎧にて、其の草の、すぐれて善きなり。○眼前に斯かる弓勢も侍るにや云々　義家の弓勢の強かりし事は、昔よりいひ傳へてあれど、其れは耳に聞くのみに、目に見たることなきが、それに引きかへ、今までのあたり、斯様に、弓勢の強き者も、世にあるものにや、世にもあるまじ。嗚呼おそろしき事かなど、いづれも畏れ合へるとなり。怖ち合へるとは、そこに居合せたる者、互に畏怖するをいふ。○必ず清盛が此門を承つて向ひたるにもあらず云々　清盛が、必ず、此の門を攻むべしとの命を承つて、向ひたるにもあらず、只何となく、自分の都合にて、押し寄せたるなり。されば、強ちに、此の門を攻むるにも及ばず。都合のよき處を擇みて、何れの方面へなりとも、攻め寄せすべし。然らば、まづ、東の方面なる門へ、攻め寄せすべきかといへばとなり。○兵皆其れも此の門近く候へ云々　兵士共、皆々云々には、東の門も、此の門の近所に候へば、或は此門と同じく、爲朝殿の固め居らるゝかも計り難ければ、遙に此門より離れ居る、北の方面の門に向はせ給へと云へばとなり。○さも云はれたり　賊に善くもいひたりの意。○今は程なく夜も明けなんす云々　今は明け方たれば、間もなく夜も明けんとす。夜も明けて、白晝に、小勢の敵に、大勢の味方の驅け立てられて、追ひ退けられんを、人に見らるゝも見苦しければ、今の間に引き退くべしとて、引き退く處にとなり。○澤瀉威種々の色の糸を變へて、澤瀉といふ水草の葉の形の如く、上狭く下廣く、股を開きたる形に、威したる鎧をいふ。○白星の冑　前に註せり。○中黒　前に出せる大黒よりも、黒き所の少きをいふ。○二所藤の弓　弓の本末二ヶ所を、藤にて卷きたるをいふ。○清盛是れを見て有るべしと云々　有るべしは、有るべくもなしの音便なり。清盛、重盛が驅け出づるを見て有るべくもなしにて、見過しかねてといふ意なり。○爲朝が弓勢は目に見えたる事ぞかし　爲朝の弓勢の強きは、今見たる通りにてあれば、其の強敵に

向つて、過ちするなど宣ひければどなり。事ぞかしのかしは、強助辭なり。過ちすなのは、禁止の辭なり。○力なく、詮方なくといはんが如し。

爰に安藝守の郎等に、伊賀國の住人山田小三郎伊行といふは、又なき剛の者、かたかは破りの猪武者なるが、大將軍の引き給ふを見て、さればとて矢一筋に恐れ、向ひたる陣を引くことやある。縦ひ筑紫の八郎殿の矢なりとも、伊行が鎧はよも通らじ。五代傳へて、軍に逢ふこと十五箇度、我が手に取つても、度々多くの矢どもを請けしかど、未だ裏をばかぬものを、人々見給へ。八郎殿の矢、一つ請けて、物語にせんとして、驅け出づれば、鳥許の高名は爲ぬに如かず。無益なりと、同僚ども制すれども、元より云ひつる言葉を返さぬ男にて、夜明けて後に傍輩の、八郎の、いで矢目見んと云はんには、何とか其の時答ふべき。然れば日頃の功名も、失せなんことの無念なれば、よし／＼人は續かずとも、已れ證人に立つべしとて、下人一人相俱して、黒草威の鎧に、同じ毛の五枚兜を猪頸に着、十八差したる染め羽の矢負ひ、塗籠籐の弓持ち、鹿毛なる馬に黒鞍置いて乗つたりけり。門前に馬を驅け据え、物其の物にはあらねども、安藝守の郎等、伊賀國の住人、山田

小三郎伊行、生年二十八、堀河院の御宇嘉承三年正月六日、對馬守義親追討の時、故備前守殿の眞先驅けて、公家にも知られ奉りし山田莊司行末が孫なり。山賊強盜を搦め捕ることは數を知らず。合戦の場にも度々に及んで、高名仕つたる者ぞかし。承り及ぶ八郎御曹司を、一目見奉らばやと申しければ、爲朝、一定彼奴は引き設けてぞ云ふらん。一の矢をば射させんず。二の矢を番はん所を、射落さんず。同じくは矢の溜らん所を、我が弓勢を敵に見せんと宣ひて、白蘆毛なる馬に、金覆輪の鞍置いて乗つたりけるが、驅け出で、鎮西八郎是れに在りと名のり給ふ所を、本より引き設けたる矢なれば、弦音高く切つて放つ。御曹司の弓手の草摺を、縫ひざまにぞ射切つたる。一の矢を射損じて、二の矢を交ふ所を、爲朝能つ引いて、ひようと射る。山田小三郎が鞍の前輪より、鎧の草摺を尻輪懸けて、矢先三寸餘りぞ射通したる。しばしは矢にかせがれて、溜る様にぞ見えし。即、弓手の方へ、眞倒様に落つれば、鏃は鞍に留つて、馬は河原へ馳せ行けば、下人つと馳せ寄り、主を肩に引つ懸けて、身方の陣へぞ歸りける。寄手の兵、是れを見て、いよ／＼

此の門へ、向ふ者こそなかりけれ。

又なき剛の者 世に二人となき剛勇の者の意○かたかは破りの猪武者 かたかはは片側の義にて、己れの向つたる一方を、必ず討ち破らばは承知せずといふ、猪の如き荒武者といふ意なり○さればとて云々 さればとては然ればとてといふに同じ。爲朝がいかに強ければとて、其矢一本に恐れてとの意○よも通らむ まさかに通るまいの意○五代傳へて云々 自分まで五代の間、祖先より受け傳りたる鎧にて、軍に逢ふこと十五度なりと也○未だ裏をかゝぬものを 裏をかゝぬとは、矢の裏まで通らぬこと也 是迄、いまた、一度も、敵の矢の通りたることなき鎧なるを、いかで、爲朝の矢なりとも、通るべきことや、ある。人々まづ見給へとの意○鳥許の高名は云々 鳥許は南蠻の國名にて、其の國人、をかしき事を爲すより、異様なるたわけごとをなすを、鳥許といふ。俗に馬鹿といふに同じ。この意は、馬鹿らしき手柄を爲さんとするよりは、爲さぬに如かず。無益なれば己むべしと、傍輩の者共、押し止むれとの意なり○夜明けて後に傍輩の云々 傍輩とは、同じ君に仕ふる者の、互に稱する語にて、仲間のこといふに全じ。いで矢目のいでは感嘆詞にて、俗にドレといふに同じ。矢目は矢疵なり。この意は、山田伊行は、元來一度口より言ひ出し言葉を、後へ引かぬ男なれば、夜が明けての後、仲間の方が、其方は、昨夜、爲朝の矢を受けて見んといひたりしが、受けしならば、定めし鎧に矢疵のあるべき筈なれば、ドレ其の矢疵を見んと云はれん時に、此の儘にて引き退かば、其の時何と答ふべきか、實に面目なきのみならず、平生の名譽も消え失すべし。只、其の事の残念なればとなり。無念とは口惜しく思ふことなり○よし／＼人は續かすとも、よし／＼は心には叶はねど、詮方なければとて、打ち任かする意に用ゐる語にて、俗にまよといふに全じ。まよ、餘人は續き來らすともとなり○己れ證人に立つべしとて、己れといふ語は、元來自稱代名詞なれども、轉じては、對稱代名詞にも用ゐらることあり。こゝは對稱代名詞の方なり。人は

續かずとも、其方が、自分の爲朝に向つたる、證人に立つべしといひてとなり○黒草威の鎧 黒き染め草にて威したる鎧なり○同じ毛 鎧又は兜などの威し絲を毛といふ也。同じとは、鎧と同じ威毛といふ意なり○五枚兜 鎧の五枚ある兜をいふ。卷首に掲けたる圖を參照すべし○猪頭に着 兜を少し仰向けて冠るをいふ。これは敵を恐れざる體なり○十八差し 征矢十六に上差し二筋なり○染め羽の矢 染め羽は、鷲の白羽を青くか、赤くかに、染めたるなり。其の羽にて作いたるを、染め羽の矢といふ○塗籠藤の弓 前に出せり○鹿毛なる馬 鹿の毛色に似たる馬なり○物其の物にはあらねども 自分は、其れ程の人物にはあらねども意なり○故備前守 清盛の父忠盛の事なり○眞先驅けて 先陣することといふ○莊司 莊は私領地にて郡より大に村より小なるもの、莊司は其の長なり○承り及ぶ八郎御曹司云々 豫て噂さにて御高名を承り及ぶ爲朝殿を、一度拜見し奉りたいと申しければとなり○一定必ず、慥になどいふ意なり○引き設けてぞ云ふらん 引き設けとは、既に弓を引き待ち居るをいふ○一の矢をば射させんず 弓を引き待ち居る、一の矢を引かしめん。其の代りに、二の矢を弓に交ふ所を、此方より射落さんとの意○矢の溜らん所 矢の溜らん所といふに同じ○白蘆毛 全身白色にて、鬣と尾との黒き馬をいふ○金覆輪 金にて覆輪したる鞍なり。覆輪のことは前に出づ○草摺 鎧の腰に、分れて垂るゝ短き裾をいふ。卷首の圖を見て知るべし。弓手の草摺とは、左の方の腰に垂れたる草摺をいふ○能つ引いてひようと射る 前に出せり○鞍の前輪 鞍の前の方の山形になりたる處をいふ○尻輪懸けて 尻輪は、鞍の後の方の、山形になりたる處をいふ。こゝの意は前輪より草摺りを射貫き、猶、矢の力餘りて、後輪を三寸餘射通したりとの意なり○かせがれては 矢に支へられての意なり○溜る様にぞ見へし 矢に支えられて、鞍の上に留り居る様に見えしが、忽に左の方へ眞逆様に落ちたればなり○下人つと馳せ寄り つとは動かす移らぬ様にいふ語なり。下部の者、死人の側に、つと近く馳せ寄りてとなり

(十五) 白河殿攻め落す事

さる程に、夜も漸明け行くに、主もなき放れ馬、源氏の陣へ驅け入つたり。鎌田次郎是れを取らせて見るに、鞍壺に血溜り、前輪は破れて、尻輪に鑿の如くなる鏃留れり。是れを大將軍に見せ奉りて、今夜、筑紫の御曹司の遊ばされてありげに候ふ。あないかめしの御弓勢やと申しければ、義朝、八郎は今年十八九の者にてこそあれ。未だ力も固らじ。其れは敵を懼さんとして、作りてこそ放しけめ。其れには臆すべからず。汝向つて一當て當て、見よと宣へば、さ承り候ふとて、正清百騎計りにて、押し寄せて、下野守の郎等に、相模國の住人、鎌田次郎正清と名のりければ、さては、一家の郎從ごさんなれ。大將軍の矢面をば引き退けと宣へば、本は一家の主君なれども、今は八逆の凶徒なり。違敕の人々撃ち取つて、功名せよや者共と、云ひも果さず、能つ引いて放す矢が、御曹司の半頭にからりと中つて、兜の鈕に射附けたり。爲朝餘りに腹を立て、此の矢を搔いかなぐつて投げ捨て、己れ程の者をば、矢たふなに手取りにせんとて驅け給へば、須藤九郎家末、

悪七別當以下、例の二十八騎續きたり。正清叶はじとや思ひけん。百騎の勢を引き俱して、河原を下りに五町計り、振ひく、逃げたりけり。御曹司は弓をば脇に搔い挟み、大手を廣げて、何處まで何處までと追はれるが、さのみ長追なせそ。判官殿は、心こそ猛くおはしませども、年老い給ひぬ。残りの人々は、口はき、給へども、さのみ心にくからず。小勢にて門破らるな。返せやとて引き返す。

主もなき放れ馬 即ち、前の山田伊行が乗り居たる馬なり○是れを取らせて見るに この馬を捕へさせて見るになり○鞍壺 鞍の橋の處なり○遊ばされてありげに候ふ 爲されたる様に思はるゝとの意にて、この鞍壺の矢は、八郎殿の射られたる矢の様に思はるとなり○あないかめしの御弓勢や あな及び、御弓勢やのやは、共に感嘆詞なり。いかめしは、恐しといふが如し。嗚呼、恐しき弓の御勢やナアの義にて、いたく恐れたるなり○其れは敵を懼さんとして云々 其の矢は、敵の膽を破らんとて、殊更に、作りて放ちたるものならんとの意なり○臆すべからず 怖ぢ畏るべからずとの意○向つて一當て當て、見よ 汝爲朝の軍に向つて一戦ひ戦つて見よの意○さ承り候ふ その旨承知致し候ふとの義なり○さては一家の郎從ごさんなれ 此は爲朝の詞なり。郎從は郎等といふに同じく、家來のことなり。さては、同じ源家の家來にこそあるなれ。家來の身として、大將軍たる、この爲朝の矢先に立つは、無禮なれば引退けとなり○本は一家の主君なれども 君には、本來は、同じ源家の主君なれどもなり。この句より以下は、正清の詞なり○八逆の凶徒 八逆は八虐の誤りなるへし。八虐とは、謀反、謀大逆、謀叛、惡逆、不道、大不敬、不孝、不義、○半頭 鐵にて製し額を掩ふ具なり。額と頭とに半分づゝ掛る故に、かくいふなり。

此の上に烏帽子または兜を著るなり。卷首に掲げたる圖を參照すべし○からりと中つて からも、は、矢の中たる音を形容したる語なり○鏝 兜の背後に垂れて領を蔽ふものなり。卷首の圖を參照すべし○餘りに腹を立て、非常に立腹しての意○掻ひかなぐつて 掻き投げての意にて、あらゝかに引きのくるをいふ○矢たふなに 語意詳かならず。文意は、己れ位の者をば、矢を放つまでもなく、手取りにせん義ならん。されど語釋明かならず。一説に、參考本に、半井本を引ききて、己が詞のやさしければ、矢一つ取らせん。此の矢を賜りなん後は、生きることもよもあらじ云々と見ゆるに就きて考ふれば、半井本の矢を賜りなんとある詞と同じ意にて、矢を給ふこともなくの意ならんといへり。或は然らんか○何處まで何處までと追はれけるが 何處まで逃ぐるとも、逃かさじといひつゝ、追はれけるがの意なり○さのみ長追ひなせそ なせそは、するなど禁止する意なり。さばかりに長追ひをするなど也○口はきき給へどもさのみ心にくからず 口には立派の事をいへど、さ程願しからずとの意○小勢にて破らるるな返せやとて引き返す 上文の判官殿は心こそといふより是迄の大意は、父なる判官殿には、いかに心こそ勇猛にわれ。今は、早や、年老い給ひたれば、充分の御働きも自由ならず。また、其餘の人々は、口には勇武なるが如き、立派の事をいへど、さ程に頼みにもならず。されば、長追ひして味方の小勢なる處を攻められて、敵に門を破らるゝな、速に引き返せや者共と、引き返すとなり

鎌田は河原の西へ引けば、大將軍の陣の前、敵の追ひ懸けんも悪しかりなんと思ひて、眞下りに逃げたりけるが、敵引き返すと見てければ、河を直違ひに馳せ渡して、遁れ參つて候ふ。坂東にて、多く軍に逢うて候へども、是れ程、軍立ち烈しき敵に、未だ逢はず候ふ。雷電などの落ちかゝらんは、事の數にも候はじと申しけ

れば、義朝、其れは聞こゆる者と思ひて、怖づればこそさあらめ。八郎は筑紫そだちにて、舟の中にて遠矢を射、徒立などは知らず。馬上の業は、坂東武者にはいかで及ばん。馳せ並べて組めや者共と、下知せられければ、相模國の住人、須藤刑部、亟俊通、其の子瀧口俊綱、海老名源八季定、秦野、次郎延景等を始めとして、二百餘騎にて追つ懸けたり。

河原を西へ引く 此の時、義朝なほ河向ひにありしなるべし○大將軍の陣の前云々 我が大將の陣の前を、敵のために追ひ懸けられんも、宜しからざらんと考へてこの意○河を直違ひに馳せ渡して 河を斜めに渡るなり○遁れ參つて候ふ 以下正清の義朝の前に来つていふ詞なり○軍立ち 軍の仕方をいふ○其れは聞ゆる者と思ひて怖づればこそ云々 其の様に恐しく思はるゝは、豫て聞ゆる剛勇の者と思ひて、怖づるによりて、其の如く思はるゝなり○遠矢 矢を數町も遠きに射遣ることなり○八郎は筑紫そだちにて云々 八郎は九州そだちゆゑ、舟の中より遠き處へ矢を射遣ることや、又は馬上ならざる歩軍などには、熟練して居るかも知らざれど、馬上にての早業に至りては、坂東の武士に、どうして及ぶべき、必ず及ばじとなり○馳せ並べて組めや云々 馬を馳せ並べて、敵と組みて組み伏せよ、多くの者共と、指揮しければとなり

爲朝、寶莊嚴院の西裏にて返し合はせて、火出づる程ぞ戦うたる。大將は赤地の錦の直垂に、黒糸威の鎧に、鉞形打つたる兜を着、黒馬に黒鞍置いて乗つたりけり。

鎧踏張り、突立ち上り、大音揚げて、清和天皇九代の後胤、下野、守源、義朝、大將軍の敕命を蒙つて罷り向ふ。若し一家の氏族ならば、速に陣を開いて退散すべしとぞ宣ひける。爲朝聞きも敢へず。嚴親判官殿、院宣を蒙り給ひて、身方の大將軍たる其の代官として、鎮西八郎爲朝、一陣を承つて堅めたりと答へける。義朝重ねて、さては遙かの弟ごさんなれ。汝、兄に向つて弓引かんこと、冥加なきにあらずや。且は宣旨の御使なり。禮義を存せば、弓を伏せて降参仕れとぞ申されける。爲朝、又兄に向つて弓引かんが冥加なしとは理りなり。正しく院宣を蒙つたる父に向つて、弓引き給ふはいかにと申されければ、義朝道理にや詰められけん。其の後は音もせず。武藏相模のはやり男の者共が、鷲地に討つて懸かるを、爲朝暫し支へて防ぎけるが、敵は大勢なり。驅け隔られては、判官のため悪しかりなんと思ひて、門の中へ引き退く。敵是れを見て、防ぎかねて引くとや思ひけん。勝つに乗つて門の際まで攻め附けて、入れ替へ入れ替へ揉うたりけり。

返し合はせて 引き返して敵と戦ふをいふ○火の出づる程戦うたる 火の出づる程とは、戦の烈しき

を形容したるなり○黒糸威の鎧 黒き色に染めたる糸もて威したる鎧をいふ○鉞形 兜の目庇の上に、雙の角の如く立つるものをいふ。卷首の圖を見て知るべし○鎧踏張り突つ立ち上り 鎧は足踏の義にて、鞍の兩脇に垂れ、乗る人の足を踏み止むる具なり。こゝは馬上にて突つ立ち上らんとするゆゑに、力鎧に入りて、兩方へ踏み張らるゝなり○一家の氏族 氏は其の家筋、族は其の系統より分れたる家をいふ。文意は源家一門の者たらばとなり○陣を開いて退散すべし 陣を解いて退散せよとの意○聞きも敢へず 聞きも終らずといふに同じ○嚴親 父のことなり○其の代官 大將軍たる父爲義の名代として、義○一陣 先陣といふに同じ○遙かの弟ごさんなれ 久しく、遙かに、遠く別れ居りたる弟にこそあるなれの意○冥加 神佛が冥々の中より加護せらるゝことをいふ義にて、弟たるものが、兄に向つて弓を引くが如き無禮の事をせば、神佛の加護もなきに至るべしといふ意なり○禮義を存せば弓を伏せて云々 上文の汝兄に向つて云々といふより是れまでの大意は、汝、爲朝、弟の身分として、兄に向つて、弓を引くが如き無禮の事をせば、神佛の加護を失ふべく、且、自分は敕命を蒙りたる使ひなれば、汝に於て禮義を知らば、早速、弓を伏せて降参せよと申されけるとなり○爲朝又兄に向つて云々 この文意は、唯今、兄上には、自分が兄に向つて弓を引くが冥加なしといはれたるが、其れは如何にも道理なり。然らば、儘に上皇の命を受けて居る父爲義に向つて、兄の弓を引き給ふは如何の次第なるか、我れよりも、一層無禮の事ならずやと申されければとなり○はやり男 若武者の氣の進みはやる者をいふ○鷲地 是れは、多く馬上なるにいふ語にて、急に烈しく敵陣に進み懸かるをいふ○驅け隔てられては云 自分と判官殿との間を、敵に遮ぎられて、通せざる様になりては、判官殿のために、宜しくあるまじと思ひてとなり○防ぎかねて引くとや思ひけん 敵方にては、爲朝の門の中に退きたるを見て、防ぎきれずして、退きしと思ひたであらうとの意○入れ替へ入れ替へ揉うたりけり 新手を入れ替へ入れ替へて、烈しく戦ひたりとなり

爰に爲朝、敵の勢越しに見れば、大將義朝、大の男の大きな馬には乗つたり。人に勝れて、軍の下知せんとして突立ち舉りたる内兜、誠に射よげに見えければ、願ふ所の幸得たりと悦んで、件の大矢を打ち交ひ、只一矢に射落さんと打ち舉げけるが、待て暫し、弓矢取る身のはかりごと、汝は内の御方へ參れ。我れは院方へ參らん。汝負けば憑め、助けん。我れ負けば汝を憑まんなど約束して、父子立ち別れてかおはすらんと思案して、つがひたる矢を差しはづす、遠慮の程こそ神妙なれ。すべて八郎の矢に中る者、助かる者ぞなかりける。されば罪作りとや思はれけん。名のつて出づる者ならでは、左右なく射給はざりけり。

勢越しに見れば 敵の勢の上越に、其方を見遣るなり○人に勝れて軍の下知せんとして云々 義朝は、大の男にてある上に、大きな馬に乗りたれば、特に人に勝ぐれて高くありて射好きに、まして、軍卒に指揮せんとして、馬上に突立ち舉りたれば、いよく高く、其の内兜、誠に射善き様子に見えければとなり。内兜は前に出づ。射よげとは、射好きさまといふ意なり○件の矢 件とは、前に述べたる事を指していへる語にて、即前にいへる例の大きな矢といふ意なり○打ち舉げけるが 弓を射んがために、矢を交ひて、目通りより上へ、弓を舉げたるをいふ○汝は内の御方へ參れ云云 この文意は、待て暫し、武士の身の謀略には、汝は主上の御方に參れ。我れは上皇の味方に參らん。かく、親子兩方に別れ居りて、

若しも、汝が軍に負けたる時は、我れに依頼せよ。其の時は、如何にもして、我れ、汝を助けん。若し又、我れ軍に負けたらば、汝をたのまん。其の時は、如何にもして、汝、我れを助けよと、父なる爲義と、兄なる義朝と、親子の間に相談して、立ち別れて、敵味方となりたるやも計り難し。さすれば、敵ながらも、今、兄義朝を射落さば、父の本意に背くべしと考へて、折角交ひたる矢を、弓より差しはづしたる爲朝が、其の深き考への程こそ、感心なれとなり。遠慮とは深き考へといふこと、神妙とは、もと靈妙にして、不可思議なるをいふ語なれど、轉じては、其の行の殊勝なるを、ほめていふことにも用ゐるなり。こゝは、轉じたる方の意に見るべし○されば罪作りとや思はれけん云々 無闇に人を射殺すは、只に、後世の罪を作るのみなりと思はれたるにてあらうか、敵にても相手にならん、自から姓名を名乗りて出で合ふ者ならでは、無闇に射給はずとなり。左右なくとは隣隣なく無暗にといふ意なり

長井、齋藤別當實盛、弟の三郎實員、片桐小八郎大夫景重、須藤瀧口以下、宗徒の兵、攻め入り攻め入り戦ひければ、悪七別當、手取りの與次、高間、三郎、同じき四郎、吉田、太郎以下、爰を先途と防ぎけり。片桐小八郎大夫に、手取りの與次を驅け合ひける。與次は若武者なり。景重は老武者なる上、戦ひ疲れて、既に危く見えける所を、秩父、行成馳せ合ひて、能つ引いて放つ矢に、與次が馬手の草摺の端れ射させて、引き退けば、景重勝つに乗つてぞ驅け入りける。御曹司、須藤九郎を召して、敵は大勢なり。若し矢種盡きて打ち物にならば、一騎が百騎に向ふども、終

には叶ふまじ。坂東武者の習ひ、大將軍の前にては、親死に子撃たるるとも願はず。彌が上に死に重つて、戦ふとぞ聞く。いざさらば、大將に矢風負はせて、引き退けんと思ふはいかにと宣へば、家末、然るべく候ふ。但し、御誤り候はんと申しければ、何でふさる事あるべき。爲朝が手もとは覺ゆるものをとて、例の大矢を打ち交ひ、堅めてひようと射る。思ふ矢壺を誤らす。下野守の兜の星を射削りて、餘る矢が、寶莊嚴院の門の方立に、篋中責めてぞ立つたりける。

○宗徒 重立ちたるものをいふ○先途 至極大事の場合といふ意○馬手の草摺 右の方の草摺なり。草摺のことは前に註せり。端れとは、草摺の下の方をいふ○若し矢種盡きて打ち物にならば云々 矢種とは、箭に盛りてある限りの矢といふこと、打ち物は、太刀長刀をいふ。萬一、矢を悉く射盡して、太刀長刀を取りて戦ふ時には、敵は大勢の事ゆゑに、味方一騎が、敵の百騎に立ち向ふとも、味方小勢なれば、不足にて、其種敵すること能はざるべしとなり○彌が上に死に重つて戦ふとぞ聞く 其の上其の上と、死に重りて戦ふといふ意なり。この文意は、坂東武士の癖として、大將たる者の前にては、親が死すとも、子が撃たるゝとも、更に其れを顧慮せずして、其の上其の上にと、死に重なつても、後へ退かずして戦ふものなりと聞けり。さらば、大將たる義朝を追ひ退かせば、餘の兵共は、容易に追ひ拂ふことを得べければ、今、大將義朝に、我が弓勢の程を見せて、引き退かしめんと思ふが、如何にと宣へばとなり。いざさらばのいざは、感嘆詞にて、俗にサア、又は、ドレなどいふに同じ。矢風負はせてとは、矢の勢に恐れさすることをいふ。ドレ其れならば、大將に我が勇ましき矢風を負はせ、怖しといふ意なり○家末然るべく候

云々 家末答へて、それは如何にも宜しく候ふなり。さりながら、たゞ矢を射そこなひ候はゞ、いかいと申しければとなり○何でふさる事あるべき云々 どうして、其の様な過失などあるべき。爲朝の胸前は、たしかに、其れを仕あふするだけの、覺悟はあるものといふ意なり。こゝは、爲朝が手本は覺ゆるものを、何でふさる事あるべきとて、句を轉置して見れば文意よく通ず○堅めて 確と狙ひを定むることをいふ○矢壺 狙ひ定めたる場所をいふ○方立 門の柱と上の横木と鳥居形をしたる處をいふ○篋中責めて 矢の中ほどまで強く射込みたるをいふ

其の時義朝、手綱搔い繰り打ち向ひ、汝は聞き及ふにも似ず、無下に手こそ荒けれと宣へば、爲朝、兄にて渡らせ給ふ上、存ずる旨ありて、かくは仕り候へども、誠に御許しを蒙らば、二の矢を仕らん。眞向、内兜は恐れも候ふ。障子の板か、梅檀、弦走りか、胸板の眞中か、草摺ならば、一の板ども、二の板ども、矢壺を慥に承つて仕らんとて、既に矢取つて交はれける所に、上野國の住人深巢七郎清國、つと駆け寄せければ、爲朝是れを弓手に相請けて、はたと射る。清國が兜の二の板より直達に、左の小耳の根へ、篋中ばかり射込んだれば、しばしもたまらず、死にけり。須藤九郎落ち合ひて、深巢が首をば取つてけり。

無下に手こそ荒けられ、手こそ荒けれの荒きは、精細からぬ義にて、手練の熟せざるをいふ。汝は、豫て

より、弓術の手柄ツツと聞き及びたるが、其の聞き及びたるにも似合はず、今の有様にては、非常に手練の熟せざるかなど宣へばとなり。爲朝は、前にいへるが如き考へより、眞實、兄を射落さんの所存にあらざして、只、矢風に恐れて、引き退かしめんためなれば、わざと中らぬ様に、兜の星を射たるを知らずして、義朝はかくいへるなり○爲朝兄にて渡らせ給ふ上に云々 爲朝が答へていふには、貴殿は兄にてある上に、少しく考ふる仔細ありて、特更、中らぬ様に仕りたるなれど、誠に、いづれを射ても差支なしと御許可を受くるならば、二の矢を射んとなり○眞向 額をいふ○障子の板 胸板の上に續き、半月形して喉に當る處なり。卷首の圖を參照すべし○梅檀ウメタン走りか 梅檀は、鎧の右の肩先に附くる、小さき袖形のものといふ。弦走りは、鎧の腹を皮にて包みたる所をいふ。是れは、弓弦の障らぬためにするゆゑに、この名あり○草摺の一の板とも二の板とも云々 草摺は、裾板スズイタともに五枚ありて、上より順に、一の板、二の板と數へ呼ぶなり。この文意は、眞向内兜を射奉るは、恐れ入り候ふが、其の外ならば、障子の板か、又は梅檀走りの處か、胸板の真中か、又は、草摺ならば、一の板なりとも、二の板なりとも、狙ひて射るべき場所を、何處なりと體に承りて、射申さんといひてとなり○弓手に相請けて云々 是れは、清國驅け出でて、義朝を隔てんとにはあらず、義朝を射させじと、爲朝に向つて驅け寄せたるなり。故に、爲朝、身をひねり、弓手に受けて射倒したるなり○はたと射る はたと、は、矢の當る音を形容していふなり○三の板 鏝の三枚目の板をいふ○暫しもたまらず死にけり 志ばしも馬上に留まらずして、落ち失せけりとなり○落ち合ひて 互に同じ處に落つるをいふ。即、深巢の落ちたる所へ、自分も馬より下り重りてとなり

是をも事ともせず、我れ先にと驅けゝる中に、相模の國の住人、大庭平太景義、同じき三郎景親、眞先に進んで申しけるは、八幡殿後三年の合戦に、出羽の國金澤の

城を攻め給ひし時、十六歳にして軍の眞先驅け、鳥海三郎に左の眼を、兜の鉢付の板に射附けられながら、答の矢を射返して、其の敵を取りし、鎌倉權五郎景政が末葉、大庭平太景義、同じき三郎景親とぞ名のつたる。御曹司是れを聞き給ひ、西國の者共には、皆、手なみの程を見せたれども、東國の兵には、今日始めの軍なり。征矢をばたびく射たりしが、鏑矢にて射ばやと思ひて、目九つ差したる鏑の、目柱には角を立て、風返し厚く刻らせて、鏃卷に朱さしたるが、普通の鏃目程なるに、手先六寸、鏑を立て、前一寸には、峯にも刃をぞ附けたりける。鏑より上、十五束ありけるを取つて交ひ、ぐざと引いて放されたれば、御所中に響いて長鳴りし、五六段はかりに控へたる、大庭平太が左の膝を、片手切りにふつと射切り、馬の太腹かけず通れば、鏑は碎けて散りにけり。馬は屏風を倒すが如く、がばと倒るれば、主は前へぞ餘されける。敵に首を取られじと、弟の三郎馬より飛び下り、兄を肩に引つ懸けて、四五町はかりぞ引いたりける。

後三年の合戦 前に出せり○鳥海三郎 名は家任といふ○鉢付の板 冑の鉢に取り付けたる、鏝の第

一の板をいふ○答の矢 敵より射られたる意趣返しイレカヘの矢のことにて、返報の矢といふ意なり○未葉 未孫といふことなり○手並の程 手並は伎倆といふに同じく、腕前の有様をいふ意なり○征矢 征戦に用ゐる矢といふ義にて、普通の矢をいふなり○鏑矢 朴の木にて、圓く長く脹らめたる鶏卵形のものを作り、中を空にして、普通には、三孔を穿ち、之を矢の前へ附け置き、之を射る時は、又、其の先へ、雁股といふ鍔形の鍔を差し込むなり。之を射れば、空氣を通じて響あるなり○目九つ差したる云 普通の鏑は三孔なるを、これは、特に、穴を九つあけ、穴と穴との間に角カドを立て、此の穴に、よく風を受くる様に、鶏卵形を一段低く削り落したるにて、之を風返しといふ○鏑巻に朱さしたる 矢の鏑へ寄りなる所を巻きて、朱塗に塗りたるをいふ○鑿目 是れは軍用の矢にあらざ、鏑の大なるものにて、響強く、妖魔を怖して、追ひ拂ふために用ふるものなり。今、爲朝の用ゐる鏑矢は、この鑿目程なるといふ意にて、爲朝の矢の大なることをいふなり○手先六寸鏑を立て 鏑とは、刃と背との間の角をいふ。これは、鏑の先へ差し込みたる雁股のことをいふなり。即、雁股の元の方六寸丈へは、鏑を付け、前の方一寸の間は、背の方にも刃を付けたるをいふ。鑿とは、即、鏑の刃の背をいふなり○十五束 束とは、弓矢の長さを計る語にて、即、一握ヒトヒキ、指、四本の幅を一束といふ。通常の人の矢は、十三束が普通なれど、十五束とは普通より長きなり○五六段 段は、古尺六十間をいへど、軍記文などに、何段といふは、是れよりも短距離なるべし。されど、何程といふこと、今詳ならず。五六段は、おほよそ五六丈計りなるべし○片手切りにふつと射切り 片寄りて射切りたるなり。ふつとは、フツツリなどいふに同じ○太腹かけず通れば かけずとは、矢のそこに留らぬことにて、太腹を射通したるをいふ○がばと倒るれば がばとは、カッハトといふに同じく、倒れ伏す音をいふなり○前へぞ餘されける 前へ落ち残さるゝをいふ

武藏國の住人豊島四郎も、須藤九郎に弓手の太股を射させ、安房國の住人丸太

郎も、鬼田與三オニタノヨシサウに脇立射させて、引き退く。中條新五、新六、成田、太郎、箱田、次郎、奈良、三郎、岩上イハノカミ太郎、別府、次郎、玉井、三郎以下、入れ替へ入れ替へ攻め戦ふ。各分捕し、皆手負ひて引き退く處に、黒草威の鎧、高角打つたる兜を著、糟毛カサカなる馬に乗り、悪七別當と名のつて、驅け出でたり。海老名、源八馳せ合ひて戦ひけるが、草摺の端れを射させて、ひるむ所を、齋藤別當透き間もなく驅け寄せたれば、悪七別當太刀を抜いて、齋藤が兜の鉢をちようと打つ。打たれながら實盛、内兜へ切つ先上りに打ち込みければ、誤たず、別當が首は、前にぞ落ちたりける。實盛、此の首を取つて、太刀の先に貫き、指し擧げて、利仁將軍九代の後胤、武藏國の住人、齋藤別當實盛、生年三十一、軍をば斯くこそすれ。我れと思はん人々は、寄り合へや寄り合へやとぞ呼ばはりける。

弓手の太股 左の太股なり○分捕 敵の首、又は、甲冑、其他武器などを取ることなり○手負ひ 負傷すること○黒草威の鎧 前にいへり○高角 牛の角の如きものを、兜の前立物にしたるなり○糟毛 灰色と白色と雜りたるをいふ○ひるむ處 氣の挫けて、畏縮するをいふ○透き間もなく驅け寄せければ 敵の傍へ、ずつと近く驅け寄せたるなり○兜の鉢 兜の頂を蓋ふ部をいふ。卷首の圖を見て知るべし○切つ先 刃の尖りたる處をいふ○利仁將軍 左大臣藤原魚名六世の孫、醍醐天皇の時、鎮守府將軍

に任せられし人なり○軍をば斯くこそすれ 軍をば斯様にせよとの意○我と思はん人々は云々 寄り合へやのやは感嘆辭にて、呼び起して、注意を促がす時に用ゐる辭なり。文意は、我れ出で、勝負を決せんと思ふ人々は、驅け寄り給へや、驅け寄り給へやとの意なり

金子十郎は、滋目結の直垂に、拵細目の鎧着て、鹿毛なる馬に、黒鞍置いて乗つたるが、矢種は皆射盡して、太刀を抜いて眞向に當て、武藏國の住人、金子十郎家忠、十九歳、軍は今日ぞ始めなる。御曹司の御内に、我れと思はん兵は、出で合へやとぞ名のつたる。八郎宣ひけるは、悪い剛の者かな。我が矢ごろに寄せて扣へたり。只一矢に射落さんと思へども、餘りに優しければ、誰かある。彼れ提げて參れ。一目見んとありしかば、木蘭地の直垂に、紫革の腹卷著、栗毛なる馬に乗り、高間、四郎と名のつて、押し並べて組んで落つ。高間は兄弟共に聞ゆる大力なるを、家忠上に成つて、押さへて首をかゝんとする處に、高間、三郎落ち重りて、弟を撃たせじと、金子が兜を引き仰のけ、首をかゝんとしけるを、下なる敵の左右の手を、膝にて敷き詰め、上なる敵の弓手の草摺引き擧げ、寄り返して、柄も拳も徹れくと、三刀刺してひるむ處に、下なる敵の首を取り、太刀の先に差し擧げて、此の頃鬼神

と聞え給ふ、筑紫の御曹司の御前にて、高間四郎兄弟をば、家忠撃ち取つたりとぞ呼ばはりける。家末是れを見て、安からず思ひければ、射落さんとして追ひ懸けゝる處を、八郎いかに須藤、あたら兵を助けて置け、今度の軍に打さ勝ちなば、爲朝が郎等にせんずるとこそ宣ひけれ。金子餘りに剛なれば、軍神にや守られけん。又なき高名仕り、究めて不思議の命助りて、大將までぞ譽められける。

滋目結 目を滋く結ひたるにて、後世の鹿子絞の類なり○拵細目の鎧 拵細目は正しくは伏細目と書くべきなり。染革の名なり。其の革は、紺、薄青、白の三色を、三重に並べて、九折の形を、一面に染め出したるものにて、其のさま、幕の手廻を伏せたるが如きゆゑに、伏細目とはいふなり。この革を裁ちて威したる鎧を、伏細目の鎧とはいふなり○鹿毛 前に出づ○眞向 額のことなり○御内 家來及び子弟をすべていふなり○我が矢頃に寄せて控へたり云々 矢頃は、弓を引き詰めて放つべき、よき程合をいふ。文意は、彼れは、我が弓勢をも恐れもせず、我が矢ごろの處に驅け寄せて控へたりとは、如何にも悪き剛勇の者なるかなと宣ひて、爲朝は一矢にて射落さんと思ひたれど、也○誰かある彼れ提げて云々 誰か彼奴の首を切りて、提げ來る者あるか、あらば、提げ來れよ、一目、彼れの顔を見んと、いひたりしかばとの意なり○木蘭地 令義解に、所謂木蘭地黃橡也とあり。つるばみの色に似て、黃赤にして、少し黒みを兼ねたる色をいふ也○紫革の腹卷 紫色の染革にて威したる腹卷なり。腹卷は、元來は、鎧の下に著るものにて、劍術の時に用ゐる胴のやうに作りたる鎧なり。卷首の圖に就て見るべし○栗毛なる馬 赤色にして、鬣の黒色なる馬をいふ○押し並べて 馬の頭を並べて、馬上より取組むなり○首をかゝんとす

る處、首を掻き切らんとする處なり○落ち重りて、兩人の落ちたる處へ、又も落ち合ふことなり○下なる敵の左右の手を云々、下なる敵、即、高間四郎の兩手を、己が膝にて強く敷き押へるなり○寄り返し、是までは避けがちにあひしらひしを、俄に變じて、ずつと、側に寄り付きたるなり○柄も拳も徹れぬれど、太刀の柄も、手のことふしも、突き通れとなり。是れは、烈しく突き通すさまを形容したるなり○あたら、可惜の意にて、俗にアツタラといふに同じ。

常陸國の住人中宮三郎、同國の住人關二郎、村山黨には山口六郎、仙波七郎、轡を雙べて駆け入れれば、三町礫の紀平次大夫、大矢新三郎以下、防きけるが、新三郎は仙波七郎に、弓手の肩を切られ、紀平次大夫は山口六郎に、右の腕を打ち落されて引き返す。美濃國の住人平野平太、同國の住人吉野太郎と名のつて駆け入りける所を、御曹司、件の大鏑を以て、ひようと射給ふが、高紐に弦や堰かれけん。思ふ矢壺に下りつゝ、平野平太が左の臙當を射切られて、馬の太腹、彼方へつと射通さるれば、眞逆さまに倒れたり。甲斐國の住人鹽見五郎も射殺され奉りければ、大將も此等を見給ひて、少し攻めあぐんでぞ思はれける。

村山黨とは武藏七黨の中なり○轡を並べて、馬の頭を揃へてといふ意○高紐、綿嚙にあり。胸釣りの紐にて、前に金のコハセあり。卷首の圖を見て知るべし○弦や堰かれけん、堰かるとは、遮きらるることなり。こゝは、弓の弦が、高紐のコハセに障りて、狙を狂はせしなり○臙當、鏑の具にて、臙を包むる

のなり。卷首に圖を掲げれば就て見るべし○大將も此等を見給ひて少し云々、大將は義朝なり。攻めあぐむのあぐむは、倦み厭くことなり。義朝も、味方の多く害ひたるのみならず、爲朝の勢盛なるを見て、如何にも攻むる術に苦しみ、少しく攻め疲れて、如何せんと思はれけるとなり。

其の時信濃國の住人根井大彌太、藍摺の直垂に、卯花威の鎧に、星白の兜を着、佐目なる馬に乗つたるが、進み出で、申しけるは、軍に人撃たるゝとて、敵に息を繼がせんには、いつか勝負を決すべき。其の上、我等は餌を求むる鷹の如し。凶徒は鷹に恐るゝ雉にあらずや。いざや駆けん殿ばらとて、眞先に進めば、續く兵誰々ぞ、同國の住人、宇野太郎、望月三郎、諏訪平五、進藤武者、桑原安藤次、安藤三、木曾中太、彌中太、根津神平、志妻小次郎、熊坂四郎を始めとして、二十七騎ぞ駆けたりける。門の中へ攻め入つて、さんどに戦ひければ、手取、與次、鬼田、與三、松浦、小次郎も撃たれにけり。都べて爲朝の憑み思はれたる二十八騎の兵、二十三人撃たれて、大略手をぞ負ひたりける。寄手も究竟の兵、五十三騎撃たれて、七十餘人手負ひたり。敵魚鱗に駆け破らんとすれば、身方鶴翼に連つて射しらまかす。身方陽に開いて圍まんとすれども、敵陰に閉ぢて圍まれず。黄石公が

傳ふる處、吳子孫子が秘する處、互に知つたる道なれば、敵も散らず、御方も引かず。されば千騎か十騎になるまでも、果つべき軍とも見えざりけり。

藍摺の直垂 山藍といふ草の葉にて、白地へ紋形を摺り出したるにて、紋形のある板に、布を掛けて摺るなり。こゝには、いづれの紋形を摺りたりといふ事、明記せざれば、紋形は知るによしなけれど、大嘗會臨時祭などの、諸司の小忌には、梅柳の紋形を摺り、私の小忌には、遠山の雉、悠紀の行事の辨は、菊に蝶、主基の行事の公卿は、松に鶴、出納の小忌は、水蔭などの紋形を摺るよし、貞享四年の小忌の圖式に見えられたれば、この藍摺の直垂も、かうやうの類の、紋形を摺り出したるものならむ。○卯花威の鎧 これは糸威なり、卯の花とは、うつ木といふものにて、うつ木は花白く葉萌黄なるが、其の色にかたどりて、一段は白く、一段は萌黄に、段々色を替へて威し、又は、上半分は白く、下半分は萌黄にも威すなり。この二様に威したるを、すへて卯花威の鎧といふ。○佐目なる馬 鼻の廻りの薄赤き馬をいふ。○軍に人の擊たるるとて云々 この文意は、敵の勢盛なるに攻めあぐんで、暫らく軍する事を差し控へて、敵に休息させば、敵は益、力を得て、何時迄も勝負は決すまじ。且、味方は勢強くして餌を求むる鷹の如く、好き敵もがなと求むるに、敵は勢弱くして、鷹を恐るゝ雉の如し。されば、いさ驅け出で、決戦せん、多くの殿達よとなり。○大畧 大概といふに同じ。○寄手 攻め寄せたる義朝の郎等のことなり。○魚鱗鶴翼 共に兵を備ふる方法の名にて、魚鱗とは、魚の鱗の並びたる如く兵を列ぬるをいひ、鶴翼とは、鶴の翼を左右に張りたるが如く、左右に展開して陣を取るをいふ。○射志らかす 射散らすをいふ。○黄石公 秦末の通世者にして、兵法を漢の張良に授けたる人。○吳子孫子 吳子は吳起のこと、孫子は孫臏のことにて、いづれも、支那の有名なる兵法家なり。○互に知つたる道なれば云々 この文意は、黄石公が傳へたる兵法も、吳子孫子が究めたる秘術も、敵味方互に知り居ることなれば、いづれも、負けず劣らずして、敵も容

易に退散せず、味方も容易に引き退かず、共に奮戦激闘すれば、殺しつ殺されつ。千騎の兵が十騎になる迄も、互に戦ふべくして、何時勝敗の決すべき様もなく見えたりとなり。

兵庫頭頼政の手にも、渡邊黨に省、授、連源太、競瀧口を始めとして、東の門へ押し寄せて、揉みに揉うて攻め入れれば、平馬、助忠正、多田、藏人、大夫頼憲、爰を先途と防ぎ戦ふ。西の門をば、六條判官爲義、長絹の直垂に、薄金と云ふ緋威の鎧に、鍔形打つたる冑を著、連錢葦毛なる馬に、白覆輪の鞍置いてぞ乗られたる。五人の子共、前後に立つて驅け出でたる體、あはれ大將軍やとぞ見えたりける。其の外、自餘の陣々にも、互に入り亂れて、追ひつ返しつ戦ひけれども、未だ勝負ぞなかりける。

長絹の直垂 長絹は絹の名なり。長絹といふ絹にて作りたる直垂なり。○薄金 鎧の名にて、即、源家重實の八領の鎧の一なり。○緋威の鎧 緋の色の糸、又は草にて威したるを緋威といふなり。○連錢葦毛なる馬 葦毛とは、白毛に少しく黒き差し毛あるをいふ。其の葦毛の馬に、薄く灰色に、錢を連ねたる如き、圓き斑あるを連錢葦毛の馬といふ。○白覆輪の鞍 前後の山形へ、銀にて覆輪を掛けたる鞍をいふ。○あはれ 感嘆詞にて、アッ、ハッといふに同じ。○追ひつ返まつ 或は敵を追ひ驅け、或は後へ引き返すなり。其の時義朝、使者を内裏へ進らして、夜中に勝負を決せんと、揉みに揉うて攻め候

へども、敵も堅く防いで破り難く候ふ。今は火を懸けざらん外は、利あるべしとも覺え候はず。但し、法勝寺なども、風下にて候へば、伽藍の滅亡にや及び候はんずらん。其の段敕説に隨ふべしと申し上げられたりしかば、少納言入道承つて、義朝誠に神妙なり。但し、君の君にて渡らせ給はゞ、法勝寺程の伽藍をば、即時に建立せらるべし。ゆめく其れに恐るべからず。只、急速に凶徒誅戮の謀を廻らすべしと仰せ下されければ、御所より西なる、藤中納言家成卿の宿所に、火を懸けしかば、西風烈しき折節にてはあり、即、院の御所へ、猛火夥しく吹き懸けたれば、院中の上臈、女房、乳母、童は方角を失つて、呼ばはり叫んで迷ひ合へるに、武士も是れが足手纏にて、進退更に自在ならず。落ち行く人の有様は、峯の嵐に誘はるる、冬の木の葉に異ならず。

今は火を懸けざらん云々 只今となりては、院の御所に火を懸けて、火攻にするにあらざれば、味方に勝利あるべしとも、思はれ申さずとなり○法勝寺 法勝寺は、院の御所、白河殿の東にありて、今の岡崎村の邊にありたり。この寺は、白河院の建立し給へる寺なる故に、殊に大切に思ひて、類焼を恐れたるなり○伽藍 梵語にて僧加藍摩といふの畧語なり、衆園と譯す。道芽證果を生殖する義なり。即僧は衆、藍摩は園にして、衆多の僧の、游歩修道するの場所といふ義にて、後世、寺院の事にいふ○敕説 敕命とい

ふに同じ○少納言入道承つて義朝誠に神妙なり 神妙とは、感心なりといふ意なり。少納言信西、救命を承つて申さるるには、義朝、法勝寺の類焼を恐れ、事を專断せずして、慮を伺ふ段、感心なりとなり○君の君にて渡らせ給はゞ云々 法勝寺の滅亡は、さる事ながら、官軍勝を得て、主上の御位、此のまゝ安穩に渡らせ給はば、一旦滅亡すとも、法勝寺位の伽藍は、天下平定の後、即時に再建し得らるべければ、決して類焼を憂慮するに及ばずとなり。ゆめくとは、決してといふ意なり○上臈 本來は、二位三位の典侍のことなれど、此は、只、貴き女官のことをいふなり○女房 宮中に奉仕せる女官の稱○峰の嵐に云々 木葉の風に散る如く、東西に散亂するをいふ

(十六) 新院左大臣殿落ち給ふ事

さる程に、右衛門大夫家弘、其の子中宮侍長光弘、馬に乗りながら、春日表の小門より馳せ参り、官軍雲霞の如く攻め來り候ふ上、猛火既に御所に掩ひ候ふ。今は叶はせ給ふべからず。急きいつ方へも御開き候ふべしと申せば、只今出で來たる事の様、上皇は東西を失うて、御仰天あれば、左府は前後に迷ひて、只、汝、今度の命助けよと計りぞ宣ひける。即、四位、少納言を召して、御劍を給はる。成隆朝臣是れを給はつて、帶かれたり。上皇もはや御馬に召されたりけるが、餘りに危く見えさせ給へば、藏人信實御馬の尻に乗つて、抱き参らす。左大臣殿の御馬の

尻には、四位少納言乗つて抱き奉りけり。

中宮侍長 前に註せり○御開き 其の場を明けて立ちのくをいふ○只今出で来る事の様に云々 仰天とは、驚くことをいふ。今も世にいふ詞なり。この文意は、俄に事の出で来りたる様に、上皇は狼狽して、驚き給へばとなり。東西を失ふも、前後に迷ふも、共に狼狽の體をいへるなり○只汝今度の命云々 汝は、家弘光弘をさしていへるなり。他の事ははずして、一向、このたびの危き生命を、助け呉れよとのみ宜ひけるとなり○四位少納言 成隆のことなり○餘りに危く見えさせ給へば 馬術に慣れ給はぬゆゑ、馬に乗り給へる御有様、非常に危険なるべく、見えさせ給へばとの意

東の門より御出あつて、北白河を指して落ちさせ給ふ處に、何處よりか射たりけん。流れ矢一筋來つて、左大臣殿の御頸の骨に立つ。成隆是れを抜いて捨てたりけれども、血の走ること、水彈を以て、水を弾くに異ならず。然れば鎧をも踏み得ず。手綱をも取り得給はずして、眞倒様に落ち給へば、成隆朝臣も落ちてけり。式部大輔盛憲、左府の御頸を膝に搔き載せ、袖を御面に掩ひて泣き居たり。藏人大夫經憲も馳せ來つて、抱き付き奉りけれども、かひもなし。延頼は、松が崎の方へ落ち行きけるが、是れを見奉つて、甲冑を脱ぎ捨て、經憲と共に、小家のありけるに昇き入れ參らせて、先、疵の口を灸し奉りけれども叶はず。次第に弱り給ひけ

り。矢目を見れば、御喉の下より、左の御耳の上へを通りける。逆様に矢の立ちけるこそ不思議なれ。神矢なるかどぞ覺えし。血も更に留らずして、白青の御狩衣、朱に染まる計りなり。御目は未だ働けども、物をも更に宣はず。さらば暫らく休め奉らんと思へども、判官の領圓覺寺へ、官軍發向する由聞えければ、斯くてはいかゞとて、經憲車を取り寄せて、昇き載せ參らせ、嗟嘆の方へぞ赴きける。やうやく嗟嘆に至つて、經憲が墓所の住僧を尋ねれども無かりければ、荒れたる坊に入れ奉りて、此の夜は爰にぞ明かしける。

北白河 院の御所より東北の方にあり○流れ矢 それ矢といふに同じく、狙より逸れて飛べる矢なり○水彈 水を高き所へ彈き上ぐる器械にて、筒の中に仕懸けありて、棒を抜き差しして、空氣を入れ、其の壓す力にて、水を弾き上ぐるものなり○かひもなし 何の益もなしといふに同じ○松ヶ崎 下賀茂の北十餘町にあり○疵の口を灸し奉り 疵口の出血を留めんがために、灸をすゑたるなり○矢目 矢疵なり○逆様に矢の立ちける 喉より耳へ射通りたるにより、かくはいふなり○神矢 神の怒り給ひて射たる矢といふこと○白青の御狩衣 白青は水色なり。狩衣のことは前に出せり○判官の領 判官爲義の所領地なり○圓覺寺 今の悲田院村邊なるべし○斯くてはいかゞと かく此の處に留り居りてはいかゞあらん。よろしくもあるまじとてなり○嗟嘆 京都の西方なり○住僧を尋ねれども無かりければ 住持の僧を尋ねたれども、居らざりければとなり○荒れたる坊 僧も住まずして、荒れ破れたる

寺といふことなり。坊とは、僧の居處にて、寺のことなり

(十七) 新院御出家の事

さる程に、新院は、爲義を始めとして、家弘、光弘、武者所季能等を御供にて、如意山へ入らせ給ふ。山路峻しくして、難所多ければ、御馬を止めて、御歩にてぞ登らせ給ひける。御供の人々御手を引き、御腰を押し奉りけれども、いつ習はしの御事なれば、御足より血流れて、歩み煩ひ給ひけり。只夢路をたどる御心地して、即絶え入らせ給ひける。人々並み居て守り奉りけるには、はや御目昏れけるにや。人々あると召されければ、皆聲々に名のりけり。水やあると召されければ、我れも我れもと求むれども無かりけり。然るに法師の、水瓶を持ちて、寺の方へ通りけるを、家弘乞ひ請けて参らせけり。是れに少し御氣色直りて見えさせ給へば、各、官軍定めて追ひ來り候はん。いかにも急がせ給へと申せば、武士共は皆何地へも落ち行くべし。まろはいかにもかなはねば、先爰にて休むべしと仰せなりけれども、判官を始めとして、おのゝ、命を君に進らせぬる上は、何方へか罷り候ふべき。

東國などへ御開き候はゞ、何處迄も御伴仕り、御行く末を見果て参らせんと申しければ、我れもさこそは思ひしかども、今は何とも叶ひ難し。汝等は疾く退散して、命を助かるべし。おのゝ、斯くて侍らば、御命をも敵に奪はれなんと、再三強ひて仰せければ、此の上は却つて恐れありとて、諸將皆鎧の袖をば濡らしける。かくて叶ふべきならねば、皆、散々になりにけり。

武者所 前に註せり○如意山 東山にあり○何時習はしの御事 いつ習ひ給ひしか、是れ迄更に慣れ給はぬ御事といふ意なり○夢路をたどる心地して 夢路とは夢の中に往來する道をいふ。たどるとは、尋ね迷ひ行くことなり。夢の中に道を迷ひ行く心地にての意○即絶え入らせ給ひける 忽に息も絶え入らせ給ふことなり○皆聲々に名のりけり 並み居る人々、皆聲々におのが名を名のりたりとなり○是れに少し御氣色直りて 水を召し上りしたため、少しく御様子も引き立ちてとなり○各官軍定めて追ひ來り候はん云々 各は、附き添ひ奉る人々のことなり。附添ひの人々が、皆、官軍必ず追ひ來るべきにより、どのやうにもして、途を急がせ給へと申せばとなり○武士共は皆何地へも云々 以下法皇の御詞なり○まろはいかにも叶はねば云々 まろは、貴賤に拘はらず、男子の自稱する詞なり。自分は、今はどのやうに思ふとも、意の如く急ぐことかなはねば、まづ、此の處にて休息すべしと仰せありたれども也○東國などへ云々 若しも東國などへ御立ちのき候ふ事ならば、何處迄も御伴して、君の御行末を見届け申し上げんと、申されければとなり○我もさこそは思ひしかども云々 我れも汝等のいはるゝ如くは思へども、今はいかんとも身體疲れて、思ひの如くなし難し。汝等は、速に何地へなりとも退散して、生

命を全うする様に計らふべし。汝等と共に、斯く躊躇してあらば、多勢の事ゆゑに、早速敵に認められて、却て君の御命迄も、敵に害はれむとすべきにより、速に退散せよと、再三押して仰せられければとなり。○此の上は却つて恐れありとて、君のかく迄仰せらるゝを、強ひて留り居るは、却て恐れ多き事なりとてとなり。○斯くて叶ふべきならねば、斯くありても致し方なければとの意なり。

爲義忠正は、三井寺の方へぞ落ち行きける。家弘光弘計り残り留つて、谷の方へ引き下し進らせて、御上に柴折り懸け奉り、日の暮るゝをぞ相待ちける。御出家ありたき由仰せなりけれども、此の山中にては叶ひ難き由、申し上ぐれば、御涙に咽せばせ給ふぞ忝き。日暮れければ、家弘父子して、肩に引き懸け參らせて、法勝寺の北を過ぎ、東光寺の邊にて、年頃知りたる所に行きて、輿を借りて乗せ奉りて、何處へ仕るべきと申しければ、阿波局の許へと仰せありしかば、家弘習はぬ業に、二條を西へ、大宮まで入れ奉れども、門戸を閉ぢて人音もなし。さらば左京、大夫の許へと仰せらるれば、大宮を下りに、三條坊門まで昇き奉れば、教長卿は、此の曉、白河殿の烟の中を、迷ひ出で給ひて後は、其の行き方を知らざりければ、残り留る者共も、皆逃げ失せて、人もなし。さらば少輔内侍が許へとて、入れ進らせけれども、其れも昨日今日の世の中なれば、諸事にむづかしくやありけん。敵けど

も音もせず。世界廣しと雖、立ち入らせ給ふべき所もなし。五畿七道も道狭くて、御身を寄すべき蔭もなく、東西南北塞つて、御幸成るべき所もなし。光弘等も習はぬ身に、終夜御輿を仕り、明けなば捕らへ搦められて、いかなる憂目をか見んずらんと、心細く思へども、山中にて、水きこし召しつる計りなれば、兎角して、知足院の方へ御幸成し奉り、怪しげなる僧坊に入れ參らせて、重湯などをぞ進め奉りける。上皇是れにて、やがて御髪下させ給ひければ、光弘も警切りてけり。かくては終に悪しかりなん。何處へか渡御あるべきと申せば、仁和寺へこそ行かめ。其れもよも入れられじ。只押さへて輿を昇き入れよとありしかば、御室へこそなし奉れ。門主は故院の御佛事の爲に、鳥羽殿へ御出ありけり。家弘は是れより御暇申して、北山の方へ罷りけり。道にて修行者に行き逢ひしかば、是れを語らひ、戒保ちなどして、出家の形にぞ成りにける。

三井寺 前に出づ○日の暮るゝをぞ相待ちける。日暮れば、何方へか御幸なし奉らんとてなり。○御出家 父母生死の家を出づるの義にて、僧のことなり。○咽せばせ給ふ 咽ぶとは、嘆きの餘り、泣く聲さへ支へ塞がるをいふ。○忝き 恐れ多きといふことなり。○肩に引き懸け進らせて 肩に背負ひ奉りての

意○法勝寺 前に出せり○東光寺 岡崎村の邊なり○年頃知りたる所に行きて 年來の知己の所に行きてなり○何處へ仕るべきと申しければ 何處へ御供仕るべきと申しければとなり○阿波の局 新院の妃なり○家弘習はぬ業に二條を西へ云々 習はぬ業とは、馴れぬ事といふ意、大宮は内裏の東に添ひたる大通りなり。局の家は、内裏の東南の向ひにあり。この文意は、家弘父子、馴れぬ事ながら、御輿を昇き奉りて、二條を西へ行きて、大宮なる局の家まで、御輿を入れ奉りたれども、局の家は、戸を閉ぢて更に入音もなく、局も居らざれば、輿を寄せ奉るべき様もなしとなり○左京大夫 教長のことなり。左京大夫の家は、内裏の正面なる朱雀通りにあり○三條坊門 三條の北にありて、是れと並行したる通りなり○残り留る者共も云々 教長の宅に残り留り居りたる、家族及び奉公人共までも、皆逃げ去りて、家には一人も居らずとなり○少輔内侍 新院に仕へし女房なり○其れも昨日今日の世の中なれば諸事に云々 むづかしとは、煩しく面倒なりといふ事也。此の文意は、内侍の家にて、昨日今日の騒動の折柄なれば、此際新院を入れ奉りては、萬事につけ、面倒ならんと思ひしにやあらむ。門の戸を叩けども、内より更に返事もせずとなり○五畿 五畿内のことなり。山城、大和、河内、和泉、攝津の五ヶ國をいふ。七道は、東海道、東山道、北陸道、山陰道、山陽道、南海道、西海道をいふ○光弘等も習はぬ身に終夜御輿を仕り明けなば云々 終夜は夜中といふことなり。この文意は、日本廣しと雖も、上皇の御身を寄せ奉るべき所もなきのみならず、光弘等も、馴れぬ身ながら、夜中を通して、御輿を昇きて御供仕りたれば、其の身の疲れも非常なる上に、夜も明けば、敵に見知られ、忽ちに捕へられて、如何様なる辛き目を見るか分らぬ身の上なれば、兎角に心細く思へどもとなり。憂目とは、つらきことをいふ○山中にて水きこし召し云々 兎角とは彼れ此れ様々にといふことなり。知足院は一條の北にあり。新院には、如意山中にて、今朝水を飲み給ひしのみにて、終日食事ものし給はねば、定めて御空腹にましまさんと思へば、何處へなりとも入れ奉らんと、彼れ此れ種々に思案して、知足院の方へ御幸なし奉り、ある見苦しき坊へ入れ

參らせて、漸くに、重湯などを進め奉りたりとなり。怪しげなる僧房とは、見苦しき僧の居所といふこと。重湯とは、粥の甚だ淡きもの也○御髪下させ 御剃髪ありて法體になり給ふをいふ○鬘 髪を頂きに集めて、束ねたる處をいふ。こゝは光弘の剃髪したるをいふなり○斯くては終に悪しかりなん云々 渡御とは、外へ御出でになるをいふ。この二句は、光弘の上皇に申し上ぐる詞なり。この僧房に斯くありては、終に悪しかるべければ、今の間に何處へか御渡りあるべしと、申し上ぐればとなり○仁和寺 山城國葛野郡にあり。宇多天皇、昌泰二年十月十四日、御落飾ありて、法名空理と申し奉り、延喜四年に、仁和寺に御菴室を建てられし故に、御室ともいふなり○其れもよも入れられし よもは、よもや、まさかかにの意なり。仁和寺にても、今の場合に、まさかかに入れまいといふ意なり○押さへて 押して、又は強ひてなどの意なり○御室へこそなし奉る 仁和寺へこそ行かめといふより、こゝ迄の文意は、今より仁和寺へ行かん。さりながら、仁和寺にても、今の場合に、よもや輿をやすくは入れまいだらうが、其の時は、強ひて昇き入れよと、新院より光弘に仰せありしかば、仁和寺へ渡御なし奉りたりとなり○門主 仁和寺は宇多法皇の跡ゆゑに、御門の跡といふ義にて、門跡といひ、其の門迹の主を門主といふなり。此の時の門主は、鳥羽院の第五の皇子、覺性法親王にて、新院にも後白河院にも、同母の御弟なり○御暇申して 御別を告げ申してとなり○修行者 佛道修行のため、諸國を廻る僧のことなり○戒保ち 佛道に入り、五戒を受けて、そを守るをいふ

(十八) 朝敵の宿所焼き拂ふ事

さる程に、七月十一日寅の刻に、合戦始り、辰の時に、白河殿破れて、新院も左大臣殿も、行き方知らず落ちさせ給ひければ、未の刻に、義朝、清盛内裏へ歸り参つて、

此の由を奏聞す。其の體由々しかりけり。藏人右少辨資長を以て、朝敵追討、早速に其の功を致す由、觀感懇なり。即周防判官承つて、三條鳥丸新院の御所へ馳せ向つて、焼き拂ふ。左府の壬生亭をば、助經判官承つて、發向して火を懸けり。同じき謀叛人の宿所共十二ヶ所、各、檢非違使共、行き向つて、追捕して焼き拂ふ。南都の方様未だ鎮らざれば、狼藉もやあるとて、申の刻に、宇治橋の守護のために、周防判官季實を差し遣はさる。今度の御合戦に、事ゆゑなく打ち勝たせ給ふこと、都へては、伊勢太神宮、石清水八幡大菩薩の御加護とを覺えし。殊には日吉社に祈り申させ給ひけり。されば宸筆の御願書を、七條座主宮へ進らさせまじしければ、座主、此の御願書を、大宮の神殿に籠めて、肝膽を碎きて祈り申させ給ひしかば、御門徒の大衆は申すに及ばず、滿山の諸徳、寶祚長久、凶徒退散の由の祈誓をぞ致しける。されば山王七社も、官軍の方に立ち懸からせ給ひけるに、頼賢、爲朝、忠正、家弘以下の軍兵、爰を先途と防ぎ戦ひしかども、程なく攻め落されて、朝敵は風の前の塵の如く、聖運は月と共にぞ開きける。

寅の刻 古は、一晝夜を十二時に割り、眞夜中を九つ時と稱し、それより、八つ時、七つ時、六つ時、五つ時、四つ時と、眞晝中迄を六分して稱し、又、眞晝中を九つ時と稱し、前と同じ稱にて、眞夜中前に終る。又、此の十二時を十二支に配當して呼ぶことあり。即、寅の刻は、昔の七つ時、今の午前三時より四時迄の間をいふなり。辰の時は、昔の五つ時、今の午前七時より八時迄の間をいひ、未の刻は、昔の眞晝中後の八つ時、今の午後一時より二時迄の間をいふなり。○其の體由々しかりけり。由々しは元來忌々しと書きて、いみじき事、又は不祥などの意に用ゐたる詞なるが、後には轉じて、雄々しきといふ語に代へ用ゐるに至れり。こゝは轉じたる方の意にて、其の有様、實に猛くありしとなり。○敵感懇なり。天子の御感、殊の外なりとなり。○三條鳥丸新院の御所 新院の御所は、三條橋と堀河との、半程なる南側なり。○壬生亭 今の壬生寺の邊なるべし。○追捕して焼き拂ふ 其の眷族の者を撈め捕りたる上に、其の宿所を焼き拂ふ也。○南都の方様云々 方様は方といふに同じ。奈良の僧徒は、新院の味方なりしゆゑに、未だ其の方は鎮定せざれば、若しや僧徒の亂暴もあらんかどてなり。○申の刻 昔の晝過の七つ時、今の三時より四時迄の間をいふ。○石清水八幡大菩薩 山城國綴喜郡男山八幡宮なり。山の上に、清水あるゆゑに、かくいふなり。○日吉社 比叡山の坂本にあり。山王權現を祭る。○宸筆の御願書 帝王の御手蹟を宸筆といふ。後白河院御自筆の祈願書なり。○七條座主宮 親王にて、もと七條に居られしなるべし。座主は叡山の座主なり。座主とは、釋氏要覽に、取學解優贖額拔者、名座主、謂一座主也。古、高僧呼講者、爲高座、或是高座之主也とあり。叡山の座主は延暦寺の統領にて、淳和天皇の御代に、義真和尚を任せられたるを以て始めとす。○大宮 日吉二十一社の總司にて、釋尊の示現なりといふ。○肝膽を碎きて 非常に骨を折ることをいふ。○門徒の大衆 門徒とは、其の宗門に歸依してある者をいふ。大衆とは大勢の僧徒のことなり。書言字考に、智度論を引きて衆多之謂、蓋比丘一處和合名僧伽是矣、と見えたり。○滿山の諸徳 諸徳は諸僧といふに同じ。比叡山中の諸僧悉くなり。○山王七社 日吉二十一社の中にて、大宮、聖眞

子、二宮、八王子、客人、十禪師、三宮をいふ。○官軍の方に立ち懸かせ給ひけるに、山王七社の神佛も、共に官軍の方へ立ち懸りて、加護し給ひければとなり。○朝敵は風の前の座の如く云々、聖運は天子の御運なり。月と共に日月と共に成り。朝敵は風前の座の如く、忽に散亂して、後白院の御運は、日月と共に盛に開け行きたりとなり。

昔朱雀院の御宇承平年中に、平將門八箇國を打ち靡けて、下總の國相馬郡に都を建て、我が身を平親王と號して、百官を爲し、諸司を召し使ひけるが、剩さへ都へ攻め上り、朝家を傾け奉らんとする由聞えければ、防戦に力を盡し、追討に謀を爲し、依つて佛神の擁護を憑んで、諸寺諸社に仰せて、冥感の政をぞ仰がれける。殊に山門其の精誠を抽んでけり。其の時の天台座主尊意僧正は、不動の法を修せられけるに、將門弓箭を帶して、壇上に現じけるが、程なく撃たれけるなり。權僧正は其の勸賞とぞ聞えし。總持院をば鎮護國家の道場と號して、不退に天下の護持を致す。されば今も法驗何ぞ昔に替るべきとぞ覺えける。

○八箇國 關東八箇國なり。○相馬郡 此には相馬郡とあれど、扶桑畧記には、猿島郡石井郷とあり。將門は相馬小二郎とも稱する程なれば、相馬に居りしは勿論なれども、都を建てたるは、扶桑畧記にある如く、猿島なるべし。○我が身を平親王と號し、平親王、諸書には、多く平新皇に作れり。將門自ら天皇に

擬したるなれば、平新皇とある方正しかるべし。○朝家 朝廷をいふなり。○冥感の政をぞ仰がれける 冥感とは、神佛の感應まじりて、肯ひ給ふをいふ。○山門 比叡山延曆寺のことなり。○其の精誠を抽んでけり 山門の僧徒は、殊に精誠を盡して、祈禱せりといふことなり。精誠とは、眞實に、力を竭すことをいふ。○天台座主尊意僧正 天台座主は、叡山の座主といふに同じ。叡山は唐の天台山を寫したるものにて、天台宗の本寺なればなり。僧正は僧官の第一にて、大正、權の三つあり。大を大納言に、正を中納言に、權を參議に准するなり。尊意は、此の時は未だ僧正にはならざりしならむ。下の權僧正云々にて知るべし。○不動の法 不動明王の秘法なり。○權僧正は其の勸賞とぞ聞えし 勸賞は、其の功を勸むるため、賞するに官を以てするをいふ。この文意は、尊意が權僧正になりたるは、此の時の功を賞せられたるに由りてなりと、いひ傳へしとなり。○總持院 尊意の住せし寺の名なり。○鎮護國家の道場 道場とは佛道を修行する場所といふ義にて、寺のことなり。國家の不祥を鎮め、帝室の加護を祈誓する寺と號してとなり。○不退 始終怠りなきをいふ。○護持を致す 護持は守護に同じ。常に力を盡して、神佛に國家を加護あらしめやう、祈誓を致すとなり。○法驗 佛法の効驗なり。

(十九) 關白殿本官に歸復の事附武士に勸賞を行はるゝ事

斯かる處に、宇治大相國は、新院打ち負け給ふと聞えければ、橋を引かせ、左府の公達三人相具し給ひて、南都へ落ち、禪定院の僧都尋範、東北院の律師千覺、興福寺の上座信實、同じき權寺主玄實、彼等が兄、加賀冠者源賴兼に仰せて、寺中の惡僧並びに國民等を相語らひて、官軍を防ぐべし。忠あらん者には、不次の賞を

行ふべしと披露せらる。剩つさへ、興福寺の權別當惠信法印は、關白殿の御息なりしを、撃ち奉らんなど議せられければ、忍び給ひて、都へ逃げて上り給ふ。是れは如何なる御企ぞや。此の入道殿をば、君も重きことに思し召し、世以て。心にく、執し奉る處に、年頃關白に附けたる内覽氏長者をば押さへて、末子の左府に附け奉つて、法性寺殿御中違ひ、天下の大亂引き出し給へども、關白殿さておはしまさば、御身に於ては何の御怖畏かあるべきに、君に立て合ひ奉らんと御支度、以ての外の御誤りなり。其の上、今度源平兩家の氏族、院宣を承つて、身命を捨て、勵み戦ふと雖、十善の戒行重きに依つて、打ち勝ち給ふ處に、少しも違はぬ二の舞かな。天魔の魅し奉るか知らず。社の御咎を蒙り給ふかと、人唇を反して、貶り參らせけり。

宇治大相國 相國は太政大臣の唐名、大は尊稱なり。是れは關白忠通、及び左大臣頼長の父、太政大臣忠實のことなり。宇治に居られるにより、かくはいへり○橋を引かせ 宇治橋を引き除かせてなり○左府の公達 左大臣頼長の子息達なり○僧都 僧官なり。僧正に次ぎ、大少各正權あり。四位の殿上人に准せらる。僧官には、大僧正、僧正、(權正)大僧都、(正權)少僧都、(正權)律師、(正權)あり。この外に、又、法印、法眼、法橋をよかる。さて法印は、僧正に、法眼は僧都に、法橋は律師に相當す。これは清和天皇の貞觀六年に

定められし所なり。又、上座、寺主、都維那を僧官中の三綱といふ○不次の賞 次第に拘はらざる、特別の賞といふこと也○權別當惠信法印 別當は、僧官にて中等のものなり。惠信は法印にて、別當を兼ねたるなり○關白殿の御息 惠信法印は、關白忠通の子息なり○忍び給ひて 忍び隠れての義にて、微行してといふ意なり○是れは如何なる御企ぞや。忠實公が、南都の僧徒等を語らひて、事を擧げんとせらるゝは、如何なる御企てなるぞや。あきれたる次第なりと、記者の嘆息したる詞なり○此の入道殿は君も重きことに思し召し 入道殿は、宇治大相國のことなり。此の大相國をば、當今の主君御白河院にも、大切に思し召すといふ意なり○世以て心にく、執し奉る處に 世の中にも、重く心に掛けて、取り扱ひ奉るにとなり○内覽氏長者 前に註せり○法性寺殿御違ひ 法性寺は關白忠通のことなり。法性寺殿と頼長と御兄弟の間、悪しくなりてとなり○何の御怖畏かあるべき 何の懼るゝことかある。懼るることもしとなり。この文意は、忠實公の御處置の悪しかりしがために、關白と左府と、兄弟の間中違ひとなりて、それより天下の大亂も引き起りたることなれば、其の責め忠實公にありとはいへ、關白忠通公とは御父子の間柄なれば、關白殿此の世にあらせらるゝ上は、御一身には、何の懼れ氣遣ふことのあるべき。氣遣ひ給ふこともなしとなり○君に立て合ひ奉らんと御支度以ての外云々 立て合ふとは、相手に向ふことをいふ。支度は用意なり。天子に敵し奉らんと御用意は、非常の御過失なりとなり。以ての外は、甚しといふ意なり○十善の戒行 前に註せり○二の舞 舞樂に、安座といふをかしき舞あり。其の樂を舞ひ終りて、其の次に舞ふ、をかしき舞を二の舞といふ。それより轉じて、人の後にて、其の眞似をなすを、二の舞といふ。こゝは、既に源平の氏族さ、打ち負けたるに、其の眞似をなすの、愚をいひたるなり○天魔の魅し奉るか知らず 天魔は、こゝにては惡神の靈といふことなり。文意は、悪しき神靈の欺き迷し奉るかも知れずとなり○社 藤原氏の氏神なる春日明神をいふ○唇を反して云々 人の笑ふ時は唇を反すにより、笑ふことを唇を反すといふ。人々笑ひて、悪しく申し合へりとなり。上文の

其の上今度源平兩家云々といふより、こゝ迄の大意をいへば、主上に敵せんとするは、非常の御過失なるのみならず、今度源平兩家の武士共、新院の命を承つて、一身を擲ち、勵み戦ひてすら、天子の重き御威徳には打ち勝つ能はずして、官軍の勝利となりたるに、其れにも懲り給はずして、この御企てをなさるゝは、彼の二舞に少しも違はざる、愚の眞似を爲さるといふべきなり。かゝる御所行は、悪しき神靈の迷はし給ふか、又は、春日明神の御咎めを受けたるかにて、實に尋常の御行ひとは思はれずと、人々笑ひて譏り申志しとなり

同じき十一日、夜に入つて、關白殿、本の如く氏長者に成らせ給ふ。去んぬる久安の頃、富家殿の御計らひとして、左大臣に成り給ひしが、今本に復せしぞ目出度かりし。子の刻計りに及んで、武士の勳賞行はる。安藝守清盛をば播磨守に任じ、下野守義朝は左馬權頭になる。陸奥新判官義康は藏人に成されて、即、昇殿を許さる。義朝申しけるは、此の官は、先祖多田滿仲法師始めて成りたりしかば、其の跡芳しく候へども、本は左馬助なり。今權頭に任ずる條、莫大の勳功に、更に面目とも覺えず。朝敵を伐つ者は半國を賜はる。其の功、世々に絶えずとこそ承れ。其の上、今度は嚴親を背き、兄弟を捨て、一身御方に參つて合戦を致すこと、自餘の輩に超えたり。是れ救命の重きに依つて、背き難き父に向つて、弓を引き矢を

放つ、全く希代の珍事なり。然れども身の不義を忘れ、君命に従ふ上は、人に勝る恩賞、なんぞ無からんやとぞ申しける。此の條尤道理なりとて、中御門藤中納言家成卿の子息隆季朝臣左馬頭たりしを、左京大夫に移されて、義朝を左馬頭にぞ成されける。

久安 近衛帝の年號なり。氏の長者を忠通より奪はれたりしは、久安六年九月のことなり。○富家殿の御計らひとして左大臣に成り給ひしが、富家殿は、忠通の父、忠實のことなり。忠實、次子頼長を愛し、忠通よりこの職を奪ひて、頼長に與へしなり。左大臣に成り給ひしがとは、忠通は關白左大臣のみにて、氏の長者を取られたるをいふ。○今本に復せしぞ目出度かりし 今、忠通が、本の如く、氏長者の職に復したるは、目出度しとなり。○子の刻 昔の夜の九つ時にて、今の午後十一時より十二時迄の間をいふ。○勳賞 前に出づ。○播磨守 當時は、六十八國を大國、上國、中國、下國の四等に分てり。播磨は大國にて、安藝は上國ゆゑ、國司の身分一段高くなるなり。○昇殿 前に出づ。○左馬權頭 相當從五位上なり。御馬を調練し、官人を下知して、習養飼供の事を支配し、並に、一切兵馬等の事を監察する職なり。○多田滿仲法師 法師とは僧の通稱なり。源滿仲は、攝津の多田に居りて、佛門に入りしかば、かくはいふなり。○始めて成りたりしかば云々 先祖滿仲、始めてこの職に成りたりしが、其の子孫たる義朝に於て、其の跡を繼ぎ、左馬權頭になりたるは、實に、名譽には候へどもとなり。○本は左馬助なり 左馬助は馬寮の次官にて、權頭よりは一段卑きのみなり。義朝已前に此の職を勤めたるを以て、かくはいふなり。○莫大の勳功には更に面目云々 莫大とは、之より大なる莫しとの義にて、極めて大なることなり。自分は、已前に、左馬助の職を勤め居れば、今其れより、僅に一段、上なる權頭に任せらるゝにては、このたびの、極めて

大なる勳功に對しては、更に名譽の事とも思はずとなり○朝敵を伐つ者は半國を賜はる其の功世々に云々 其の功世々に絶えずとは、子孫に傳ふるをいふ。この文意は、昔より朝敵を伐ち平けたる者には、半ヶ國を賜はりて、其の土地を子孫に迄傳へしむと承り及べり。されば今度の賞としては、今一層の榮職を賜はりても、然るべしとなり。是れは、大寶の田令に、凡功田、大功世々不絶、上功傳三世、中功傳二世、下功傳子などあるをいへるなるべし○殿親 父のことなり○自餘の人に超えたり 親に背き兄弟を捨て、自分一人主上の御方に參つて、合戦をせし事は、同じ功ある者の中にも、其の功一層人に超えたりとなり○全く希代の珍事なり 實に、世に稀なる珍しき事なりといふ意なり○然ども身の不義を忘れ云々 身の不義を忘るとは、父に背き兄弟を捨てたるをいふ。文意は親に背くの不義なることをも顧みずして、君命に従ひ合戦せし事なれば、外の人に勝りたる御恩賞、何ぞ無からんや、必ずあるべきなりとぞ申しけるとなり○左馬頭 馬寮の長官にて、職權頭に同じ。

(二十) 左府御最後附大和國御歎きの事

さる程に、明くれば十二日、左大臣未だ目の働き給ひければ、富家殿に見せ奉らんとて、奈良へ下し參らせんとて、梅津の方へ赴き、小舟を借りて柴木を上に取り掩ひ、桂河を下りに落し參らす。日暮れければ、其の夜は賀茂河尻に留りて、明くる十三日に、木津へ入り給ふ。御心地も次第に弱りて、今は限りに見え給へば、柞の森の邊より、圖書允俊成を以て、興福寺の禪定院におはします入道殿に、此の由申したりければ、即、迎へ參らせたくは思し召しけれども、餘りの御心憂さに

やありけん。何どか入道をも見んと思ふべき。我も見えんとも思はず。やをれ俊成よ。思ふても見よ。氏長者たる程の者の、兵杖の先に懸ることやある。左様に不運の者に、對面せんこと由なし。音にも聞かず。まして目にも見ざらん方に行けと云ふべしと、仰せも果てず、御涙に咽ばせ給ひけるこそ、御心中推し量られて、誠にさこそ思し召すらめとあはれなれ。俊成歸り參つて、此の由申しければ、左府打ち領かせ給ひて、やがて御氣色替らせ給ふが、御舌の先を噛み切りて、吐き出させましくけり。如何なる事とも心得難し。斯くては如何し奉らんと覺えければ、立顯得業の輿に昇き乗せ參らせて、十四日に奈良へ入れ申しけれども、我が坊は寺中にて、人目も慎しとて、近きあたりの小屋に休め奉り、様々に痛はり參らせけれども、終に其の日の午の刻計りに、御事切れにけり。其の夜やがて般若野の、五三昧に納め奉る。

未だ目の働き給ひければ 息も絶えくの體なり○富家殿 前に出づ○奈良へ下しまるらせんとてこの時、忠實は、奈良の興福寺の中に居るを以てなり○梅津 四條通りを、遙か西に行きたる處なり○柴木を上に取り掩ひ 柴木は、山野の雜木、又は、枝などを切りて、薪とするものなり。人に見知られ

ざらんために、かくはせしなり○桂川 嵐山の麓より、京都の西を流る、河なり○賀茂河尻 賀茂河と桂河と落ち合ふ處なり○木津 木津河は、伊賀より山城の南方へ流れて、淀河に落ち合ふ河なり○今は限りに見え給へば 今は命の限りにて、息も絶えんとする様に見え給へばとなり○柞の森 木津河の邊にあり○圖書允 圖書寮の判官にて、大允少允各一人なり。大允は相當正七位下、少允は從七位上なり○餘りの御心愛さにやありけん 文意は、早速迎へられたく思し召されたれど、頼長の有様を聞きて、其のさまの拙きを、非常につらく思はれたであらうとなり○何とか入道をも見んと思ふべき云々 其の拙き有様にて、何とてか、この入道に面會せんと思ふべき、思はるべきにもあらず、又、我とても、其様なる者に面會せんとも思はずとなり○やをれ俊成よ思ふても見よ やをれは、や居れといふより轉じて、人を呼び掛くる詞となりたるなり。文意は、マア俊成よ、其方も我がいふ事を、思ふて見よとなり○兵杖 武器のことなり。文意は、苟も氏長者たる程の身分の者が、如何なる場合なりとて、武士などの箭先などに懸るなどいふことのあるべき、決してあるべきにもあらずとの意なり○音にも聞かず云々 左様なる不運の者には、對面すべき由縁もなく、又噂にも聞きたくなきにより、一層目にも見えないう様なる遠き方に行けど、父忠實が云ひたりと、汝歸りて、頼長に告げよと、云ひも終らずしてとの意なり○賊にさこそ思し召す云々 親の御身として、頼長の有様を聞くからは、左様に思し召さるゝも、賊に無理ならざる事と思はれて、哀れなりとなり○打ち領く 領くとは、口には言はずして、只頭を前へ揺かして、承知したる意を示すをいふ○如何なる事とも心得難し 如何なる事とも、更に合點ゆかずとなり○玄顯得業 玄顯は藤原顯憲の子なり。得業とは、佛門に入りて、年功を積みたる者の美稱なり。玄顯得業より、輿を借りて、かき乗せたる也○我坊は寺中にて云々 我坊とは、玄顯の居る坊なり。我が坊は、寺中にて、人目も憚りあればとてなり○様々に痛けり云々 種々に心を用ゐて、介抱し参らせられたれどもとなり○御事切れにけり 息の絶えたるをいふ○般若野 奈良の東南にあり○五三昧 佛堂なり

藏人大夫經憲、最後の御宮仕へ、懇に仕つて、即出家入道し、入道殿の渡らせ給ふ、禪定院に参りて、有りつる御行跡共、委しく語り申しければ、北政所、公達皆泣き悲しみ給ふこと斜ならず。殿下は御手を顔に押し當て、良久しく泣き給ひけるが、さるにても言ひ置きつる事はなかりつるか。いかに此の世に執心の留る事多かりけん。我が身のはかなくなるに附けても、子供の行く末、さこそ覺束なく思ひけめ。攝政關白をもせさせて、今一度、天下の事執り行はんを、見ばやとこそ思ひつるに、命存へて、斯かる事を見るも、前世の宿業か、合戦に出で、命を惜まぬ兵も、必しも疵を被ることなし。其の上今度は、源平兩氏の輩も、然るべき者は、一人も撃たれずとこそ聞け。其の外月卿雲客北面まで、参り籠れる者多かりけるに、何なれば左府一人、流れ矢に中りて命を失ふらん。いかなる者の、放しけん矢にか中るらん。うたてさよ。但し、漢高祖は、三尺の劔を提げて天下を治めしかども、淮南の黥布を伐ちし時、流れ矢に中つて命を失ふ。彼れを以て是れを思ふに、定めて今生一世の事にあらじ。前世の宿業なるべし。竊に國史を勘ふるに、大臣誅

を請くること、其の例多し。天竺震旦をば暫く置き、日本我が朝には、圓大臣より始めて、其の數あり。圓大臣、雄略天皇に撃たれ奉りてより以來、眞鳥大臣、守屋大臣、豐浦大臣、入鹿大臣、長野大臣、金村大臣、惠美大臣に至る迄、既に八人に及びべり。されども、氏、長者たる者、弓箭の先に懸る様未だ聞かず。あはれ取りも替る物ならば、忠實が命に替へてまし。悲しきかな。蘇武が胡國に赴きしも、二度漢家萬里の月に歸り、阮君が仙洞に入りしも、秦室七世の風に歸りき。頼長一度去つて、再會何の時をか待たん。かひなき命だにあらば、縦ひ不返の流罪に行はるども、忽に失はるゝことはよもあらじ。若し東國に謫居せば、津輕や蝦夷の奥までも、遠路を凌ぎて、駒に鞭をも打ちてまし。若し西海に左遷せられれば、鬼界が島の果てまでも、船に竿をも差すべきに、行きて歸らぬ別れ程、悲しきことはなきぞとよ。計らざりき是れ程に、老いの心を惱ますべしとはとて、御涙堰き致へさせ給はぬを、見奉るもあはれなり。

最後の宮仕へ懸に仕つて、宮仕は、元來、宮中に仕へ奉るをいへれど、轉じては、貴人に奉公することをいふ。こゝは轉じたる方の意なり。頼長死後の葬式、其他佛事の事など、丁寧に、奉公仕つてといふと

なり○有りつる御行跡共云々 行跡とは行爲の痕迹といふ意にて、是れ迄の始末といふことなり○北政所公達 北政所とは、攝政關白などの妻の尊稱にて、宣下を蒙りて稱するなり。蓋し家の内にて、南は表、北は奥にて、夫人は奥の政事を取るゆゑ、かくいふなり。こゝは頼長の奥方をいふ。公達は頼長の子息なり○斜ならず 一方ならずといふ意なり○執心 執着の心といふ義にて、思ひ込みの強きをいふ○はかなく 死することはいふ○覺束なく 安からず思ふことなり○子供の行末こそ云々 上文の、如何に此世に執心云々より、是れ迄の文意は、如何程、この世に思ひを殘せしか、定めし思ひ殘せしことも多かりしならん。殊に、其の身の果敢なくなるにつけても、我が死後に、子供等は、如何なるならんなどと、其の行く末をも、定めし一方ならず、不安心に思はれしならんとなり○見ばや 見たいといふ意なり○命存へて斯かゝる事を云々 宿業とは宿世の業といふ義にて、前世より、其の人に定りたる運といふことなり。文意は、今一度、頼長を攝政關白にさせて、天下の政事を執り行ふを、傍より見たいと思ひ居りしに、案外にも生き存へて、斯様な愛目を見る事に至りしも、前世より、我が身に定り居る運なるかとなり○月卿雲客北面 月卿は公卿のこと、雲客は四位五位の殿上人のこと、北面は北面の武士のことなり○うたてさよ 情なきといふ意なり。上文の、合戦に出で、命を惜しまぬ兵ともいふより、こゝ迄の文意は、戰場に出で、生命を惜まぬ武士だにも、時としては、討死せざるのみならず、疵をだに被らざることあり。まして今度の戦には、武士たる源平兩家の氏族中にも、然るべき重立ちたる者は、一人も撃たれたる者なしと聞くのみならず、月卿雲客北面の者だちも、數多院の御所に参りて、籠り居たりしに、是れまた、左迄、弓箭に懸りて死したるものなきに、いかなれば、頼長一人のみ、流矢に中りて、生命を失ひたるであらう。また其の流矢は、如何なる者の、射たるものの中りたるであらう。げに、頼長一人のみ、此の害を被るの、情けなきこととなり○淮南の黥布 淮南王黥布は、漢高祖の臣なり。後高祖に叛せしかば、高祖之を撃ち、流矢に中り、遂に長樂宮に崩せり○彼れを以て是れを思へば云々 彼

の高祖の事を以て、今、此の頼長の事を思へば、頼長の流矢に中りて死せしも、今生の出来事にあらずして、前世よりの定業なるべしとなり○震旦 支那のことなり○圓大臣 大草香皇子の子眉輪王、安楽天皇を弑し奉りて、圓大臣の家に匿る。安楽帝の同母弟、大泊瀬尊即雄略天皇、圓大臣の家を圍みて、之を討ぜしかば、大臣眉輪王と共に焚死す○眞鳥大臣 仁賢帝崩じ給ひし時に、謀反を以て誅せらる○守屋大臣 物部守屋は、用明帝の崩じ給ふ時、謀反を以て蘇我馬子に攻め殺さる○豊浦大臣 蘇我馬子の子にて、入鹿の父なり。皇極天皇の時、父子共に、中大兄皇子のために誅せらる○長野大臣 長野大臣詳ならず。参考に、長屋王なるべしとあり。長屋王は太政大臣高市王の子にて、聖武天皇の時、左大臣たりしが、反を謀りて自殺す○金村大臣 詳ならず○惠美大臣 惠美押勝なり。孝謙天皇の時、反を謀りて誅せらる○蘇武 漢の人なり。漢の武帝の時、匈奴に使ひして、匈奴に捕へられ、胡國に留めらるゝこと十九年にして、昭帝の始元六年に、雁に書を託して、再び漢國に歸れり○阮君 阮肇とて漢末の人なり。阮肇天台山に入り、女子に逢ふ。後家に歸れば、已に七世を経たりといふ。仙洞は、仙人の住める洞巖のことなり○かひなき命だにあらば 生きて居りても甲斐なき命にせよ、存へてあらばとなり○不返の流罪 不返とは無期限のことなり。流罪は遠國に配流するをいふ○謫居 罪を得て、貶黜せられ居るをいふ○駒に鞭を打ちてまし 駒に鞭を打ちて、尋ね行かんとすの意なり○左遷 官職を貶せらるゝことをいへれど、多くは流罪などに處せらるゝことをいふ○鬼界か島 薩摩の南方海中、硫黄が島の異にあり○船に竿をも差すべきに 船に乗りて尋ね行くべきにの意なり○行きて歸らぬ別れ 死別なり○計らざりき 是程に老いの心を云々 生き存へ居りて、是程の愛き目に、心を苦しむべしとは、豫てより思はざりきといひてとなり

左大臣殿失せ給ひて後は、職事辨官も故實を失ひ、帝闕も仙洞も、朝儀廢れなん

とす。世以て惜しみ奉る。誠に累代攝籙の家に生れて、萬機内覽の宣旨を蒙り、器量人に超え、才藝世に聞え給ひしが、如何ありけん。氏長者たりながら、神事疎にして、威勢を募れば、我れ件はざる由、春日大明神の御託宣あり。神慮の末こそ恐しけれ。

こゝは記者の評なり○職事辨官 職事は藏人のことなり。職原抄藏人所の條に、四位侍臣中、殊撰其人爲頭、五位中又撰補三人、六位又撰補四人、謂之職事とあるにて知るべし。辨官は太政官の判官にて、重き役なり。職事辨官共に、朝廷の先例故實を知らざれば、勤むること能はず○帝闕 宮闕といふに同じく、朝廷の事なり○仙洞 上皇の御所なり。左大臣失せ給ひてより、世以て惜しみ奉る迄の文意は、博覽多識にして、前例故實に通じたる頼長公、失せ給ひし後は、誰に問ふべき様もなく、又、誰あつて故實を知る者もなければ、自然に職事辨官も、前例故實を亂し失ひ、朝廷も院の御所も、共に、其の儀式、衰頽せんとせり。されば世人皆頼長の死を惜みしとなり○攝籙 前に出づ○萬機 天下の政務をいふ○氏長者たりながら云々 頼長氏長者たる上は、一層神事を慎むべきに、其の職にありながら、神事を疎略にして、己が權威に増長するによりて、我れ明神は、汝の身に附添ひて其の一身を保護せざる由、春日大明神豫て御託宣ありしが、果して此の禍に罹りて、失せ給ひしを見れば、神の御思召の後こそ、其の通りにて、恐しきものなれとなり

此の左府、未だ弱冠の御時、仙洞にて、通憲入道と御物語の次いでに、入道、攝家の御身は、朝家の御鏡にておはしませば、御學問あるべき由、勧め申しけり。是れに

依つて、信西を師として、讀書ありて、螢雪の功を勵み給ひける。其の後、左府御病氣の由聞えしかば、入道訪らひのために、宇治殿へぞ参りたりける。聊御心地宜しくおはしまし、かば、臥しながら文談し給ひけるに、龜のトと、易のトとの淺深を論じ給ひけり。左府龜のト深しと宣へば、通憲易のト深しと申すに依つて、御問答、事廣くなりて良久し。互に多くの文を引き、數多の文を開き給へり。入道終に負け奉りて、今は御才學既に朝に餘らせおはします。此の上は御學問あるべからず。若し猶爲させ給はゞ、御身の崇となるべしと、申して出でにけり。御心にも、此の事いみじと思し召しけるにや。みづから御日記に遊したる詞に曰はく、先年、於院可學問、由詛事、予二十歳也。今病席論、二十四歳也。中僅四年中、才智既蒙彼許可、都四年學問間、書卷毎聞、彼諾、無忘事、今拭感涙、記此事、と侍り。誠に信西の申されける詞は、掌を指すが如し。才に誇る御心ましませばこそ、御兄法性寺殿を、詩歌は閑中の弄び、能書は賢才の好む所にあらずなど、直下と思し召されけめ。弟子を見ること師に若かずといふこと、誠に明けし。是れ御學問を止

め申すにあらず。才智に誇り給ふ處をぞ、戒め参らせけん。まづ御心誠に心ありて、麗はしき御心ばせの上の、御學問こそ然るべけれ。何か都べて、内外の鑽仰、只一心の爲なり。調達が八萬歳を暗ずる、終に奈落の底に墮す。隋の煬帝の才能、人に勝れたりしも、國を滅す基たり。學者の心を用ゐること、只此の處にあるべし。されば孔子の詞にも、古の學者は己れが爲にす。今の學者は人の爲にすと宣へり。夏桀、殷紂は、儒道に惡む輩、文書に貶る所なり。然れども、能藝優長にして、才智人に勝れたり。依つて是れを戒むる詞に、智は能く諫めを拒くに足り、言は則非を飾るに足り、人臣に矜るに能を以てし、天下に高ぶるに聲を以てすと云へり。かやらの先言を思ふに、俊才におはしまし、かども、其の御心根に違ふ所のあればこそ、祖神の冥慮にも違ひて、身を滅し給ひけり。

弱冠 支那の周の制に、男子二十歳にて冠を加ふといふより、二十歳のことを弱冠といふなり。○仙洞 前に出づ。○攝家の御身は云々 攝家とは攝政家の畧なり。御鏡とは、鏡は物の妍媸を照らすものなるにより、政事の善惡を差別するをいふ。この文意は、攝政家に生れたる方は、他日朝廷の上に立ちて、天子の御鏡となりて、政事の善惡を判定せらるゝ御身にましませばとなり。○信西 通憲入道の法名なり。○螢雪の功 晋の車胤が、螢を集めて書を読み、唐の孫康が、雪に映らして書を見たる故事より出でたる

語にて、苦學することをいふ○訪らひため 病氣見舞のためなり○龜の卜と易の卜との淺深を云々
龜の卜は、龜の甲を焼き、其の割れ方によりて、吉凶を占ふ法なり。易の卜は、筮竹を數へて、吉凶を占ふ
法なり。龜卜と易卜との理の淺深を論じ給ひけるとなり○互に多くの文を引き云々 互に許多の文章
を引證し、數多の文書を開きて議論せりとなり○今は御才學既に餘らせおはします 今にはや、御學問
の程、朝廷中に及ぶ者なしといふ意なり○御心にも此の事いみじと云々 いみじは甚勝れたることな
り。文意は、自分の心にも、通憲と議論して、勝ちたるを、非常にすぐれたる事に思し召されたであらう
となり○御日記 左府の日記は、台記とて、今も猶寫本にて傳はれり○先年於院云々 先年院の御所に
於て、通憲より余に學問すべく希望せられたる事ありしが、其の時は余は廿歳なりとなり○今病席論云
云 今病中にて通憲と議論せし時は、廿四歳なり。されば僅に其の間四年の中に、學問上達して、彼との
議論に勝ち、剩へ、今は學問充分なれば、勉強するに及ばずとの許可を蒙れり。思へばこの四年の學問を
なす間、書物を開いて疑あるや、すべて彼れに質して、其れはかく／＼なりと、彼の指導を聞く毎に、一と
して忘却することなかりき。それがため、今日の域に進むを得たるなれば、今感激の涙を拭つて、此の事
を記すと日記に記してありとなり○掌を指すが如し 明なることをいふ。文意は、信西が學問せば、却り
て其の身の祟りとなるべしといはれたる詞は、誠に明にして、信西のいふ如く、願長は學問に自慢する
心あるによりてとなり。才とは、こゝにては、學問のことをいふなり○詩歌は閑中の云々 この二語前
に出づ○直下 眼下に見下す意○弟子を見ること云々 古言にて、弟子の性質を見分くることは、師に
は及ぶべからずといふ意なり○是れ御學問を止め申すにあらじ云々 上文にある如く、信西が願長に
向つて、學問するに及ばず。もし此の上の學問せば、其の身の祟りとなるべしといへりしは、單に學問を
爲すことを止めたるにはあらずして、願長が其の學問に長ずるを誇るにより、ために禍を受けんことを
恐れて、これを戒められたであらうとなり○御心誠まことに心ありて 己が心の、眞實に、誠に志す心ありて

といふ意なり○内外の鑽仰 内外は内典外典とて、佛書と儒書とをいふ。鑽仰とは、論語に、顏淵が孔子
の道を歎賞して、之を仰げば彌高く、之を鑽れば彌堅しといふ語を取りて、此の道に深く明らかなるを
いふ○調達 天竺の悪人、提婆達多の一名なり。白飯王の子にして、釋迦如來と同日を以て生る。聰明有
智なりしが、五逆を犯して、地獄に落ちたる人なり○奈落 地獄のことをいふ○隋の煬帝 隋の亡びた
る時の天子なり○學者の心を用ゐること云々 上文の、先御心誠まことに心ありてといふより、この句迄の文
意は、先第一に、誠の道に志す所の、結構なる心行きありての上にて、學問することよろしけれ。都へて、
内外典の道を窮むるも、何のためかといはば、徒らに才智を増長するためならず、専ら一心を修むる
ためなり。若し然らずして、誠の心なくば、いかに學問するとも、更に益なきなり。彼の天竺の調達は、學
問才智ありて、八萬歳の既往の事迄も、暗記せし程の人なれども、其の心誠ならずりしかば、五逆を犯し
て地獄の苦境に落ち、又隋の煬帝は、學問才能人に勝れたりしも、其の心誠ならずりしかば、驕奢に耽り
て、國を滅す基をなせり。されば、學者は驕らず奢らずして、一向此の誠の道に心を用ゐるべきなりとなり
○孔子の詞 論語にある語なり○夏桀殷紂は儒道に惡む輩文書に云々 夏桀は夏の滅ぶる時の天子、
殷紂は殷の滅ぶる時の天子にて、共に暴虐の君なり。桀紂は暴虐の君なりしかば、儒道に於て、尤も惡む
所の輩、文書に於て尤も貶する所の君なりといふ意なり○智は能く諫めを拒ぐに足り云々 聲を以て
すとは、名譽を以てすといふ意なり。こゝの文意は、桀紂は其の智慧は、遁辭を設けて人の諫言を拒ぐに
足り、辨舌は甘くして、自分の非なる事も是なるが如く、修飾するに足り、臣下に矜るには、己が才能を
以てし、天下の者に高ぶるには、天子といふ名譽を以てすと古書にもいへり。桀紂はかくの如く、智辨藝
能あれども、徳なきがために、其の國を滅亡せり。されば、益、以て人は誠の道を主とすべきなりとの意
なり。紂王のかくありし事は史記に詳なり○加様の先言を思ふに かやうなる先人の言を思ひ合はす
るにどの意なり○俊才にはおはしませし、かども云々 御心根とは御心底といふが如し。冥慮とは神の

御計らひをいふ。この文意は、頼長は、萬人にすぐれたる學問はありしかども、其の御心底、賊の道に違ふ所ありて、矜り高ぶりにしにより、祖神、即、春日明神の思し召しにも違ひて、終には其の身を滅すに至りしとなり

(二十二) 敕を奉じて重成新院を守護し奉る事

さる程に、新院は御室を憑み參らせられて、入らせ給ひしかども、門跡には置き申されず、寛遍法務が坊へぞ、入れ進らせける。御室は五宮にて渡らせ給へば、主上にも仙洞にも、御弟にておはしましけり。此の由、五宮より内裏へ申されたりければ、佐渡式部大輔重成を參らせられて、院を守護し奉られけり。餘りの御心憂さにや、御心の留まることはましますまじけれども、斯くこそ思し召し續けられ。

思ひきや、身を浮雲となし果て、あらしの風に任すべしとは、

憂き事の、まどろむ程は忘れられて、覺むれば、夢の心地こそすれ

○御室 解前に出づ○門跡 解前に出づ○法務 是れは、僧の官位にあらず、職掌なり。僧正僧都律師などの兼帯にて、役義の位は、四位の殿上人に準せり○坊 仁和寺の塔中なり○五宮 鳥羽院第五の皇子にて、初の名は本仁、後に覺性法親王と申す。一に仁和寺若宮とも稱せり○餘りの御心憂さにや云々

こゝは、御心の留まることはましますまじけれども、餘りの御心憂さにや、かくこそ云々と、句を上下に轉置して見るべし。御心の和歌などに留まることはいけれど、非常に、御心苦しく思はれたるにやあらん。かく思し召し續きけるとなり○思ひきや身を浮雲と云々 この歌は、一の句を五の句の下に移して見るべし。思ひきやとは、思はざりしといふ意なり。二首共に、其の意明なり

(二十二) 謀叛人各召し捕らるゝ事

新院近習の人々、或は遠國に落ち行き、或は深山に逃げ隠れて、其の行き方を知らざれば、謀にや。少納言入道信西、陣頭に於いて、其の人は其の國、彼の人は彼の國と定めらるゝ由、披露ありければ、さては、命計りは、助からんとや思ひけん。皆出家の形に成りて、こゝかしこより出で来る。左京大夫教長卿と、近江中將成雅と二人は、太秦なる所に、出家してありければ、周防判官季實を差し遣して、召し捕らる。四位少納言成隆と、左馬權頭實清と二人は、天台山淨土谷にて、様替へて、座主の宮へぞ參りける。此等を始めとして、心も起らぬ僧法師に成り續けて、我れ劣らじと出でけるこそ、はかなけれ。

陣頭 解前に出づ○謀にや少納言入道信西云々 一つの計畧にやあらん。信西、諸役人列座の陣頭に於いて、上皇に味方せし某は何の國、某は何の國に、流刑の事に定められたる由を、發表ありければとなり

○さては命計りは云々 四方に隠匿し居りたる新院一味の人々は、信西の披露せし事を追々に聞知して、それでは、生命丈は助かりしものと思ひたであらう、いづれも出家の姿になりて、此處彼處より出て來りたりとなり○太秦 廣隆寺のある所にて、二條通りの遙か西なり○天台山 比叡山のことなり○様替へて 剃髮して僧の姿になるをいふ○座主の宮 前に出づ○心も起らぬ僧法師に云々 眞實、道心も起らぬ所の、俄か法師に、我れも我れも成り續いて、我れ後れむと現はれ出で來ること、はかなけれとなり

皇后宮權大夫師光入道、備後權守俊通入道、能登守家長入道、式部大輔盛憲入道、弟の藏人大夫經憲入道をば、東三條にて水問せらる。内裏より藏人右少辨資長、權右少辨惟方、大外記師業、三人承つて奉行せり。中にも盛憲兄弟、前瀧口秦佐康をば、鞆負廳にて拷問せられけり。此等は左大臣の外戚にて、事の起りを知りたるらん。又近衛院並びに美福門院を咒咀し奉り、徳大寺を焼き拂ひたりし故を問はるゝに、下部、まづ衣裳を剥ぎ取りて、頸に繩を付けゝれば、こは何事ぞや。我を助けよと云ひければ、坐に列る官人共、目も當てられず覺えけり。然れども、刑法限りあることなれば、七十五度の拷問を致すに、始めは聲を揚げて叫びけれども、後には息絶えていはず。日こそ多きに、七月十五日、今日しも、斯かる罪に行

はるゝことこそ無慚なれ。其の上、五位以上の者、拷器に寄せらるゝこと、先例稀なり。水尾天皇の御時、貞觀八年閏三月十日の夜、應天門の焼けたりけるを、大納言伴善男卿、造意の嫌疑ありければ、使廳にて拷訊せられける例とぞ聞ゆる。彼の大納言は實犯にて、同じき九月二十二日、終に伊豆の國へぞ流されける。それは昔の事なり。近き世には例なし。情なしとぞ申しける。

水問 水責めにする事○奉行 すべて其の事を取り行ふをいふ○鞆負廳 衛門府のことなり。鞆は矢を入るゝまこをいふ。左右衛門は、弓矢を帶して、禁門を警固するつかさなるにより、其の府をかくはいふなり○拷訊 拷は打つなり、訊は問ふなり。故に嚴しく責め尋ねるといふ○外戚 妻方の親族をいふ○徳大寺 徳大寺内大臣實能公の家なり○下部 雜事に召し使はるゝ、卑賤の者をいふ○坐に列なる官人共 訊問の座に列なる役人共との意○目も當てられず云々 其の有様の哀れにて、見るにも堪へ難く思はれたりとなり○刑法限りあることなれば 哀れには覺えられど、法律上定めりあることなればとなり○日こそ多きに七月十五日の夜云々 陰曆七月十五日は、孟蘭盆の佛事の日にて、佛及び死者の靈を祭る日なり。無慚は哀れに慘酷なることなり。訊問すべき日も多きに、殊に孟蘭盆の祭日に、斯かかる罪に處せらるることこそ、實に慘酷なれとなり○拷器に寄せらるゝこと云々 拷器は責め道具なり。五位以上の者を責め道具にて、嚴しく責め折檻せらるゝこと例は、前代に稀なりとなり○水尾天皇 清和天皇のことなり。此の天皇は、山城國葛野郡水尾山に葬り奉りしより、かくは申し奉るなり。さて天皇の崩後は、その天皇の御陵の名を取りて、何の帝と稱し奉る例は多くあり。仁明を深草のみかど、文徳

を田村のみかど、稱し奉るの類なり○應天門 大極殿の第二の正門なり○大納言伴善男 伴善男は大伴國道の子なり。嵯峨天皇の諱に觸るゝを以て、姓を伴と改む。清和天皇の貞觀六年、善男事によりて、左大臣源信と隙を生じ、いかにもして、信を罪に陥れ、己れこれに代らんと志し、八年春、應天門を燒きて、信の爲す所と誣告せしが、事顯はれて、善男は伊豆に流され、其の黨與、罪を蒙る者多かりき○造意 心ありてなしたることをいふ○嫌疑 疑はしきことをいふ○使廳 檢非違使の廳なり○實犯 實際犯したるの意

(二十三) 重仁親王御出家の事

さる程に、新院の一宮、重仁親王のおはします所聞えずして、人々承つて、彼方此方尋ね進らする處に、今月十五日、女房車に乗つて、朱雀門の前を西へ過きさせ給ふを、平判官實俊、見附け奉つて、留め申せば、御出家あるべきにて、仁和寺の方様へ渡らせ給ふとぞ、御供の人申しける。依つて此の由奏聞しければ、素懷を遂げさせ參らすべき由、仰せ下されけり。華藏院僧正覺曉、參つて申さるゝ仔細あつて、中御門東洞院なる所へぞ遷し奉りける。即、實俊承つて守護し進らせけり。

女房車 女房車は網代車なり、忍びて特更に、網代車に乗られたるなり。網代車は、檜の皮を細く割きて、

これをば組み合せて、其の上をまた漆もて塗りたるものなり。其の色の黄なるを黄網代といひて、それは、位なければ乗ること能はざるなり。竹にて編みて作りたるを、竹網代といふ○朱雀門 内裏の南門なり○御出家あるべきにて 御出家あらんとての意○方様 其方の方向をいふ○素懷を遂げさせ かねての願を素懷といふ。兼ねての希望を遂げさせて、出家せしめさすべき由なり○華藏院 仁和寺の中にあり。

(二十四) 爲義降參の事

さる程に、六條判官、並びに子共尋ね參らすべき由、播磨守に仰せ附けらる。十六日清盛三百餘騎にて、如意山を越えて、三井寺を求むれどもなし。東坂本にある由聞えて、大和莊泉辻といふ所を追捕す。是れは無動寺領なれば、大衆起つて、寺領を追捕する條、無念なり。仔細あらば、山門に相觸れてこそ、沙汰を致さめ。左右なく亂入の條、狼藉なりとて、軍勢に向つて散々に相戦ふ。官軍神威に恐れて、引き退く間、大衆勝つに乗つて、清盛が郎等兩三人搦め捕る。又大津の東浦を燒き拂ふ。是れは山門領たる上、昨日爲義を、舟にて東近江へ著けたりとて、爲てけれども、跡形なき虚説なりけり。

播磨守 平清盛なり○如意山 前に出づ○東坂本 比叡山の麓にて、近江に屬す○追捕す 其の邊の

怪しき者を捕ふるなり○是れは無動寺領なれば この、大和莊泉社といふ處は、無動寺の所領地なればの意。無動寺は叡山の本坊なり○無念 口惜しく思ふことなり○沙汰を致さめ 沙汰は處置する義なり。文意は、追捕する仔細あらば、一應山門に通知ありての上は、處置すべきなりとなり。山門は比叡山延曆寺のことなり。觸れとは、官より告げ知らすことをいふ○左右なく亂入の條云々 一應の通知もなく、遠慮なしに、寺領内に亂入する條、亂暴なりとの意なり。左右なくは、躊躇はざる義なり○大津の東浦を焼き拂ふ 是れは官軍の焼き拂ふなり○東近江 湖水の東をいふ○爲てければども 焼き拂ひたれどもといふ意なり○跡形もなき 跡も形もなきといふ意にて、痕迹もなきといふことなり。

爲義は直河といふ所より、木工神主が許に隠れ居たりけるが、官軍向ふと聞きて、三河三郎大夫近末といふ者の家に行きて、其れより東國へ下らんとしけるが、運や盡きたりけん。忽に重病を請けて、心身苦痛せられければ、氏神八幡大菩薩にも離され給ひけりとして、郎等共も落ち失せて、僅に子共の外、十八人計りぞ残りける。兎角して馬に痛はり乗せて、叢浦の方へ行きて、船に乗らんとする處に、誰れとは知らず、兵三十騎計り、追ひ來り、撃たんとしければ、頼賢以下身命を捨て、防ぎ戦うて、追ひ散らしてけり。其の時残る兵も、行き方知らずなりにけり。其れより、いよく頼み少になり果て、心細きのみならず、判官は重病に煩ひ

給ふ。其の上海道も塞り、關々も堅く守ると聞こえければ、中々東國へ下らんことも叶ひ難しとて、又三郎大夫が家に立ち歸りて、日暮れしかば、山上に上り、其の夜は中堂に通夜して、殊に重病失除の悲願を憑みて、終夜祈誓せられたり。明くれば十七日、西塔の北谷黒谷と云ふ所に、二十五三昧行ふ所に行きて、出家を遂げ、法名を義法房と附かれける。月輪房の堅者の許より、墨染の衣袈裟を奉りて、沙彌の形に成り給ふ。

直河 直河は西近江の地名なるべけれど、其の所今詳ならず○木工の神主 木工は神社の名なるべし○忽に重病を請けて 俄に重病を請けての意○氏神八幡大菩薩にも離され云々 氏神は、先祖を祭りたる神をいふ。藤原氏の春日明神に於けるが如き是なり。源氏の祖先は、清和天皇にて、八幡は應神天皇を祭れるなれば、八幡を源氏の氏神とは稱し難けれど、是れは、頼義が八幡の神の靈夢に感じて、義家を生み、八幡太郎義家と稱して、源家を興したるを以て、此の後、源氏の人々、別段に八幡を信仰して、氏神とは申せるなるべし。大菩薩とは、佛道にて、佛の次ぎに位するものをいふ。當時は、神佛混淆の世の中なれば、すべて神社にも、菩薩權現など、佛號を附けて稱せしなり。この文意は、軍敗れたる上に、今また危急の折柄、重病に罹るとは、よく爲義は、氏神八幡大菩薩に見離され給ひて、運の盡きたるなれば、附き添ひ居るも、甲斐なかるべしと思ひて、郎等の者共は、皆落ち失せ去りて、僅に子供の外には、郎等十八人計り残りたるのみなりとなり○叢浦 これも西近江の地名なるべけれど、今其の所詳ならず○東國 坂東のことなり○中々 これは容易にといふ意に見るべし○山上に上り 比叡山に上るな

り○中堂 延曆寺の中堂なり。比叡山の東塔にあり。一乘止觀院と號し、桓武帝の延曆七年に建立せられし所なり○通夜 終夜、佛堂に參籠して祈禱するをいふ○重病失除の悲願を憑みて 憑みては、一説に、憑けての誤なりといへり。さもあるべし。憑けては心に懸けてなり。文意は、我身の大病の、除き去る様にとの悲しき願を、一生懸命に、終夜祈禱せられたりとなり○西塔 比叡山三塔の一にして、賓幢院なり○二十五三昧 法會の名なるべし○堅者 僧官の卑きものなり○沙彌 梵語なり。息慈と譯す。惡を息めて、慈を行ふといふ意にて、始めて佛門に入り、髮を剃りし男子をいふ。女なるを沙彌尼といふ。

此の爲義は、十四歳にて叔父美濃前司義綱、其の子美濃三郎義明を伐つて、其の時の勸賞に左兵衛尉に成されけり。本は陸奥四郎とぞ申しける。十八歳、永久元年四月、清水寺別當の事に就きて、南都の大衆、朝家を恨み奉りて、國民を催し、春日の神木を先として、栗栖山まで來りたりしを、馳せ向つて、追ひ返しき。其の勸賞に左衛門尉に成る。二十八歳にて、檢非違使五位尉になる。日頃中、御門中納言家成卿に就きて、陸奥守を望み申しけるに、祖父伊豫、入道頼義、此の受領に任じて、貞任宗任が亂に依つて、前九年の合戦ありき。八幡太郎義家、又彼の國の守になりて、武衡家衡を攻むるとて、後三年の兵亂ありき。然れば猶意趣殘る國なれば、今爲義陸奥守に成りたらしましかば、定めて基衡を亡さんといふ志あるべき

か、旁不吉の例なりとて、御赦されなかりしかば、爲義然らば自餘の國司に任じて何かはせんとして、今年六十一迄、終に受領もせざりけり。日頃より地下の檢非違使にてありけるが、由なき新院の御謀叛に與みし奉り、年來の本望をも達せずして、出家入道してけるこそ無念なれ。

爲義は十四歳にて云々 爲義の義綱を伐ちたるは、事實なれども、義明を伐ちたるは、事實ならず。參考本に、其の誤謬なることを、詳に辨ぜり○清水寺 洛東八坂の郷にありて、奈良興福寺の末寺なり。延曆十七年大納言坂上田村麿卿、自宅を移して之を創す。始め觀音寺と號せり。行殿居士沙門延鏡に付屬せし地なり。大同二年敕願寺とし、清水寺と改めらる。寛永七年、大將軍徳川家光之を再修せらる。音羽山と稱す○別當 諸大寺に於ける、僧綱の長上職にして、寺門の護持を監する役なり。○栗栖山 前に出づ○檢非違使五位尉 五位にて檢非違使尉を勤むるなり○受領 孟津抄に、諸國の守をいふ。國衛莊園の事を執り行ふ者なりとある。簡にして明なり○貞任宗任 貞任は陸奥の住人安倍賴時の子なり。厨河次郎大夫といへり。前九年の役に、源賴義に誅せられき。宗任は貞任の弟、富海三郎と稱せり。前九年の役に、捕へられて九州松浦に流さる。或は、天喜四年に誅せられたりともいふ○武衡家衡 武衡は清原武則の子、後三年の役に、義家に殺さる。家衡は武衡の姪なり○意趣殘る國なれば今爲義云々 意趣とは心の趣きといふ義にて、心に恨む意趣あるといふ意より轉じて、他を恨み思ふことにて、遺恨といふ意に見るべし。成りたらしましかば、今の詞になつたならばといふに同じ。基衡は、貞任の亂に、賴義に誅せられたる經清の孫にして、清衡の子、秀衡の父なり。陸奥出羽の押領使たり。この文意は、陸奥出羽は、爲義が祖先の、屢、叛賊を討伐せし地にて、源家に於て、遺恨の殘れる國なれば、今、爲義陸奥守と

なるならば、必定、祖先に叛せし、經清の孫に當れる、基衡などを攻め亡さんの、志あらんかも知れずとなり○旁、彼れ此れといふ意なり○爲義然らば自餘の國守に任じて云々、自餘は其の外といふ意なり。文意は、爲義のいふには、陸奥守を許されざる上は、其の外に國守になりたりとて、何かせん。更に、他の國守には望なしとてとなり○地下、殿上人に對して、昇殿を許されざるをいふ○由なき、理由もなきなり○本望を達せずして、陸奥守にならざるをいふ○無念、口惜しく思ふをいふ

義法房、子共に向つて宣ひけるは、我が身が合期したらばこそ、おのゝ引き具して、山林にも立ち隠れぬ。我れは只義朝を憑んで、都へ出でんと思ふなり。さても今度の勳功に申し替へても、命計りは助けこそせんずらぬ。但し恣に院方の大將軍を承りたれば、敕命重くして、助かり難からんか、其れ又、力なき事なり。既に七旬に及び、惜しむべき身にあらず。萬一かひなき命助かりたらば、いかにもして、汝等をも助くべし。面々は、まづいかならん木の陰谷の間にも隠れ居て、事靜らん程を待つべしと宣へば、爲朝聞きも敢へず、此の儀然るべからず候ふ。縦ひ下野、守殿こそ、親子の間なれば、助け申さんとし給ふとも、天氣よも御赦し候はじ。其の故は、新院は正しく主上の御兄にて、渡らせ給はずや。左府又關白殿の御弟ぞかし。豈親とて罪科なからんや。義朝いかに申さるゝとも、立ち難くこ

そ覺え侍れ。御所勞直りおはしまさば、只何ともして、關東に赴き、今度の合戦に上り合はぬ、三浦介義明、畠山莊司重能、小山田別當有重等を相語らひて、東八箇國を管領して、暫しもおはしますべし。若し京都より討手下らば、爲朝一方承つて、思ふ儘に合戦して、叶はずば、其の時討ち死にすべし。などか暫く支へざらんと申しければ、其れは東國へ下着しての事ぞかし。落人となりぬれば、何事も思ふに叶はぬものなれば、降參せんと宣ひて、既に山より出で給へば、子供も泣く泣く供しつゝ、西阪本、下松を下りしかば、東雲やうゝ明け行きて、鳥の聲々告げ渡り、峯の横雲晴れければ、入道疾くゝ何方へも落ち行くべしと宣ひて、都の方へ赴き給ふを、暫く御待ち候へ、申すべき事候ふと、聲々に申せば、何事にやとて立ち歸り給へば、前後左右に立ち圍みて、泣くより外の事ぞなき。誠に只今を限りにて、又逢ふべきことならねば、餘波を惜しむも理りなり。

義法房、爲義の法名なり○合期したらばこそ各引具して云、合期とは思ふ様になることなり。文意は、我が病氣も全快して、思ふ様にさへならば、皆々を引き連れて、山林の間に立ち隠るべきなれども、今は重病にて、思ふ如くにあらぬゆゑ、自分は一向義朝を憑みて、都の方へ出でんと思ふなりとなり○